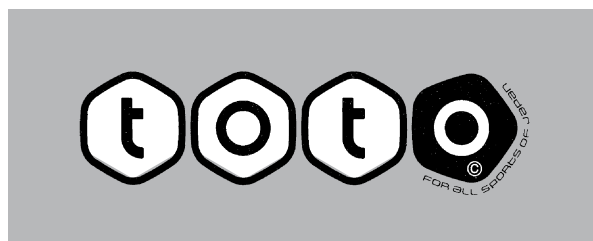


# スポーツ・運動指導者に 対するニーズ調査

【報告書】

平成 22 年 3 月

財団法人 健康・体力づくり事業財団



スポーツ振興くじ助成事業

スポーツ・運動指導者に対するニーズ調査【報告書】

平成22年3月

財団法人 健康・体力づくり事業財団



## はじめに

わが国におけるスポーツ・運動指導者は、昭和63年前後に文部科学省、厚生労働省と相次いで制度化（事業認定）され、その後、健康・体力づくりの重要性の高まりにともない、増大・多様化してきました。さらに、平成17年度以降、国の制度が緩和され、さまざまな団体・自治体がいっそう多くの指導者資格を産生し、延べ40万人を超える人がなんらかの指導者資格を所持しています。

しかし、このような中であって、指導者は必ずしも有効に活用されているとはいえません。それは、スポーツ・運動の価値が十分に認識されていないことに加え、指導者側・養成側と、彼らを活用・雇用する側の現状やニーズにミスマッチがあるからではないかと考えました。

そこで、本調査は、当財団で養成している健康運動指導士・健康運動実践指導者の検討会のメンバーから調査委員会を設置し、まず平成20年度に健康運動指導士らの従事状況の実態を調査し、そのデータを基に、今年度、指導者を活用・雇用する側の意見をお聞きしたものです。

本調査結果から、指導者には「顧客を増やす」力、運動指導力はもちろん「経営・マーケティング」感覚が求められていることが明らかになりました。

本調査結果が、より質の高い指導者養成や積極的な指導者活用につながり、一人でも多くの国民が安全に、効果的にスポーツ・運動を楽しむ恩恵に浴する一助となれば幸いです。要点を抜き出した概要版も作成いたしましたので、あわせてご活用ください。

財団法人 健康・体力づくり事業財団

理事長 小澤 壯六



# 目 次

<b>I 調査の目的</b> .....	1
<b>II 調査の概要</b> .....	2
1 調査対象 .....	2
2 調査方法 .....	2
3 調査期間 .....	2
4 調査票回収数 .....	2
<b>III 結果の概要</b> .....	3
1 回答状況からみた調査対象者の属性 .....	3
2 社会におけるスポーツ・運動指導者の活用実態 .....	4
3 健康運動指導士の活動実態およびニーズ .....	13
4 スポーツ・運動指導者への雇用条件、社会的意義についての 自由回答から .....	21
<b>IV 健康運動指導士と特定保健指導について</b> .....	24
<b>V 資料</b> .....	26
1 集計結果（各統計結果表） .....	27
2 自由記載欄の全記述	
(1) スポーツ・運動指導者を雇用する要件 .....	146
(2) スポーツ・運動指導者の雇用や社会的意義に関する意見 .....	152
3 調査票 .....	159



## I 調査の目的

かつてない高齢社会の到来と都市化の進展にともない、スポーツや健康・体力づくりに対する必要性は増大している。健康づくり・体力づくりを維持・改善させる方法の一つとしてのスポーツ・運動は、個人個人の身体状況を適切に把握し、その人に応じたスポーツ・運動プログラムを作成し、それに則った指導を行う必要があり、実際に指導を行うスポーツ・運動指導者の役割はますます重要になることが予測される。

しかし、さまざまな団体がスポーツ・運動指導者を積極的に養成しているにもかかわらず有効に活用されているとはいえない実情にある。

その理由として、スポーツ・運動指導者の処遇が低く、職業として自立が困難である、認知度が低い、スポーツ・運動施設、企業、行政といった活用・雇用側にも運動指導者の価値が認識されておらず、ニーズが発掘されていない、多くの資格が乱立しており、採用・雇用サイドの混乱を招いているといったことが推察される。

そこで、本調査では、スポーツ・運動指導者を活用・雇用する側のニーズを明らかにすること、また、その情報を広く知らしめることにより、スポーツ・運動指導者の活躍の場を広げ、社会的地位向上を図るための方策を考えていくための有用・有益な基礎資料の一つとすることを目的とした。

## II 調査の概要

### 1 調査対象

本調査を企画する「スポーツ・運動指導者に対するニーズ調査」の調査委員会にて、下記①②を決定した。

#### ① 調査対象

調査の対象は、スポーツ・運動に関連した業務・サービス等を実施しているか、もしくは、その可能性のある12業種およびその他（その12業種以外）の業種の組織体（施設）とした。

#### ② 抽出方法

前記①の13業種から、3,100組織体（施設）を当財団にて昨年実施した「健康運動指導士・健康運動実践指導者従事状況調査」による情報を踏まえ、恣意的抽出法を用いて選定した。

### 2 調査方法

調査票（自計式）を用いた郵送法（往復）とした。

### 3 調査期間

平成21年11月9日（月）～12月7日（月）

### 4 調査票回収数

単純回収数は、651（単純回収率は21.0%）であり、そのうち有効回収数は、644（有効回答率は20.8%）であった。

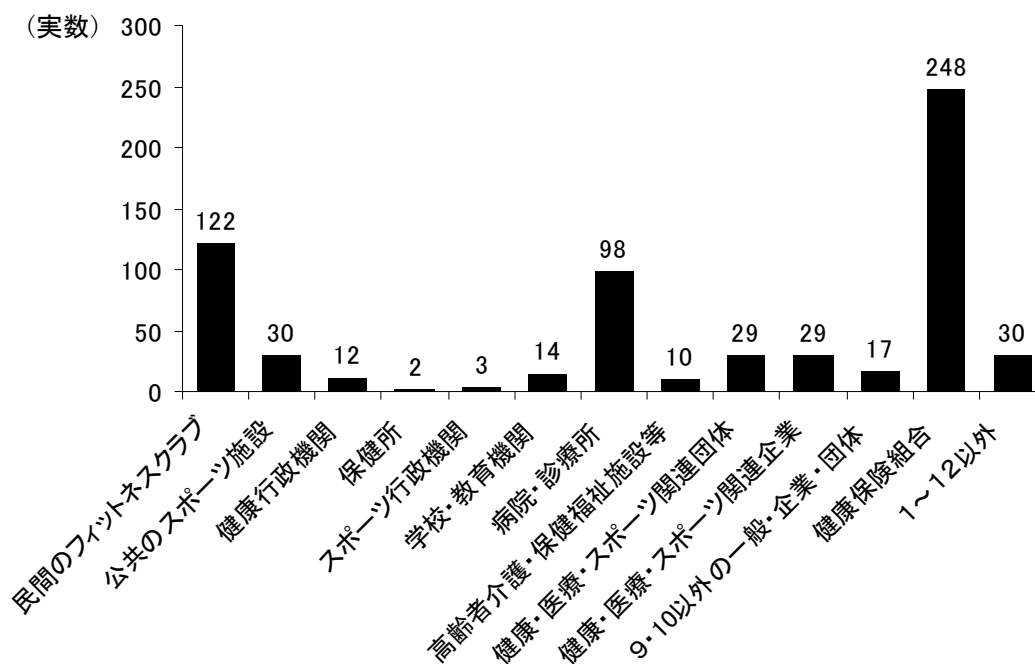
### Ⅲ 結果の概要

#### 1 回答状況からみた調査対象者の属性

業種別に回答調査対象者（組織）の構成割合をみると、「民間のフィットネスクラブ」（18.9%）、「病院、診療所」（15.2%）、「健康保険組合」（38.5%）が多く、この三業種で全体の約73%を占めており、これらの業種以外は、いずれも統計的観察が困難な少数であった。

そのため、次項2における業種別の調査結果の観察においては、上記に示した三業種を「主な業種」とし、この三業種についてのみ観察の対象とし、次々項3の（2）～（5）では、健康運動指導士を雇用している回答実数の比較的多い（詳細は、次々項3の説明部を参照）四業種を「主な業種」として観察の対象とした（図1）。

図1 業種別に回答した調査対象者の構成（実数）



また、健康運動指導士（以下、「指導士」という。）および健康運動実践指導者（以下、「実践指導者」という。）の認知度を探るための質問では、全業種総数では、指導士を「知っている」は61.3%で、「聞いたことがある」と合わせると、75%を超えており、実践指導者も「知っている」は56.1%で、「聞いたことがある」と合わせると、70%近くの認知となった。これらは調査の抽出法の影響もあつての高い数値と推測できる。

下記の表1は、特に、上記三業種と回答数30以上の調査対象者（組織）であった「公共のスポーツ施設」を加え、四業種のみを表示したので、全業種の回答状況については、資料編（26頁）を参照していただきたい。

表1 主な業種別にみた健康運動指導士・健康運動実践指導者の認知状況

(%)

		全業種 総数	民間の フィットネスクラブ	公共の スポーツ施設	病院・ 診療所	健康保険 組合
総数		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
指導士	1 知らない	23.4	-	-	16.3	48.0
	2 聞いたことがある	15.2	1.6	100.0	10.2	31.9
	3 知っている	61.3	98.4	-	73.5	20.2
	無回答	-	-	-	-	-
実践指導者	1 知らない	30.9	-	-	22.4	63.3
	2 聞いたことがある	12.1	3.3	-	11.2	23.8
	3 知っている	56.1	96.7	96.7	66.3	12.5
	無回答	0.9	-	3.3	-	0.4

## 2 社会におけるスポーツ・運動指導者の活用実態

スポーツ・運動指導者は、どのような事業を行っている組織で・どのくらい活用されているのかといった実態を調べながら、一方で、なぜ雇用（活用）されないのか、また、どのような条件・能力があれば雇用（活用）されるのかといった調査項目に対し、以下のような調査結果を得た。

### (1) スポーツ・健康づくりの事業内容（表2）

実施している事業内容は全業種総数で見ると、「メタボリックシンドローム・改善指導」が66.9%で最も多く、次いで「健康・体力づくりの普及・啓発」が59.2%となっている。

これを主な三業種でみると、**民間のフィットネスクラブ**では、「個人向け生涯スポーツまたは健康づくりのための運動の実技指導」が100%とすべてのクラブが実施しており、「個人向け健康・体力づくりチェック・相談」は93.4%、「メタボ予防・改善指導」が78.7%と続いている。

**病院・診療所**では、「メタボ予防・改善指導」が72.4%で最も多く、次いで「診療・治療・リハビリテーション」が70.4%、「特定保健指導」が51.0%と続いております。**健康保険組合**では、「特定保健指導」が75%を超え、次いで「メタボ予防・改善指導」が61.3%、「普及・啓発」が54.8%となっており、業種により活動内容に差異が見られる。

特に、当調査研究グループが気にかけている「特定保健指導」については、**健康保険組合**が最も多く76.2%、次いで**病院、診療所**が51.0%、**民間フィットネスクラブ**が30.3%という比較的大きな差異のある状況であった。

表2 主な業種別にみたスポーツ・健康づくり事業内容

(%)

	全業種 総数	民間の フィットネスクラブ	病院・ 診療所	健康保険 組合
総数	100.0	100.0	100.0	100.0
1 個人向け生涯スポーツ等の運動実技指導	45.2	100.0	41.8	4.0
2 個人向け健康体力づくりのチェック・相談	45.5	93.4	49.0	10.1
3 団体向け健康事業のコンサルティング	16.5	41.0	17.3	1.2
4 健康・体力づくりの普及・啓発	59.2	68.9	42.9	54.8
5 メタボリックの予防・改善指導	66.9	78.7	72.4	61.3
6 高齢者の介護予防・改善指導	35.2	53.3	49.0	8.9
7 診療・治療・リハビリテーション	18.9	11.5	70.4	4.0
8 特定保健指導	52.3	30.3	51.0	76.2
9 スポーツ器具・プログラムの企画開発等	15.1	36.1	9.2	3.2
10 スポーツ・運動指導者の派遣	30.4	63.9	30.6	1.6
11 その他	9.0	4.1	3.1	12.1
無回答	2.5	-	2.0	3.2

※ 1から11は、複数回答である。

(2) スポーツ・運動指導者の資格所持者の雇用・業務委託状況 (表3)

全業種総数では、「雇用・業務委託している」「雇用・業務委託していない」との回答割合は、ほぼ半分ずつの状況である。

これを主な三業種で見ると、「雇用・業務委託している」と回答した割合は、**民間のフィットネスクラブ**が約98%で最も多く、次いで**病院・診療所**が60%、**健康保険組合**が約8%となっており、業種によって大きな差異がみられた。

表3 主な業種別にみたスポーツ・運動指導資格所持者の雇用・業務委託状況

(%)

	全業種 総数	民間の フィットネスクラブ	病院・ 診療所	健康保険 組合
総数	100.0	100.0	100.0	100.0
1 していない	47.4	2.5	39.8	91.9
2 雇用・業務委託している	52.2	97.5	60.2	8.1
無回答・不詳	0.5	-	-	-

(3) 指導者の資格所持者を雇用・業務委託しない理由 (表4)

スポーツ・運動指導者を雇用または業務委託しているか否かの質問で、「雇用・業務委託していない」と回答した305組織について、その理由を尋ねた。

主な理由は、全業種総数では、「他の健康づくり指導者（医師、保健師等）で間にある」が25.9%と最も多く、次いで「スポーツ・運動指導者は必要ない」が23.6%、「雇用・業務委託する費用がない」が20.3%であった。

これを主な三業種のうち、民間のフィットネスクラブの回答が僅少であったため割愛して二業種でみると、**病院・診療所**では、「他の健康づくり指導者（医師、保健師等）で間にある」が38.5%と最も多く、次いで「スポーツ・運動指導者は必要ない」が20.5%、「スポーツ・運動は、業務上必要ない」が17.9%であった。**健康保険組合**も「他の健康づくり指導者（医師、保健師等）で間にある」が25.9%と最も多く、次いで「スポーツ・運動指導者は必要ない」が24.6%、「雇用・業務委託する費用がない」が23.7%であった。

表4 主な業種別にみたスポーツ・運動指導資格所持者を雇用・業務委託しない理由

(%)

	全業種 総数	民間の フィットネスクラブ	病院・ 診療所	健康保険 組合
総数	100.0	100.0	100.0	100.0
1 スポーツ・運動は、業務上必要ない	12.5	33.3	17.9	10.5
2 スポーツ・運動指導者は必要ない	23.6	-	20.5	24.6
3 他の健康づくり指導者で間に合っている	25.9	-	38.5	25.9
4 資格を持っている必要はない	1.6	33.3	5.1	0.4
5 自社の研修等で養成する	1.3	33.3	-	0.4
6 雇用・業務委託する費用がない	20.3	-	2.6	23.7
7 どのような指導者がいるか知らない	2.0	-	5.1	1.8
8 その他	8.2	-	5.1	9.2
無回答・不詳	4.6	-	5.1	3.5

#### (4) 雇用している資格保持者の状況 (表5)

全業種総数では、「健康運動指導士」と回答した割合は、88.7%と最も多く、次いで「健康運動実践指導者」の64.0%、「保健体育教員免許所持者」の約40%、「管理栄養士」の約30%であった。

これを主な三業種で見ると、どの業種も「健康運動指導士」が最も多いという傾向は同じだが、民間のフィットネスクラブが93.3%、病院・診療所は89.8%、健康保険組合では55.0%と差異がある。

さらに、次いで多いものも業種間で大きな差異がみられ、多い順の2位、3位を見ると、**民間のフィットネスクラブ**では、「健康運動実践指導者」の85.7%、「保健体育教員免許所持者」の43.7%の順で、**病院・診療所**では、「健康運動実践指導者」の52.5%、「医師」の45.8%の順、**健康保険組合**では、「保健師」が1位と同じ55.0%で、3位は「医師」「看護師」「保健体育教員免許所持者」がみな20.0%となっている。

表5 主な業種別にみた雇用している資格所持者の状況

(%)

	全業種 総 数	民間の フィットネスクラブ	病院・ 診療所	健康保険 組合
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0
1 わからない	1.2	0.8	-	15.0
2 健康運動指導士	88.7	93.3	89.8	55.0
3 健康運動実践指導者	64.0	85.7	52.5	15.0
4 医 師	19.6	3.4	45.8	20.0
5 薬 剤 師	6.0	-	20.3	10.0
6 保 健 師	21.4	5.9	32.2	55.0
7 看 護 師	24.7	6.7	44.1	20.0
8 理 学 療 法 士	13.4	2.5	37.3	-
9 作 業 療 法 士	7.7	1.7	18.6	-
10 臨 床 検 査 技 師	11.3	0.8	35.6	5.0
11 栄 養 士	20.8	29.4	23.7	-
12 管 理 栄 養 士	31.3	22.7	44.1	15.0
13 介護福祉士、介護支援専門員	11.3	5.0	13.6	-
14 保健体育教員免許所持者	41.1	43.7	33.9	20.0
15 社 会 教 育 主 事	4.5	4.2	-	-
16 日本体育協会公認種目別指導者	17.6	23.5	5.1	-
17 日本体育協会公認スポーツプログラマー	17.0	21.8	11.9	-
18 日本体育協会公認アスレティックトレーナー	10.1	12.6	8.5	-
19 日本フィットネス協会認定ADI・ADD	23.8	42.9	8.5	-
20 そ の 他	13.1	11.8	5.1	10.0

※ 2から20は複数回答である。なお、この調査項目に対しては、無回答はなかった。

(5) スポーツ・運動指導者を雇用する条件 (自由記述回答から)

調査票において、「貴組織の業務において、どのような成果(特定保健指導に限らず)を生み出せるスポーツ・運動指導者であれば、採用・業務委託を検討されますか」を尋ねたところ、『健康づくりに関する理論、実技能力がある』や『医療情報、基礎医学の知識を持つ』などスポーツ・運動指導者としての当たり前の能力以外に、『顧客をモチベートできる』『対象に合わせたコミュニケーションができて、変化に対応できる能力がある』『顧客を増やす為に接客術、礼儀など習得している』『接客業(サービス業)としての意識が高く、営業力のある』などの条件が提示された。その中、最も多かったキーワードは“利用者増”であった。

業種別の回答をみると、**民間のフィットネスクラブ**では、65の回答のうち「顧客、会員数が増える」が24(36.9%)で最も多く、次いで「専門知識を持ち、それに基づいた指導ができる」が13(20.0%)、「ビジネスに貢献できる」が7(10.8%)であった

**公共のスポーツ施設**では、15の回答のうち「顧客(利用者)数が増える」が5(33.3%)、次いで「市民、顧客(利用者)の健康づくりに寄与できる」が4(26.7%)、「目的に応じた運動指導ができる」が3(20.0%)であった。

**健康行政機関**では、六つの回答のうち「地域の健康づくりに貢献できる」が3(50.0%)と半数を占め、次いで「指導能力にすぐれている」が2(33.3%)、「特定保健指導で改善が見込める」が1(16.7%)であった。

**スポーツ行政機関**からは、二つの回答が得られ、それぞれ「幅広い年齢層に対応できる知識と指導能力がある」「楽しみながら健康増進ができる」という内容であった。

**学校・教育機関**からは、八つの回答が得られたが、組織でそれぞれ内容が異なっていた。その中で、「学生数が増える」「指導者としてのみならず教育者として力を発揮できる」「地域の健康づくりに貢献できる」などが多く回答内容に含まれていた。

**病院、診療所**では、57の回答のうち「医学的知識などを持ち、指導にも優れた能力が発揮できる」が26(45.6%)と最も多く、次いで「顧客(患者数)が増える」「医療関連資格ではないので採用は困難である」がそれぞれ8(14.0%)、「診療報酬が得られる」が3(5.3%)であった。

**高齢者介護、保健福祉施設等**では、六つの回答のうち「介護予防のプログラム作成および指導ができる」「市民の健康・体力づくりに寄与できる」がそれぞれ2(33.3%)、「顧客(利用者)が増える」「既に健康運動指導士を採用している」

がそれぞれ1（16.7%）であった。

**健康・医療・スポーツ関連団体**では、17の回答のうち「地域の健康づくりに貢献できる」が5（29.4%）、次いで「適切な運動指導ができる」が3（17.6%）、「顧客増加が期待できる」が2（11.8%）であった。

**健康・医療・スポーツ関連企業**では、14回答のうち「顧客（利用者）数が増える」が4（28.6%）、以下、「顧客（利用者）に求められる指導者である」が2（14.3%）、「雇用は考えていない」が2（14.3%）であった。

**健康・医療・スポーツ関連以外の一般・企業・団体**では、13の回答のうち「顧客（利用者）に満足してもらえる指導者である」「従業員の健康づくりに貢献できる」がそれぞれ3（23.0%）だったが、それ以外の回答では組織で内容が異なっていた。

**健康保険組合**では、115の回答のうち「財政上の問題等により雇用を考えていない」が48（41.7%）と半数近くを占めていた。次いで「加入者（被保険者）の健康づくりに貢献できる」が35（30.4%）、「特定保健指導に貢献できる」が13（11.3%）となっていた。

なお、上記に該当しない組織からは、16の回答が得られた。その内訳は、「すべての年齢層に対して適切な運動指導ができる」が6（37.5%）、次いで「運動効果が期待できる指導ができる」が3（18.8%）、それ以外の回答では組織ごとに内容が異なっていた。

【参考表】 業種別のスポーツ・運動指導者を雇用する条件についての自由回答の有無

	全回答者数	記載有り	記載有率(%)
全業種総数	644	334	51.9
1 民間のフィットネスクラブ	122	65	53.3
2 公共のスポーツ施設	30	15	50.0
3 健康行政機関	12	6	50.0
4 保健所	2	—	—
5 スポーツ行政機関	3	2	66.7
6 学校・教育機関	14	8	57.1
7 病院、診療所	98	57	58.2
8 高齢者介護、保健福祉施設等	10	6	60.0
9 健康・医療・スポーツ関連団体	29	17	58.6
10 健康・医療・スポーツ関連企業	29	14	48.3
11 上記9,10以外の一般・企業・団体	17	13	76.5
12 健康保険組合	248	115	46.4
13 上記1～12以外	30	16	53.3

### 3 健康運動指導士の活動実態およびニーズ

指導士が、どのような組織で、どのような仕事を行っており、さらにどのような能力を期待されているのかといった状況をみるべく、昨年実施した「健康運動指導士・健康運動実践指導者従事状況調査」で得られたデータ（表6-1、6-2、6-3、6-4、6-5、6-6）や以下の（2）～（5）における結果で観察し、今後の指導者養成に必要な方向性を示せる基礎資料とできるよう、とりまとめた。

なお、以下の（2）～（5）は、業種別の観察では、指導士を正社員・職員として雇用していると回答した組織のうち、業種別で25組織以上の回答となった業種「民間のフィットネスクラブ」（111組織からの回答<以下同じ>）、「病院・診療所」（53）、「健康・医療・スポーツ関連団体」（26）、「公共のスポーツ施設」（25）の四業種に限定（これらを以下、「主な業種」という。）した。

#### （1）健康運動指導士の職場の状況等

昨年度調査した指導士の現在の職場・働き方、仕事内容、特定保健指導に携わっているか否かの状況（健康運動指導士・健康運動実践指導者従事状況調査より）を以下の各表で紹介する。

なお、これらデータの詳細は、昨年の調査報告書を参照願いたい。

表6-1 健康運動指導士が就業している職場 (%)

病院、 診療所	健康行政機 関、保健所等	老人介護、 保健福祉施設等	健康保険組合、 企業の健康管理室	学校、 教育機関	民間の フィットネスクラブ
22.5	21.0	11.2	3.0	9.1	20.7
公共の スポーツ施設	スポ-ツ 行政機関	健康・医療・ スポ-ツ関連団体	健康・医療・ スポ-ツ関連企業	そ の 他	無 回 答
15.9	2.6	5.6	5.1	9.7	5.9

※1 複数の職場がある場合は、「無回答」以外、三つまでの複数回答

※2 健康運動指導士取得者の2,373名の回答からの結果（以下の表6-6までの各表も同じ）

表6-2 健康運動指導士が就いている職業 (%)

医師、歯科医 師、薬剤師	保 健 師	看護師、 助産師	理学・作業療法 士、臨床検査技師	栄 養 士	あんま、はり、き ゆう、柔道整復師
0.5	11.2	1.9	2.9	19.5	2.1
介護福祉士、 介護支援専門員	教 員 (大学を含む)	インストラクター ／各種教師	トレーナー/各種職 業スポ-ツ従事者	指導主事・ 社会教育主事	そ の 他
2.3	4.9	29.4	15.2	1.6	8.5

表 6-3 健康運動指導士の現在の働き方 (%)

正社員・職員	契約社員・非常勤職員	フリー	自営 (NPOを含むトップ)	パート、アルバイト	その他	無回答
62.1	8.4	13.5	8.1	7.1	0.5	0.2

表 6-4 健康運動指導士の具体的な仕事の内容 (%)

自社(本人)による事業企画・実施	指導者の資質向上のための研修	独自のプログラム開発・指導者養成	フィットネスクラブでの運動指導	フィットネスクラブへの指導者派遣	行政・企業での講演・実技指導
51.9	12.5	14.8	36.5	1.4	62.2
行政・企業への指導者派遣	行政・企業の健康事業・教室等企画	行政・企業の健康事業等のコンサルティング	その他	無回答	
8.0	12.7	3.5	8.6	1.2	

※ 「無回答」以外は、主なもの三つまでの複数回答

表 6-5 健康運動指導士が特定健診・特定保健指導に携わっているか否かの状況 (%)

携わっていない	保健指導の一人として携わっている	運動指導実践指導者で携わっている	アウトソーシング契約者として受託してる	その他	無回答
51.4	24.6	17.9	7.9	4.1	1.9

※ 「携わっていない」と「無回答」以外は、複数回答

表 6-6 健康運動指導士自らが想定する健康運動指導士に期待される能力 (%)

より高い運動指導能力	より高い運動プログラム作成能力	より高い医学・生理学知識	運動事業企画能力	健康施策立案能力
55.1	31.0	31.8	18.1	18.6
危機管理能力	経営・マーケティング能力	コミュニケーション能力	その他	無回答
7.8	8.8	20.4	2.0	1.6

※ 「無回答」以外は、主なもの二つまでの複数回答

(2) 雇用・業務委託した健康運動指導士の想定業務の状況 (表7-1、7-2)

指導士を雇用していると回答した組織が、指導士に任せるべく想定した業務を正社員・職員でみると、正社員に期待するものでは、全業種総数で、「運動実技指導者」と「運動プログラム作成者」が最も多く6割以上であった。この2業務以外での想定業務は40%未満の少ない割合となっている。

これを主な業種別でみると、どの業種でも全業種総数の傾向と同様に「運動実技指導者」と「運動プログラム作成者」が“最も多い”・“次いで多い”状況で、それぞれ6割以上となっており、それらに続いて、**公共のスポーツ施設**では「施設管理者」(52.0%)、「健康や運動の相談者」(48.0%)、**病院・診療所**では「健康や運動の相談者」(49.1%)が、比較的多い想定業務となっている。

一方、非常勤職員でみると、正社員・職員の場合と違い、「無回答」が多く(全業種総数で71.5%)、これを四業種別にみても、どの業種も「無回答」が70%前後となっている。残り約30%の少ない回答の中から、想定する業務の多かったものをみると、全業種総数は「運動実技指導者」が24.2%となっており、これを主な業種別でみても、同様に「運動実技指導者」が、**民間のフィットネスクラブ**で21.6%、**病院・診療所**で24.5%、**健康・医療・スポーツ関連団体**で26.9%、**公共のスポーツ施設**で32.0%となっており、「運動実技指導者」以外では、すべて20%未満となっている。

表7-1 主な業務別にみた正社員・職員として雇用した健康運動指導士の  
想定業務

(%)

	全業種 総 数	民間のフイ ットネスクラブ	公共の スポーツ施設	病院・ 診療所	健康・医療・ スポーツ関連団体
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
1 運動プログラム作成者	61.4	62.2	60.0	73.6	65.4
2 運動実技指導者	67.8	64.0	76.0	73.6	69.2
3 健康や運動の相談者	34.9	27.0	48.0	49.1	26.9
4 健康や運動専門の施策・事業企画者	29.9	25.2	40.0	34.0	26.9
5 施設管理者	26.8	29.7	52.0	30.2	15.4
6 経営管理者	11.7	14.4	20.0	3.8	11.5
7 事 務	7.0	0.9	20.0	7.5	11.5
8 そ の 他	4.0	4.5	-	1.9	-
無 回 答	6.7	4.5	4.0	5.7	11.5

※ 「無回答」以外は、主なもの二つまでの複数回答

表7-2 主な業種別にみた非常勤職員として雇用した健康運動指導士の  
想定業務

(%)

	全業種 総 数	民間のフイ ットネスクラブ	公共の スポーツ施設	病院・ 診療所	健康・医療・ スポーツ関連団体
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
1 運動プログラム作成者	11.7	9.9	16.0	18.9	7.7
2 運動実技指導者	24.2	21.6	32.0	24.5	26.9
3 健康や運動の相談者	9.7	8.1	12.0	15.1	3.8
4 健康や運動専門の施策・事業企画者	5.4	6.3	4.0	7.5	3.8
5 施設管理者	1.3	0.9	12.0	-	-
6 経営管理者	0.7	-	4.0	-	3.8
7 事 務	1.3	-	-	1.9	-
8 そ の 他	1.3	0.9	-	-	-
無 回 答	71.5	73.0	68.0	69.8	73.1

※ 「無回答」以外は、主なもの二つまでの複数回答

(3) 健康運動指導士を雇用した理由・メリット (表8)

指導士を雇用した理由・メリットに対する回答を全業種総数で見ると、「運動指導に長けている」(69.8%)が最も多く、次いで「運動プログラムを作成できる」(67.1%)となっており、他の理由等は50%未満となっている。

これを主な業種別にみると、ほぼ全業種の傾向と同様であり、**民間のフィットネスクラブ**では、「運動指導に長けている」(68.5%)が最も多く、次いで「運動プログラムを作成できる」が64.9%、「他の資格と比べて運動に関する知識が豊富」が38.7%となっており、**公共のスポーツ施設**でも、「運動指導に長けている」(80.0%)が最も多く、次いで「運動プログラムを作成できる」が72.0%、「他の資格と比べて運動に関する知識が豊富」が64.0%となっている。**病院・診療所、健康・医療・スポーツ関連団体**でも、個々の数値に多少の違いはあれ、同様の様相である。

また、自由記述の回答で、調査研究グループ側が想定したメリット以外のものがいくつか得られ、その一部を以下に示す。

- ア) 資格を持っていない者への研修、指導を行う。
- イ) 各種指導に未資格者よりは短期に即戦力として使える。
- ウ) 顧客との信頼関係が増し、在籍期間が延びる。
- エ) 新しい運動プログラム・企画を提案(安全・安心の提供)できる。

表8 主な業種別にみた健康運動指導士を雇用した理由・メリット (%)

	全業種 総数	民間のフイ ットネスクラブ	公共の スポーツ施設	病院・ 診療所	健康・医療・ スポーツ関連団体
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
1 運動指導に長けている	69.8	68.5	80.0	71.7	65.4
2 運動プログラムを作成できる	67.1	64.9	72.0	73.6	69.2
3 他の資格と比べ運動関連知識が豊富	44.6	38.7	64.0	41.5	57.7
4 医学・生理学の知識が確か	22.8	22.5	24.0	26.4	23.1
5 運動も栄養も指導できる	20.8	21.6	32.0	20.8	23.1
6 特に理由はない	4.0	5.4	-	3.8	-
7 その他	14.4	17.1	16.0	11.3	3.8
無回答	4.7	4.5	-	7.5	7.7

※ 「無回答」以外は、複数回答

#### (4) 健康運動指導士に求める能力 (表9)

健康運動指導士に求められる能力についての回答を全業種総数で見ると、「より高い運動指導能力」が37.6%で最も多く、次いで「教室・運動事業企画・実施能力」が34.9%、「経営・マーケティング能力」が30.9%となっている。

これを主な業種別で見ると、**民間のフィットネスクラブ**では、「より高い運動指導能力」が38.7%で最も多く、次いで「経営・マーケティング能力」が31.5%、「教室・運動事業企画・実施能力」が31.5%となっており、**公共のスポーツ施設**では、「教室・運動事業企画・実施能力」が44.0%で最も多く、次いで「より高い運動指導能力」が36.0%で、「より高い運動プログラム作成能力」と「経営・マーケティング能力」がそれぞれ28.0%となっている。**病院・診療所**では、より高い運動指導能力」が47.2%で最も多く、次いで「より高い医学・生理学知識」が45.3%で、「教室・運動事業企画・実施能力」が31.5%となっており、**健康・医療・スポーツ関連団体**では、「教室・運動事業企画・実施能力」が38.5%と最も多く、次いで「経営・マーケティングの能力」が34.6%で、「より高い運動指導能力」と「より高い医学・生理学知識」がそれぞれ26.9%となっており、業種により、その特性に合わせたような求める能力の差異が僅かに見受けられる。

さらに、昨年の調査結果で、指導士が自らの考えによる求められる能力の回答では、表9の最右列のようになっており、組織側が求める能力と一致するものと不一致のものがみられる。「より高い運動指導能力」「より高い運動プログラム作成能力」「より高い医学・生理学知識」「コミュニケーション能力」は一致するものだが、「教室・運動事業企画・実施能力」「危機管理能力」「経営・マーケティング能力」は不一致でその差が大きく、いずれも組織側が求めるほうが多い状況であった。

また、調査研究グループ側が想定した能力以外の回答を自由記載で求めたところ、以下のような意見も寄せられた。

- ア) サービス産業であるので、顧客の視点に立って考えられる能力
- イ) 語学力
- ウ) 営業センス・能力
- エ) 栄養指導の基本的事項
- オ) コーチング (コミュニケーション能力)
- カ) 栄養を含めた生活指導全般及びメンタル的な指導

表9 主な業種別にみた健康運動指導士に求める能力

(%)

	全業種 総数	民間の フィットネ スクラブ	公共の スポーツ 施設	病院 ・ 診療所	健康・医 療・スポ ーツ 関連団体	昨年調査 指導士の 考えでは
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
1 より高い運動指導能力	37.6	38.7	36.0	47.2	26.9	55.1
2 より高い運動プログラム作成能力	25.2	25.2	28.0	30.2	11.5	31.0
3 より高い医学・生理学知識	25.5	18.9	24.0	45.3	26.9	31.8
4 教室・運動事業企画・実施能力	34.9	31.5	44.0	32.1	38.5	18.1
5 所属組織内の健康施策立案能力	13.8	12.6	24.0	7.5	23.1	18.6
6 危機管理能力	13.4	11.7	8.0	11.3	19.2	7.8
7 経営・マーケティング能力	30.9	35.1	28.0	26.4	34.6	8.8
8 コミュニケーション能力	18.5	27.0	12.0	7.5	15.4	20.4
無回答	9.4	10.8	4.0	11.3	11.5	1.6

※1 「無回答」以外は、主なもの二つまでの複数回答

※2 昨年調査は、健康運動指導士が自らにとって、今後期待されると思ったもの二つまでを同じ回答肢で選択したものの集計結果

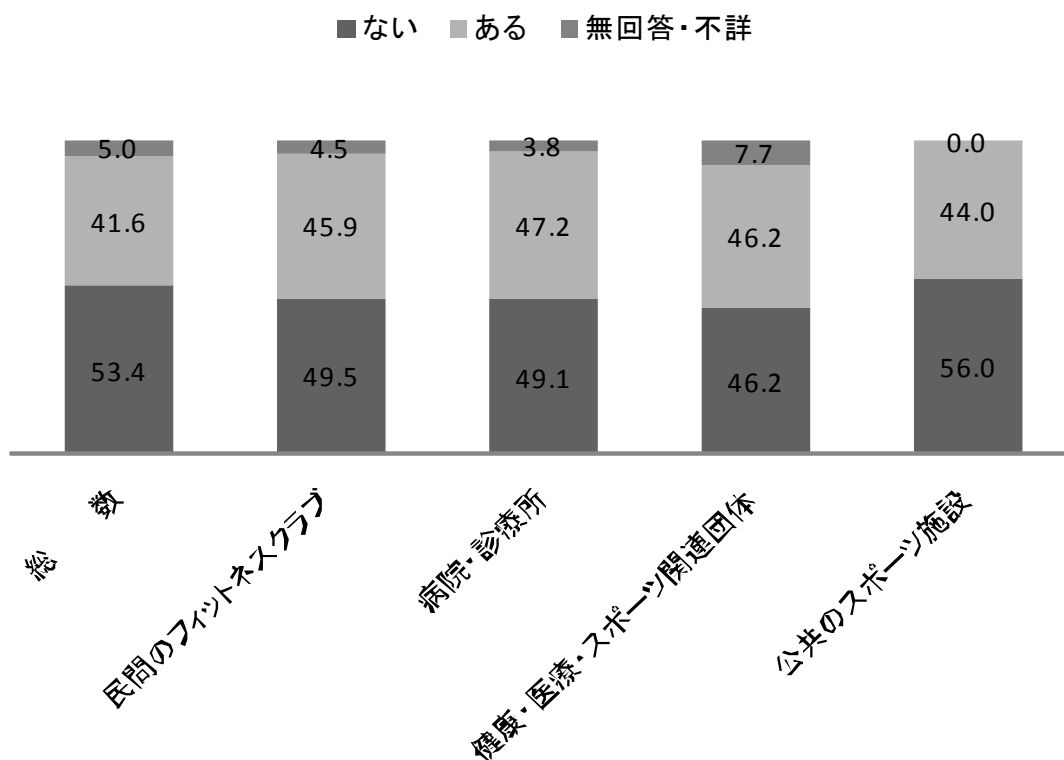
(5) 健康運動指導士への待遇面でのメリット、職場のバックアップの有無 (図2)

指導士の資格保有者に、待遇面でのメリット、職場のバックアップの有無について、全業種総数でみると、「ない」が53.4%、「ある」が41.6%で、僅かに「ない」ほうが多い状況であるが、統計学的な有意差は認められなかった。

(P=0.989)

これを主な業種別にみても、どの業種でも全業種総数と同様の様相を示している。

図2 主な業種別にみた健康運動指導士への待遇面でのメリット、職場のバックアップの有無 (%)



#### 4 スポーツ・運動指導者への雇用条件、社会的意義についての自由回答から

スポーツ・運動指導者の雇用や社会的意義についての意見を尋ねたところ、大変貴重な意見が多く記載されていたので、それら個々の組織の意見（生の記述）のすべては、資料編（26 頁以降）に記載するが、ここでは、それらを集約したものを紹介する。

##### ア) 「民間のフィットネスクラブ」より（34 件）

- ◇ 指導士、実践指導者とも国家資格としての認定を望む。
- ◇ 社会的地位の向上を図るよう国を挙げて取り組む必要がある。
- ◇ 特定保健指導に多く関わりが持てるような資格として位置づけるべきである。

##### イ) 「公共のスポーツ施設」より（9 件）

- ◇ 指導士および実践指導者の社会的地位向上が図られることを期待する。
- ◇ 高齢者のQOLと高齢者自身の活力を向上させられるような支援ができるとうい。
- ◇ 体育施設の人員について、専門知識を有する有資格者を配置することは必要不可欠だと考える。

##### ウ) 「健康行政機関」より（4 件）

- ◇ 楽しく、気軽に運動に取り組めるプログラム作りと、実技指導を受けられる講師を養成してほしい。
- ◇ 指導士の資格を、国家資格に準じる資格として知名度を上げることが必要。
- ◇ 保健師または看護師と同程度の業務が行えるよう広く普及していけるとよい。

##### エ) 「学校・教育機関」より（3 件）

- ◇ 資格を取得したあとの活動現場が増えると資格の有用性も更新率も高くなるのではないかと考える。
- ◇ 保育所等の体育教員資格として認定して欲しい（指導士、実践指導者）。
- ◇ 運動指導者として雇用されず、趣味の延長としか理解されていない状況である。

##### オ) 「病院・診療所」より（21 件）

- ◇ 指導士をさまざまな施設に常駐させ、全て認定施設にするなど法的しぼりを強くさせる必要があると思う。
- ◇ 医療機関の中でのポジションを明確にする必要がある。
- ◇ 他の専門職（医師、看護師、検査技師、栄養士、理学療法士）といかにチームワークを組んでいくかがポイントとなる。

カ) 「高齢者介護・保健福祉施設等」より(3件)

- ◇ 病気にさせない、介護にさせないために、予防の推進を積極的に行い、国家の医療削減に貢献することが最も大切。
- ◇ もっと専門性を高める必要がある。医師、理学療法士、看護師などの専門職としっかりカンファレンスができるようにしていかなければならない。
- ◇ 医師、看護師、指導士、実践指導者等のスタッフで、健康増進施設として経営。利用者が会費を納入して健康・体力づくりに取り組んでいる状況であり、これに国や地方自治体からの補助金が出れば、さらに利用者も多くなり、指導者の雇用につながるのではないかと考える。

キ) 「健康・医療・スポーツ関連団体」より(9件)

- ◇ 少なくとも指導士は国家資格にしないと、社会的に認められない。
- ◇ 健康指導を行う場合には経験だけでなく、実践経験および専門的な知識を有し、公的な資格が必要と考える。
- ◇ 健康づくり、介護予防の重要な要素となっている「運動、体力」に関して社会をリードするより高い知識と企画力等の能力向上が必要である。

ク) 「健康・医療・スポーツ関連企業」より(7件)

- ◇ 資格を有していることで満足している人が多いため、より一層のスキルアップ(知識アップではなく)を望む。また反面、各資格を有することで企業側と資格保持者のメリットが出せる仕組みがあると良い。
- ◇ コミュニケーション能力、姿勢、これがないと何も始まらない。資格がある以上、知識技術は当たり前で、仕事以前の問題をクリアして、資格は活かされる。
- ◇ 指導士の資格を、国や市町村から運動指導の仕事を行うときには必須になるように重要性を上げてほしい。できることなら国家資格等にしてほしい。

ケ) 「その他の一般・企業・団体」より(4件)

- ◇ 介護保険の適用という観点からみても、指導士の資格が対応できていることを望む。介護予防などの目的においても、資格が活かされていないことはおかしい。
- ◇ 現在は主に産業保健指導や特定保健指導、情報発信等を通じて運動の啓蒙に取り組んでいる。健保との連携で事業場ごとに運動指導を推進しているケースはあるが、指導者の常時雇用は現在考えていない。
- ◇ 個人的には必要だと思うが、企業としては余力がない。

コ) 「健康保険組合」より (57件)

- ◇ 特定保健指導に関わる人材として育成をしてもらうことを望む。また、保健師や看護師といった資格保有者と同等の地位が獲得できるよう対策を講じる必要がある。
- ◇ 運動指導だけでなく、医学・生理学知識が活用できるような場(業務)を見出すことが大事である。
- ◇ 栄養が重視されており、運動は二の次という印象が強い。運動も栄養と同等の必要性があることが認識されれば、雇用は十分考えられる。

サ) 「その他」より (7件)

- ◇ ライセンスも重要だが、車の免許同様その後のレベルアップをする努力が肝心である。(健康・体力づくり事業財団に対して) 企業民間にたよるのではなく、彼らの雇用を確保すべく施設を充実させ、能力を結集するような場を作ってはどうか、それがひいては国民全体の健康体力増強をくまなく進めていける源になるのではないか。
- ◇ 国民の健康に関わる業務により深く携われるようなシステムを作ってほしい。また、指導者としての資質が低い者が多いので、教育をしっかりともらいたい。
- ◇ 医療界で働ける指導士を養成していただきたい。分野ごと(医療、予防、健康など)に精通した専門性を持つ資格にするため認定や専門などの区分け、レベル分けをしてほしい。

#### IV 健康運動指導士と特定保健指導について

平成20年度より特定保健指導制度が開始された。本制度は、厚生労働省が高齢医療費削減を目的として、多くの生活習慣病の発症の元となるメタボリックシンドローム解消のために、運動指導と栄養指導を含む生活習慣全般の改善指導を行うものである。本制度では、厚生労働省通知において運動指導に関する専門的知識及び技術を有すると認められる者に相当する者について、「財団法人健康・体力づくり事業財団が認定する健康運動指導士のほか・・・」と「健康運動指導士」が明記された。わが国において、国家資格以外で、実務としての運動の指導を行う資格として、初めて法的に根拠づけがなされたといっている。今後、この制度において健康運動指導士（以下、「指導士」）が成果を上げていくことができれば、スポーツ・運動指導者の認知や社会的地位の向上につながっていく可能性も考えられる。

そこで、本稿では、特定保健指導と指導士について述べていきたい。

本調査は郵送法により行ったが、単純回収数は651（単純回収率：21.0%）、そのうち有効回収数は644（有効回収率：20.8%）であり、郵送法としては平均的な回答率であると考えられる。しかし、本調査のサンプリングは、指導士の在籍する業種（民間フィットネスクラブや医療機関、また平成20年度のプレ調査時に、指導士が在籍しており、かつ本調査に協力可能と応答した組織等）を中心に行われた。そのため、他のスポーツ・運動指導者と比較して、指導士の認知度が高いことは容易に推測される。実際、民間フィットネスクラブ及び医療関係機関においては指導士の認知度は高く、この資格が“専門機関”において普及・定着されていることは確実である。

民間フィットネスクラブの98.4%が指導士を認知し、93.3%が雇用していた。しかし、特定保健指導は64%のフィットネスクラブは実施しておらず、この結果はフィットネスクラブにおいては、特定保健指導への指導士の活用という点では不十分であるといえる。

一方、健康保険組合では85%が特定保健指導を実施しているが、指導士の認知率は20.2%であり、特定保健指導の柱である運動指導に指導士が十分に参画できていない可能性が高い。また、健康保険組合の55%が指導士を雇用しているが、保健師、もしくは管理栄養士が指導士の資格を併有している可能性が高く、運動指導を専門に行うための指導士の資格者はほとんどいないと推測される。これは健康保険組合に小規模なものが多く、また独自で保健指導を行っている機関も少なく、運動指導のみの職種を雇用する予算がないためと推測される。しかしながら、運動プログラムが組み込まれていると保健指導の継続が高いことから、本制度において積極的

に指導士の普及定着を図ることは、本制度の効果を高めることにもつながると考えられる。今後、運動の重要性や専門家による指導の価値を積極的に周知するとともに、このような小規模の健康保険組合からフィットネスクラブや指導士によるNPO法人などが積極的に業務委託されるようにすることで、運動指導の場を増やしていく方策が考えられる。

雇用者数が少ない中で、指導士が、現在の養成システムで身につける固有の資質に加えて、さらに一つあるいは二つ以上の能力を持つことも、指導士の雇用を促進させる大きなポイントであると考えられる。それらの能力として、固有の「より高い運動指導能力」に加えて、「運動事業企画能力」「経営・マーケティング能力」「コミュニケーション能力」などが回答された。また、「サービス産業であるので、顧客の視点に立って考えられる能力」も挙げられた。しかし、このような資質は実際に雇用されてから身につくものも多い。養成側では、雇用前に必要な資質とは何かという観点も必要であろう。「保健師レベルの公衆衛生の知識」「栄養（サプリメントを含む）、メンタルなど、生活全般に指導できる知識」などが考えられる。さらに、今後、指導士が4年制体育系大学で養成される割合が高くなることを見込まれ、大学において高い指導力や管理力の基礎を培い、将来においてもその能力を高めていくような立場の職種になることが理想的である。

特定保健指導は、医療機関ではなく、保険者が行うものであり、従来の厚生労働行政からみると画期的な施策である。この枠組みの中に指導士が組み込まれたことは、指導士の将来を約束する組織的基礎ができたことを示している。今後は、実際に多くの指導士が積極的に特定保健指導に係わり、成果を挙げていき、社会において認知されることが、さらなるスポーツ・運動指導者の発展や国民の高齢期における生活の質の向上を促すものと期待される。

# 「スポーツ・運動指導者に対するニーズ調査」

2009年11月

## ◆ 第1表～第40表【%表】

## スポーツ・運動指導者に対するニーズ調査・クロス集計

第1表	業種別に見た活動内容	29
第2表	業種別に見た運動指導者の認知状況	30
第3表	業種別に見た活動内容に対する支払金額回答組織の割合（1～5）	31
第3表	業種別に見た活動内容に対する支払金額回答組織の割合（6～10）	32
第4表	業種別に見た指導者の雇用・業務委託状況	33
第5表	業種別に見た指導者を雇用・業務委託していない理由	34
第6表	業種別に見た雇用している資格保持者の種類	35
第7表	正社員・非常勤職員別の業種別に見た健康運動士の想定業務（正社員・職員）	37
第7表	正社員・非常勤職員別の業種別に見た健康運動士の想定業務（非常勤職員）	38
第8表	業種別に見た健康運動指導士の運動指導、プログラム提供の対象者	39
第9表	業種別に見た健康運動指導士の雇用による具体的成果、メリット	40
第10表	業種別に見た健康運動指導士への職場のバックアップ	41
第11表	業種別に見た健康運動指導士に求める能力	42
第12表	業種別に見た業務委託・外注の別および委託外注の具体的内容	43
第13表	業種別に見た業務委託・外注の場合の対象者	44
第14表	業種別に見た業務委託・外注の場合の具体的成果、メリット	45
第15表	正社員・非常勤職員別の業種別に見た健康運動実践指導者の想定業務（正社員・職員）	46
第15表	正社員・非常勤職員別の業種別に見た健康運動実践指導者の想定業務（非常勤職員）	47
第16表	業種別に見た健康運動実践指導者の運動指導、プログラム提供の対象者	48
第17表	業種別に見た健康運動実践指導者の雇用による具体的成果、メリット	49
第18表	業種別に見た健康運動実践指導者への職場のバックアップ	50
第19表	業種別に見た健康運動実践指導者に求める能力	51
第20表	業種別に見た業務委託・外注の別および委託外注の具体的内容	52
第21表	業種別に見た業務委託・外注の場合の対象者	53
第22表	業種別に見た業務委託・外注の場合の具体的成果、メリット	54
第23表	業種別に見た特定保健指導の実施状況	55
第24表	業種別・正規・非正規職員の有無別にみた仕事内容の状況 <健康運動指導士>（第24-1表～第24-13表） （民間フィットネスクラブ）～（1～12以外）	56
第25表	業種別・正規・非正規職員の有無・業務委託外注別にみた指導内容の状況 <健康運動指導士>（第25-1表～第25-13表） （民間フィットネスクラブ）～（1～12以外）	63
第26表	業種別・正規・非正規職員の有無・業務委託外注別にみた採用理由の状況 <健康運動指導士>（第26-1表～第26-13表） （民間フィットネスクラブ）～（1～12以外）	76

## スポーツ・運動指導者に対するニーズ調査・クロス集計

第27表	業種別・正規－非正規職員の有無別にみた期待の状況 <健康運動指導士> (第27－1表～第27－13表) (民間フィットネスクラブ)～(1～12以外)	89
第28表	業種別・正規－非正規職員の有無別にみた仕事内容の状況 <健康運動実践指導者> (第28－1表～第28－13表) (民間フィットネスクラブ)～(1～12以外)	96
第29表	業種別・正規－非正規職員の有無－業務委託外注別にみた指導内容の状況 <健康運動実践指導者> (第29－1表～第29－13表) (民間フィットネスクラブ)～(1～12以外)	103
第30表	業種別・正規－非正規職員の有無－業務委託外注別にみた採用理由の状況 <健康運動実践指導者> (第30－1表～第30－13表) (民間フィットネスクラブ)～(1～12以外)	116
第31表	業種別・正規－非正規職員の有無－業務委託外注別にみた期待の状況 <健康運動実践指導者> (第31－1表～第31－13表) (民間フィットネスクラブ)～(1～12以外)	129
第32表	運動プログラム・実技指導を行っている健康運動指導士(雇用者)が対象としている者の状況	136
第33表	運動プログラム・実技指導を行っている健康運動指導士(雇用者)の具体的成果・メリットの状況	137
第34表	業務委託・外注している健康運動指導士の具体的成果、メリット	138
第35表	運動プログラム・実技指導を行っている健康運動実践指導者(雇用者)が対象としている者の状況	139
第36表	運動プログラム・実技指導を行っている健康運動実践指導者(雇用者)の具体的成果・メリットの状況	140
第37表	業務委託・外注している健康運動実践指導者(雇用者)の具体的成果、メリット	141
第38表	資格所持有者を雇用・業務委託していない理由に対する組織の実施活動内容 <資格を持った指導者を雇用・業務委託していない場合>	142
第39表	資格所持有者を雇用・業務委託していない場合の業種別に見た活動内容 <資格を持った指導者を雇用・業務委託していない場合>	143
第40表	資格所持有者を雇用・業務委託していない場合業種別に見た活動内容に対する支払金額回答組織の割合(1～5)	144
第40表	資格所持有者を雇用・業務委託していない場合業種別に見た活動内容に対する支払金額回答組織の割合(6～10)	145

第1表 業種別に見た活動内容

	F.2 スポーツ・健康づくりの活動内容 (%)												
	総数	個人の運動・実技指導	個人向け健康相談づくり	個人向け健康事業の展開	啓発力づくりの普及	改善指導の予防	高齢者の介護予防・改善指導	予防・治療・リハビリ	特定保健指導	プログラム開発等	スポーツ・運動指導者派遣	その他	無回答
総数	100.0	45.2	45.5	16.5	59.2	66.9	35.2	18.9	52.3	15.1	30.4	9.0	2.5
民間のフィットネスクラブ	100.0	100.0	93.4	41.0	68.9	78.7	53.3	11.5	30.3	36.1	63.9	4.1	-
公共のスポーツ施設	100.0	93.3	80.0	30.0	80.0	76.7	60.0	6.7	33.3	23.3	70.0	10.0	-
健康行政機関	100.0	33.3	50.0	16.7	83.3	83.3	66.7	-	75.0	-	16.7	-	-
保健所	100.0	50.0	-	-	100.0	50.0	50.0	-	-	-	-	-	-
スポーツ行政機関	100.0	33.3	-	-	100.0	-	-	-	-	-	66.7	-	-
学校・教育機関	100.0	42.9	50.0	-	78.6	35.7	35.7	14.3	7.1	14.3	64.3	28.6	-
病院・診療所	100.0	41.8	49.0	17.3	42.9	72.4	49.0	70.4	51.0	9.2	30.6	3.1	2.0
高齢者介護・保健福祉施設等	100.0	30.0	30.0	10.0	20.0	20.0	80.0	30.0	10.0	10.0	30.0	-	10.0
健康・医療・スポーツ関連団体	100.0	89.7	79.3	34.5	79.3	82.8	75.9	17.2	55.2	17.2	55.2	3.4	-
健康・医療・スポーツ関連企業	100.0	62.1	62.1	20.7	69.0	62.1	48.3	31.0	27.6	51.7	51.7	10.3	6.9
9・10以外の一般・企業・団体	100.0	41.2	41.2	5.9	47.1	58.8	29.4	17.6	23.5	5.9	17.6	17.6	11.8
健康保健組合	100.0	4.0	10.1	1.2	54.8	61.3	8.9	4.0	76.2	3.2	1.6	12.1	3.2
1～12以外	100.0	80.0	60.0	23.3	53.3	63.3	36.7	16.7	40.0	16.7	43.3	20.0	3.3
無回答	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

第2表 業種別に見た運動指導者の認知状況

	総 数	F3 健康運動指導士				F3 健康運動実践指導者			
		知 ら な い	聞 いた こと が あ る	知 っ て い る	無 回 答	知 ら な い	聞 いた こと が あ る	知 っ て い る	無 回 答
		(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)
総 数	100.0	23.4	15.2	61.3	-	30.9	12.1	56.1	0.9
民間のフィットネスクラブ	100.0	-	1.6	98.4	-	-	3.3	96.7	-
公共のスポーツ施設	100.0	-	-	100.0	-	-	-	96.7	3.3
健康行政機関	100.0	-	-	100.0	-	-	-	100.0	-
保健所	100.0	-	-	100.0	-	-	-	100.0	-
スポーツ行政機関	100.0	-	-	100.0	-	-	-	100.0	-
学校・教育機関	100.0	-	14.3	85.7	-	7.1	-	92.9	-
病院・診療所	100.0	16.3	10.2	73.5	-	22.4	11.2	66.3	-
高齢者介護・保健福祉施設等	100.0	-	-	100.0	-	10.0	10.0	70.0	10.0
健康・医療・スポーツ関連団体	100.0	3.4	-	96.6	-	3.4	-	89.7	6.9
健康・医療・スポーツ関連企業	100.0	31.0	3.4	65.5	-	27.6	3.4	65.5	3.4
9・10以外的一般・企業・団体	100.0	17.6	11.8	70.6	-	35.3	-	64.7	-
健康保健組合	100.0	48.0	31.9	20.2	-	63.3	23.8	12.5	0.4
1～12以外	100.0	10.0	6.7	83.3	-	10.0	6.7	83.3	-
無 回 答	-	-	-	-	-	-	-	-	-

第3表 業種別に見た活動内容に対する支払金額回答組織の割合

	1. お客様の運動 実技指導		2. お客様の運動 プログラム作成		3. お客様の健康 相談		4. 自組織の健康 づくり教室の企画		5. 自組織の健康 づくり教室の指導	
	金額 回答あり	無 回答・ 不詳	金額 回答あり	無 回答・ 不詳	金額 回答あり	無 回答・ 不詳	金額 回答あり	無 回答・ 不詳	金額 回答あり	無 回答・ 不詳
総 数	24.2	75.8	14.4	85.6	13.8	86.2	9.9	90.1	16.1	83.9
民間のフィットネスクラブ	36.9	63.1	27.0	73.0	26.2	73.8	16.4	83.6	23.8	76.2
公共のスポーツ施設	50.0	50.0	26.7	73.3	26.7	73.3	13.3	86.7	33.3	66.7
健康行政機関	33.3	66.7	-	100.0	-	100.0	-	100.0	-	100.0
保健所	100.0	-	-	100.0	-	100.0	-	100.0	100.0	-
スポーツ行政機関	66.7	33.3	-	100.0	-	100.0	-	100.0	-	100.0
学校・教育機関	14.3	85.7	7.1	92.9	7.1	92.9	7.1	92.9	14.3	85.7
病院・診療所	15.3	84.7	9.2	90.8	11.2	88.8	3.1	96.9	8.2	91.8
高齢者介護・保健福祉施設等	70.0	30.0	30.0	70.0	20.0	80.0	30.0	70.0	30.0	70.0
健康・医療・スポーツ関連団体	44.8	55.2	24.1	75.9	24.1	75.9	13.8	86.2	17.2	82.8
健康・医療・スポーツ関連企業	20.7	79.3	13.8	86.2	10.3	89.7	13.8	86.2	13.8	86.2
9・10以外の一般・企業・団体	35.3	64.7	23.5	76.5	11.8	88.2	11.8	88.2	29.4	70.6
健康保健組合	11.7	88.3	5.2	94.8	5.6	94.4	7.3	92.7	11.7	88.3
1～12以外	33.3	66.7	36.7	63.3	30.0	70.0	16.7	83.3	23.3	76.7
無 回 答	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

第3表 業種別に見た活動内容に対する支払金額回答組織の割合

	6. 自組織内個人の健康相談		7. 自組織健康づくり事業のコンサルティング		8. スポーツ・健康増進施設管理運営		9. 特定保健指導		10. 職員の健康づくり全般	
	金額回答あり	無回答・不詳	金額回答あり	無回答・不詳	金額回答あり	無回答・不詳	金額回答あり	無回答・不詳	金額回答あり	無回答・不詳
総数	100.0	89.3	5.0	95.0	4.5	95.5	19.3	80.7	5.7	94.3
民間のフィットネスクラブ	100.0	82.8	8.2	91.8	8.2	91.8	8.2	91.8	6.6	93.4
公共のスポーツ施設	100.0	83.3	6.7	93.3	-	100.0	20.0	80.0	13.3	86.7
健康行政機関	100.0	100.0	-	100.0	-	100.0	16.7	83.3	-	100.0
保健所	100.0	100.0	-	100.0	-	100.0	-	100.0	-	100.0
スポーツ行政機関	100.0	100.0	-	100.0	-	100.0	-	100.0	-	100.0
学校・教育機関	100.0	92.9	7.1	92.9	7.1	92.9	7.1	92.9	7.1	92.9
病院・診療所	100.0	93.9	2.0	98.0	2.0	98.0	2.0	98.0	3.1	96.9
高齢者介護・保健福祉施設等	100.0	80.0	10.0	90.0	10.0	100.0	10.0	90.0	-	100.0
健康・医療・スポーツ関連団体	100.0	93.1	-	100.0	-	100.0	6.9	93.1	13.8	86.2
健康・医療・スポーツ関連企業	100.0	86.2	6.9	93.1	3.4	96.6	13.8	86.2	6.9	93.1
9・10以外の一般・企業・団体	100.0	82.4	11.8	88.2	5.9	94.1	11.8	88.2	11.8	88.2
健康保健組合	100.0	8.1	3.2	96.8	4.0	96.0	36.7	63.3	2.8	97.2
1～12以外	100.0	16.7	13.3	86.7	13.3	86.7	10.0	90.0	20.0	80.0
無回答	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

第4表 業種別に見た指導者の雇用・業務委託状況

(%)

	問1 資格保持指導者の雇用・委託			
	総 数	して いない	し て用 いる 業務 委託	無 回 答・ 不 詳
総 数	100.0	47.4	52.2	0.5
民間のフィットネスクラブ	100.0	2.5	97.5	-
公共のスポーツ施設	100.0	6.7	93.3	-
健康行政機関	100.0	16.7	83.3	-
保健所	100.0	50.0	50.0	-
スポーツ行政機関	100.0	66.7	33.3	-
学校・教育機関	100.0	14.3	78.6	7.1
病院・診療所	100.0	39.8	60.2	-
高齢者介護・保健福祉施設等	100.0	-	100.0	-
健康・医療・スポーツ関連団体	100.0	10.3	89.7	-
健康・医療・スポーツ関連企業	100.0	34.5	62.1	3.4
9・10以外の一般・企業・団体	100.0	35.3	64.7	-
健康保健組合	100.0	91.9	8.1	-
1～12以外	100.0	23.3	73.3	3.3
無 回 答	-	-	-	-

第5表 業種別に見た指導者を雇用・業務委託していない理由

	問2 資格所持者を雇用委託しない理由 (%)									
	総数	業務上必要ない運動は、業	スポーツ必要ない運動指導者	で他に健康あつてい	は資格をもっている必要	る社の研修等で養成す	用雇がない業務委託する費	どの様な指導者がい	その他	無回答・不詳
総数	100.0	12.5	23.6	25.9	1.6	1.3	20.3	2.0	8.2	4.6
民間のフィットネスクラブ	100.0	33.3	-	-	33.3	33.3	-	-	-	-
公共のスポーツ施設	100.0	-	-	-	-	50.0	-	-	-	50.0
健康行政機関	100.0	-	-	-	-	-	50.0	-	-	50.0
保健所	100.0	-	-	-	-	-	-	-	100.0	-
スポーツ行政機関	100.0	-	50.0	-	-	-	-	-	50.0	-
学校・教育機関	100.0	-	-	-	-	-	100.0	-	-	-
病院・診療所	100.0	17.9	20.5	38.5	5.1	-	2.6	5.1	5.1	5.1
高齢者介護・保健福祉施設等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
健康・医療・スポーツ関連団体	100.0	33.3	-	-	-	33.3	33.3	-	-	-
健康・医療・スポーツ関連企業	100.0	10.0	40.0	30.0	10.0	-	10.0	-	-	-
9・10以外の一般・企業・団体	100.0	50.0	33.3	16.7	-	-	-	-	-	-
健康保健組合	100.0	10.5	24.6	25.9	0.4	0.4	23.7	1.8	9.2	3.5
1～12以外	100.0	14.3	14.3	14.3	-	-	28.6	-	-	28.6
無回答	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

第6表 業種別に見た雇用している資格保持者の種類

	問3 雇用している資格保有者										(%)	
	総数	わからない	健康運動指導士	健康運動実践指導者	医師	薬剤師	保健師	看護師	理学療法士	作業療法士		臨床検査技師
総数	100.0	1.2	88.7	64.0	19.6	6.0	21.4	24.7	13.4	7.7	11.3	20.8
民間のフィットネスクラブ	100.0	0.8	93.3	85.7	3.4	-	5.9	6.7	2.5	1.7	0.8	29.4
公共のスポーツ施設	100.0	-	89.3	71.4	7.1	-	14.3	17.9	-	7.1	3.6	17.9
健康行政機関	100.0	-	90.0	40.0	20.0	10.0	80.0	40.0	10.0	10.0	-	20.0
保健所	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
スポーツ行政機関	100.0	-	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-
学校・教育機関	100.0	-	90.9	72.7	27.3	-	9.1	27.3	36.4	18.2	9.1	9.1
病院・診療所	100.0	-	89.8	52.5	45.8	20.3	32.2	44.1	37.3	18.6	35.6	23.7
高齢者介護・保健福祉施設等	100.0	-	90.0	40.0	30.0	10.0	30.0	80.0	40.0	60.0	10.0	20.0
健康・医療・スポーツ関連団体	100.0	-	100.0	57.7	38.5	3.8	30.8	46.2	19.2	3.8	30.8	19.2
健康・医療・スポーツ関連企業	100.0	-	83.3	72.2	22.2	5.6	5.6	33.3	27.8	5.6	5.6	11.1
9・10以外の一般・企業・団体	100.0	-	81.8	36.4	-	9.1	27.3	9.1	9.1	-	9.1	27.3
健康保健組合	100.0	15.0	55.0	15.0	20.0	10.0	55.0	20.0	-	-	5.0	-
1～12以外	100.0	-	86.4	50.0	31.8	4.5	31.8	27.3	-	-	9.1	4.5
無回答	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

第6表 業種別に見た雇用している資格保持者の種類

(%)

	問3 雇用している資格保有者										
	総数	管理栄養士	支援専門員・介護福祉士・介護士	所持者	社会教育主事	指導者	協会公認種目別	協会公認スポーツプログラム	協会公認アスレティックトレーナー	日本フィットネス協会	その他
総数	100.0	31.3	11.3	41.1	4.5	17.6	17.0	10.1	23.8	13.1	-
民間のフィットネスクラブ	100.0	22.7	5.0	43.7	4.2	23.5	21.8	12.6	42.9	11.8	-
公共のスポーツ施設	100.0	32.1	-	57.1	7.1	28.6	28.6	7.1	28.6	25.0	-
健康行政機関	100.0	30.0	20.0	10.0	10.0	-	-	-	-	-	-
保健所	100.0	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-
スポーツ行政機関	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
学校・教育機関	100.0	27.3	27.3	54.5	9.1	36.4	18.2	63.6	27.3	18.2	-
病院・診療所	100.0	44.1	13.6	33.9	-	5.1	11.9	8.5	8.5	5.1	-
高齢者介護・保健福祉施設等	100.0	60.0	80.0	30.0	20.0	-	-	10.0	-	10.0	-
健康・医療・スポーツ関連団体	100.0	50.0	19.2	57.7	3.8	19.2	15.4	3.8	23.1	11.5	-
健康・医療・スポーツ関連企業	100.0	27.8	5.6	44.4	11.1	33.3	33.3	-	27.8	27.8	-
9・10以外の一般・企業・団体	100.0	45.5	18.2	36.4	-	9.1	18.2	-	9.1	27.3	-
健康保健組合	100.0	15.0	-	20.0	-	-	-	-	-	10.0	-
1～12以外	100.0	18.2	13.6	40.9	4.5	18.2	9.1	13.6	4.5	18.2	-
無回答	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

第7表 正社員・非常勤職員別の業種別に見た健康運動士の想定業務

	問4-1 想定した仕事／正社員・職員								無回答		
	総数	作成プログラム	運動実技指導者	相健康談者	健康策・事業企画者	施設管理者	経営管理者	事務		その他	
(正社員・職員)											
総数	100.0	61.4	67.8	34.9	29.9	26.8	11.7	7.0	4.0	6.7	
民間のフィットネスクラブ	100.0	62.2	64.0	27.0	25.2	29.7	14.4	0.9	4.5	4.5	
公共のスポーツ施設	100.0	60.0	76.0	48.0	40.0	52.0	20.0	20.0	-	4.0	
健康行政機関	100.0	55.6	66.7	33.3	22.2	-	-	-	-	22.2	
保健所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
スポーツ行政機関	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	100.0	
学校・教育機関	100.0	40.0	70.0	10.0	20.0	10.0	-	10.0	40.0	10.0	
病院・診療所	100.0	73.6	73.6	49.1	34.0	30.2	3.8	7.5	1.9	5.7	
高齢者介護・保健福祉施設等	100.0	33.3	66.7	11.1	33.3	22.2	11.1	-	-	11.1	
健康・医療・スポーツ関連団体	100.0	65.4	69.2	26.9	26.9	15.4	11.5	11.5	-	11.5	
健康・医療・スポーツ関連企業	100.0	73.3	73.3	46.7	46.7	46.7	33.3	20.0	6.7	-	
9・10以外の一般・企業・団体	100.0	55.6	55.6	33.3	22.2	22.2	11.1	22.2	-	11.1	
健康保健組合	100.0	27.3	54.5	36.4	54.5	9.1	-	-	9.1	9.1	
1～12以外	100.0	63.2	73.7	52.6	21.1	5.3	10.5	10.5	-	5.3	
無回答	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

第7表 正社員・非常勤職員別の業種別に見た健康運動士の想定業務

	問4-1 想定した仕事/非常勤職員								無回答	
	総数	作成プログラム	運動実技指導者	相健康や運動の	健康や運動専門の	施設管理者	経営管理者	事務		その他
(非常勤職員)										
総数	100.0	11.7	24.2	9.7	5.4	1.3	0.7	1.3	1.3	71.5
民間のフィットネスクラブ	100.0	9.9	21.6	8.1	6.3	0.9	-	-	0.9	73.0
公共のスポーツ施設	100.0	16.0	32.0	12.0	4.0	12.0	4.0	-	-	68.0
健康行政機関	100.0	-	33.3	-	11.1	-	-	11.1	11.1	55.6
保健所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
スポーツ行政機関	100.0	-	100.0	-	-	-	-	-	-	-
学校・教育機関	100.0	20.0	20.0	-	10.0	-	-	-	20.0	60.0
病院・診療所	100.0	18.9	24.5	15.1	7.5	-	-	1.9	-	69.8
高齢者介護・保健福祉施設等	100.0	11.1	22.2	11.1	-	-	-	-	-	77.8
健康・医療・スポーツ関連団体	100.0	7.7	26.9	3.8	3.8	-	3.8	-	-	73.1
健康・医療・スポーツ関連企業	100.0	13.3	33.3	13.3	-	-	-	-	-	66.7
9・10以外の一般・企業・団体	100.0	11.1	22.2	22.2	-	-	-	-	-	77.8
健康保健組合	100.0	9.1	18.2	9.1	9.1	-	-	-	-	81.8
1～12以外	100.0	5.3	15.8	10.5	-	-	-	10.5	-	78.9
無回答	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

第8表 業種別に見た健康運動指導士の運動指導、プログラム提供の対象者

	問4-2 運動指導等提供の対象 (%)									
	総数	健康な中・高齢者	障害・怪我等の リハビリ者等の 該当者	シメタ ンドロリック ルーム該当者	有病者	高齢介護 者(予備群)	アスリート (競技力向上)	子ども・青年	その他	無回答
総数	100.0	88.5	45.6	79.7	46.0	46.4	39.5	39.1	4.6	4.2
民間のフィットネスクラブ	100.0	92.6	58.9	78.9	45.3	36.8	53.7	44.2	1.1	5.3
公共のスポーツ施設	100.0	95.8	33.3	87.5	29.2	37.5	41.7	54.2	4.2	-
健康行政機関	100.0	85.7	14.3	85.7	-	42.9	-	14.3	-	-
保健所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
スポーツ行政機関	100.0	100.0	-	-	-	-	-	100.0	-	-
学校・教育機関	100.0	100.0	42.9	42.9	28.6	57.1	57.1	57.1	-	-
病院・診療所	100.0	76.0	54.0	92.0	78.0	60.0	34.0	28.0	6.0	2.0
高齢者介護・保健福祉施設等	100.0	62.5	25.0	25.0	25.0	87.5	-	-	12.5	12.5
健康・医療・スポーツ関連団体	100.0	92.0	16.0	80.0	28.0	48.0	24.0	32.0	-	8.0
健康・医療・スポーツ関連企業	100.0	100.0	61.5	84.6	61.5	84.6	61.5	53.8	15.4	-
9・10以外の一般・企業・団体	100.0	85.7	42.9	85.7	57.1	57.1	28.6	57.1	42.9	-
健康保健組合	100.0	71.4	-	85.7	14.3	-	-	14.3	-	14.3
1～12以外	100.0	94.1	41.2	70.6	41.2	35.3	29.4	41.2	5.9	5.9
無回答	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

第9表 業種別に見た健康運動指導士の雇用による具体的成果、メリット

	問4-3 運動指導士の雇用理由 (%)									
	総数	運動指導に長けている	運動できるプログラムを作成	他の関連知識が豊富	たし、医学・生理学の知識がある	運動も栄養も指導でき	特に理由はない	その他	無回答	
総数	100.0	69.8	67.1	44.6	22.8	20.8	4.0	14.4	4.7	
民間のフィットネスクラブ	100.0	68.5	64.9	38.7	22.5	21.6	5.4	17.1	4.5	
公共のスポーツ施設	100.0	80.0	72.0	64.0	24.0	32.0	-	16.0	-	
健康行政機関	100.0	66.7	55.6	33.3	-	11.1	-	22.2	-	
保健所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
スポーツ行政機関	100.0	100.0	-	100.0	-	-	-	-	-	
学校・教育機関	100.0	70.0	70.0	80.0	60.0	20.0	-	10.0	10.0	
病院・診療所	100.0	71.7	73.6	41.5	26.4	20.8	3.8	11.3	7.5	
高齢者介護・保健福祉施設等	100.0	55.6	44.4	55.6	11.1	22.2	22.2	-	-	
健康・医療・スポーツ関連団体	100.0	65.4	69.2	57.7	23.1	23.1	-	3.8	7.7	
健康・医療・スポーツ関連企業	100.0	80.0	66.7	20.0	20.0	13.3	-	20.0	-	
9・10以外の一般・企業・団体	100.0	66.7	66.7	55.6	22.2	11.1	-	22.2	-	
健康保健組合	100.0	72.7	72.7	36.4	9.1	9.1	-	18.2	-	
1～12以外	100.0	63.2	68.4	42.1	21.1	21.1	10.5	15.8	10.5	
無回答	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

第10表 業種別に見た健康運動指導士への職場のバックアップ

	問4-4 待遇面でのメリット付与等 (%)			
	総数	ない	ある	無回答・不詳
総数	100.0	53.4	41.6	5.0
民間のフィットネスクラブ	100.0	49.5	45.9	4.5
公共のスポーツ施設	100.0	56.0	44.0	-
健康行政機関	100.0	77.8	22.2	-
保健所	-	-	-	-
スポーツ行政機関	100.0	100.0	-	-
学校・教育機関	100.0	70.0	20.0	10.0
病院・診療所	100.0	49.1	47.2	3.8
高齢者介護・保健福祉施設等	100.0	88.9	11.1	-
健康・医療・スポーツ関連団体	100.0	46.2	46.2	7.7
健康・医療・スポーツ関連企業	100.0	46.7	53.3	-
9・10以外の一般・企業・団体	100.0	66.7	33.3	-
健康保健組合	100.0	63.6	27.3	9.1
1～12以外	100.0	47.4	31.6	21.1
無回答	-	-	-	-

第11表 業種別に見た健康運動指導士に求める能力

	問4-5 運動指導士に望む能力 (%)									
	総数	より高い運動指導能力	より高い運動プログラム作成能力	より高い医学・生理学知識	実教室・運動事業企画・実施能力	健康（自治体、企業内の）施策立案能力	危機管理能力	経営・マーケティング能力	コミュニケーション能力	無回答
総数	100.0	37.6	25.2	25.5	34.9	13.8	13.4	30.9	18.5	9.4
民間のフィットネスクラブ	100.0	38.7	25.2	18.9	31.5	12.6	11.7	35.1	27.0	10.8
公共のスポーツ施設	100.0	36.0	28.0	24.0	44.0	24.0	8.0	28.0	12.0	4.0
健康行政機関	100.0	33.3	33.3	33.3	33.3	33.3	11.1	-	-	-
保健所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
スポーツ行政機関	100.0	-	-	100.0	-	-	100.0	-	-	-
学校・教育機関	100.0	50.0	30.0	20.0	20.0	10.0	10.0	30.0	-	20.0
病院・診療所	100.0	47.2	30.2	45.3	32.1	7.5	11.3	26.4	7.5	11.3
高齢者介護・保健福祉施設等	100.0	11.1	22.2	11.1	22.2	11.1	55.6	22.2	22.2	11.1
健康・医療・スポーツ関連団体	100.0	26.9	11.5	26.9	38.5	23.1	19.2	34.6	15.4	11.5
健康・医療・スポーツ関連企業	100.0	40.0	13.3	6.7	46.7	33.3	6.7	60.0	13.3	-
9・10以外の一般・企業・団体	100.0	55.6	55.6	22.2	44.4	-	-	33.3	33.3	-
健康保健組合	100.0	27.3	18.2	9.1	63.6	9.1	-	9.1	18.2	18.2
1～12以外	100.0	26.3	21.1	36.8	31.6	-	26.3	26.3	26.3	5.3
無回答	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

第12表 業種別に見た業務委託・外注の別および委託外注の具体的内容

	問5-1 運動指導士へ委託・外注 (%)													
	総数	していない	している	総数	運動実技指導	運動プログラム作成	健康相談・体力チェック	指導者派遣	講演・講義	健康の企画・実施教室	健康づくり事業・教室	健康づくり事業・教室	その他	無回答
総数	100.0	71.5	20.8	100.0	83.9	25.8	27.4	19.4	37.1	32.3	4.8	-	-	7.7
民間のフィットネスクラブ	100.0	79.3	14.4	100.0	75.0	43.8	31.3	12.5	37.5	43.8	-	-	-	6.3
公共のスポーツ施設	100.0	68.0	28.0	100.0	100.0	57.1	28.6	28.6	28.6	-	14.3	-	-	4.0
健康行政機関	100.0	55.6	44.4	100.0	75.0	50.0	50.0	-	50.0	50.0	-	-	-	-
保健所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
スポーツ行政機関	100.0	-	100.0	100.0	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-
学校・教育機関	100.0	80.0	10.0	100.0	100.0	-	-	-	100.0	100.0	-	-	-	10.0
病院・診療所	100.0	73.6	15.1	100.0	75.0	12.5	37.5	50.0	50.0	37.5	12.5	-	-	11.3
高齢者介護・保健福祉施設等	100.0	88.9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	11.1
健康・医療・スポーツ関連団体	100.0	57.7	34.6	100.0	88.9	11.1	-	22.2	22.2	44.4	-	-	-	7.7
健康・医療・スポーツ関連企業	100.0	60.0	40.0	100.0	83.3	-	16.7	33.3	50.0	16.7	16.7	-	-	-
9・10以外の一般・企業・団体	100.0	44.4	33.3	100.0	100.0	33.3	66.7	-	-	33.3	-	-	-	22.2
健康保健組合	100.0	54.5	36.4	100.0	100.0	-	25.0	-	50.0	25.0	-	-	-	9.1
1～12以外	100.0	73.7	15.8	100.0	66.7	-	33.3	-	33.3	-	-	-	-	10.5
無回答	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

第13表 業種別に見た業務委託・外注の場合の対象者

	問5-2 委託・外注の場合の対象者									
	総数	健康な中・高齢者	障害・怪我等の リハビリ者等の シメタ ドロー ム該当者	有病患者	高齢介護 者(予備群)	アスリート (競技力向上)	子ども・青年	その他	無回答	
総数	100.0	80.6	16.1	64.5	19.4	37.1	8.1	22.6	4.8	1.6
民間のフィットネスクラブ	100.0	68.8	12.5	75.0	6.3	25.0	12.5	25.0	6.3	-
公共のスポーツ施設	100.0	71.4	14.3	28.6	14.3	42.9	-	14.3	-	14.3
健康行政機関	100.0	100.0	-	100.0	-	75.0	-	25.0	-	-
保健所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
スポーツ行政機関	100.0	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-
学校・教育機関	100.0	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-
病院・診療所	100.0	100.0	25.0	75.0	75.0	37.5	12.5	12.5	12.5	-
高齢者介護・保健福祉施設等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
健康・医療・スポーツ関連団体	100.0	88.9	-	55.6	-	33.3	-	33.3	-	-
健康・医療・スポーツ関連企業	100.0	83.3	33.3	50.0	33.3	83.3	16.7	33.3	-	-
9・10以外の一般・企業・団体	100.0	66.7	66.7	66.7	33.3	33.3	33.3	33.3	-	-
健康保健組合	100.0	75.0	-	100.0	-	-	-	-	-	-
1～12以外	100.0	66.7	33.3	66.7	33.3	33.3	-	33.3	33.3	-
無回答	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

第14表 業種別に見た業務委託・外注の場合の具体的成果、メリット

	問5-3 運動指導士への委託理由 (%)								
	総数	運動指導に長けている	運動できるプログラムを作成	他の関連知識が豊富	た医学知識がある	運動も栄養も指導でき	特に理由はない	その他	無回答
総数	100.0	67.7	51.6	33.9	14.5	24.2	1.6	12.9	3.2
民間のフィットネスクラブ	100.0	81.3	62.5	25.0	12.5	18.8	-	12.5	-
公共のスポーツ施設	100.0	57.1	57.1	42.9	-	28.6	-	28.6	14.3
健康行政機関	100.0	75.0	25.0	50.0	-	25.0	-	-	-
保健所	-	-	-	-	-	-	-	-	-
スポーツ行政機関	100.0	-	-	100.0	-	-	-	-	-
学校・教育機関	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	-	-	-
病院・診療所	100.0	62.5	37.5	37.5	25.0	25.0	-	-	12.5
高齢者介護・保健福祉施設等	-	-	-	-	-	-	-	-	-
健康・医療・スポーツ関連団体	100.0	33.3	33.3	33.3	11.1	22.2	11.1	11.1	-
健康・医療・スポーツ関連企業	100.0	100.0	83.3	-	-	-	-	16.7	-
9・10以外の一般・企業・団体	100.0	66.7	33.3	66.7	66.7	33.3	-	33.3	-
健康保健組合	100.0	75.0	75.0	50.0	-	25.0	-	-	-
1～12以外	100.0	66.7	33.3	-	33.3	66.7	-	33.3	-
無回答	-	-	-	-	-	-	-	-	-

第15表 正社員・非常勤職員別の業種別に見た健康運動実践指導者の想定業務

	問6-1 想定した仕事／正社員・職員								無回答	
	総数	作成プログラム	運動実技指導者	相談者や運動の	健康や運動専門の 施策・事業企画者	施設管理者	経営管理者	事務		その他
総数	100.0	41.4	77.2	27.0	10.2	7.4	1.9	4.2	3.3	17.2
民間のフィットネスクラブ	100.0	48.0	82.4	24.5	6.9	8.8	2.0	-	2.0	11.8
公共のスポーツ施設	100.0	35.0	70.0	40.0	10.0	20.0	-	5.0	-	25.0
健康行政機関	100.0	-	75.0	25.0	-	-	-	-	-	25.0
保健所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
スポーツ行政機関	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
学校・教育機関	100.0	25.0	50.0	12.5	12.5	-	-	12.5	25.0	25.0
病院・診療所	100.0	32.3	80.6	32.3	12.9	3.2	-	6.5	3.2	16.1
高齢者介護・保健福祉施設等	100.0	50.0	100.0	50.0	25.0	25.0	25.0	25.0	-	-
健康・医療・スポーツ関連団体	100.0	26.7	66.7	26.7	13.3	-	-	-	-	33.3
健康・医療・スポーツ関連企業	100.0	61.5	76.9	46.2	23.1	7.7	-	15.4	15.4	15.4
9・10以外の一般・企業・団体	100.0	50.0	75.0	25.0	25.0	-	-	-	-	25.0
健康保健組合	100.0	-	33.3	-	33.3	-	-	-	-	66.7
1～12以外	100.0	45.5	72.7	-	-	-	9.1	18.2	-	18.2
無回答	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

第15表 正社員・非常勤職員別の業種別に見た健康健康運動実践指導者の想定業務

	問6-1 想定した仕事/非常勤職員									無回答	
	総数	作成プログラム	運動実技指導者	相談者や運動の	健康や運動専門の 施策・事業企画者	施設管理者	経営管理者	事務	その他		
(非常勤職員)											
総数	100.0	7.4	22.8	6.0	1.9	-	-	0.9	0.5	76.7	
民間のフィットネスクラブ	100.0	7.8	17.6	3.9	2.0	-	-	1.0	-	82.4	
公共のスポーツ施設	100.0	5.0	25.0	15.0	-	-	-	-	-	75.0	
健康行政機関	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	100.0	
保健所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
スポーツ行政機関	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
学校・教育機関	100.0	-	25.0	-	-	-	-	-	12.5	62.5	
病院・診療所	100.0	9.7	25.8	9.7	3.2	-	-	3.2	-	74.2	
高齢者介護・保健福祉施設等	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	100.0	
健康・医療・スポーツ関連団体	100.0	6.7	40.0	13.3	-	-	-	-	-	60.0	
健康・医療・スポーツ関連企業	100.0	-	15.4	-	-	-	-	-	-	84.6	
9・10以外の一般・企業・団体	100.0	25.0	75.0	-	-	-	-	-	-	25.0	
健康保健組合	100.0	33.3	66.7	33.3	33.3	-	-	-	-	33.3	
1～12以外	100.0	9.1	27.3	-	-	-	-	-	-	72.7	
無回答	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

第16表 業種別に見た健康運動実践指導者の運動指導、プログラム提供の対象者

	問6-2 運動指導等提供の対象 (%)									
	総数	健康な中・高齢者	障害・怪我等の リハビリ者等の 該当者	シメタ ンドロリック ルーム該当者	有病者	高齢介護 者(予備群)	アスリート (競技力向上)	子ども・青年	その他	無回答
総数	100.0	92.2	43.8	75.5	41.7	43.2	37.0	43.8	1.6	3.6
民間のフィットネスクラブ	100.0	92.3	45.1	78.0	33.0	30.8	44.0	45.1	1.1	4.4
公共のスポーツ施設	100.0	100.0	38.9	77.8	33.3	55.6	27.8	50.0	-	-
健康行政機関	100.0	66.7	-	66.7	-	-	-	33.3	-	-
保健所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
スポーツ行政機関	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
学校・教育機関	100.0	100.0	-	20.0	-	-	60.0	80.0	-	-
病院・診療所	100.0	76.7	60.0	86.7	73.3	56.7	36.7	36.7	3.3	10.0
高齢者介護・保健福祉施設等	100.0	100.0	50.0	25.0	75.0	100.0	-	25.0	-	-
健康・医療・スポーツ関連団体	100.0	100.0	15.4	69.2	30.8	46.2	15.4	38.5	-	-
健康・医療・スポーツ関連企業	100.0	100.0	72.7	90.9	63.6	90.9	54.5	54.5	9.1	-
9・10以外的一般・企業・団体	100.0	100.0	25.0	50.0	25.0	50.0	-	25.0	-	-
健康保健組合	100.0	100.0	-	33.3	33.3	-	-	-	-	-
1～12以外	100.0	100.0	50.0	80.0	60.0	60.0	40.0	50.0	-	-
無回答	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

第17表 業種別に見た健康運動実践指導者の雇用による具体的成果、メリット

	問6-3 運動実践指導者の雇理由由 (%)								
	総数	運動指導に長けている	運動できるプログラムを作成	他の関連知識が豊富	たし、医学・生理学の知識がある	運動も栄養も指導でき	特に理由はない	その他	無回答
総数	100.0	59.5	37.2	30.7	10.7	11.2	15.8	7.9	6.5
民間のフィットネスクラブ	100.0	57.8	45.1	28.4	7.8	11.8	16.7	5.9	5.9
公共のスポーツ施設	100.0	75.0	40.0	45.0	10.0	5.0	5.0	10.0	5.0
健康行政機関	100.0	50.0	25.0	25.0	-	-	-	25.0	25.0
保健所	-	-	-	-	-	-	-	-	-
スポーツ行政機関	-	-	-	-	-	-	-	-	-
学校・教育機関	100.0	62.5	25.0	50.0	25.0	-	12.5	-	12.5
病院・診療所	100.0	64.5	25.8	32.3	9.7	9.7	19.4	6.5	3.2
高齢者介護・保健福祉施設等	100.0	75.0	50.0	50.0	50.0	50.0	-	-	-
健康・医療・スポーツ関連団体	100.0	40.0	20.0	33.3	13.3	13.3	20.0	13.3	13.3
健康・医療・スポーツ関連企業	100.0	69.2	46.2	7.7	15.4	15.4	23.1	7.7	-
9・10以外の一般・企業・団体	100.0	100.0	50.0	25.0	-	-	-	-	-
健康保健組合	100.0	66.7	33.3	33.3	33.3	-	-	-	33.3
1～12以外	100.0	27.3	9.1	27.3	9.1	18.2	27.3	27.3	9.1
無回答	-	-	-	-	-	-	-	-	-

第18表 業種別に見た健康運動実践指導者への職場のバックアップ

	問6-4 待遇面でのメリット付与等 (%)			
	総数	ない	ある	無回答・不詳
総数	100.0	58.1	37.2	4.7
民間のフィットネスクラブ	100.0	56.9	41.2	2.0
公共のスポーツ施設	100.0	45.0	55.0	-
健康行政機関	100.0	75.0	25.0	-
保健所	-	-	-	-
スポーツ行政機関	-	-	-	-
学校・教育機関	100.0	75.0	12.5	12.5
病院・診療所	100.0	54.8	32.3	12.9
高齢者介護・保健福祉施設等	100.0	100.0	-	-
健康・医療・スポーツ関連団体	100.0	66.7	20.0	13.3
健康・医療・スポーツ関連企業	100.0	38.5	61.5	-
9・10以外の一般・企業・団体	100.0	75.0	25.0	-
健康保健組合	100.0	66.7	33.3	-
1～12以外	100.0	72.7	18.2	9.1
無回答	-	-	-	-

第19表 業種別に見た健康運動実践指導者に求める能力

	問6-5 運動実践指導者に望む能力 (%)									
	総数	より高い運動指導能力	より高い運動プログラム作成能力	より高い医学・生理学知識	実教室・運動事業企画・実施能力	健康（自治体、企業内の）施策立案能力	危機管理能力	経営・マーケティング能力	コミュニケーション能力	無回答
総数	100.0	54.0	33.0	24.2	27.9	7.9	10.7	13.5	21.9	9.3
民間のフィットネスクラブ	100.0	50.0	35.3	18.6	27.5	8.8	8.8	15.7	29.4	9.8
公共のスポーツ施設	100.0	60.0	40.0	25.0	20.0	15.0	15.0	10.0	5.0	5.0
健康行政機関	100.0	50.0	50.0	25.0	50.0	-	25.0	-	-	-
保健所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
スポーツ行政機関	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
学校・教育機関	100.0	62.5	37.5	25.0	25.0	12.5	-	12.5	-	12.5
病院・診療所	100.0	58.1	22.6	32.3	35.5	3.2	12.9	3.2	22.6	12.9
高齢者介護・保健福祉施設等	100.0	50.0	50.0	50.0	50.0	25.0	75.0	25.0	25.0	-
健康・医療・スポーツ関連団体	100.0	80.0	20.0	20.0	26.7	6.7	-	13.3	6.7	13.3
健康・医療・スポーツ関連企業	100.0	53.8	30.8	30.8	23.1	-	15.4	30.8	30.8	-
9・10以外の一般・企業・団体	100.0	75.0	50.0	50.0	25.0	-	-	25.0	-	-
健康保健組合	100.0	33.3	-	33.3	66.7	33.3	-	-	-	-
1～12以外	100.0	27.3	36.4	27.3	9.1	-	9.1	9.1	27.3	18.2
無回答	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

第20表 業種別に見た業務委託・外注の別および委託外注の具体的内容

	問7-1 運動実践指導者へ委託・外注 (%)												
	総数	していない	している	総数(延べ数)	運動実技指導	運動プログラム作成	健康相談・体力チェック	指導者派遣	講演・講義	健康づくり事業・教室	健康づくり事業・コンサルティング施策	その他	無回答
総数	100.0	76.7	10.2	100.0	90.9	13.6	22.7	18.2	9.1	13.6	-	-	13.0
民間のフィットネスクラブ	100.0	79.4	8.8	100.0	88.9	22.2	22.2	22.2	11.1	33.3	-	-	11.8
公共のスポーツ施設	100.0	65.0	15.0	100.0	100.0	33.3	66.7	-	33.3	-	-	-	20.0
健康行政機関	100.0	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
保健所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
スポーツ行政機関	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
学校・教育機関	100.0	75.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	25.0
病院・診療所	100.0	77.4	3.2	100.0	-	-	-	100.0	-	-	-	-	19.4
高齢者介護・保健福祉施設等	100.0	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
健康・医療・スポーツ関連団体	100.0	53.3	26.7	100.0	100.0	-	-	-	-	-	-	-	20.0
健康・医療・スポーツ関連企業	100.0	84.6	15.4	100.0	100.0	-	50.0	50.0	-	-	-	-	-
9・10以外の一般・企業・団体	100.0	50.0	25.0	100.0	100.0	-	-	-	-	-	-	-	25.0
健康保健組合	100.0	66.7	33.3	100.0	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-
1～12以外	100.0	90.9	9.1	100.0	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-
無回答	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

第21表 業種別に見た業務委託・外注の場合の対象者

(%)

	問7-2 委託・外注の場合の対象者									
	総数	健康な中・高齢者	障害・怪我等の リハビリ者	シメタ ンドローム 該当者	有病者	高年齢者 (予備群)	アスリート (競技力向上)	子ども・青年	その他	無回答
総数	100.0	90.9	9.1	54.5	9.1	27.3	-	22.7	-	-
民間のフィットネスクラブ	100.0	88.9	22.2	66.7	11.1	22.2	-	11.1	-	-
公共のスポーツ施設	100.0	100.0	-	100.0	-	66.7	-	33.3	-	-
健康行政機関	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
保健所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
スポーツ行政機関	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
学校・教育機関	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
病院・診療所	100.0	100.0	-	100.0	100.0	-	-	-	-	-
高齢者介護・保健福祉施設等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
健康・医療・スポーツ関連団体	100.0	75.0	-	25.0	-	-	-	50.0	-	-
健康・医療・スポーツ関連企業	100.0	100.0	-	50.0	-	50.0	-	50.0	-	-
9・10以外的一般・企業・団体	100.0	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-
健康保健組合	100.0	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-
1～12以外	100.0	100.0	-	-	-	100.0	-	-	-	-
無回答	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

第22表 業種別に見た業務委託・外注の場合の具体的成果、メリット

(%)

	問7-3 運動実践指導者への委託理由								
	総数	運動指導に長けている	運動できる	他の関連知識が豊富	たし、医学・生理学の知識がある	運動も栄養も指導できる	特に理由はない	その他	無回答
総数	100.0	81.8	31.8	18.2	-	9.1	-	9.1	-
民間のフィットネスクラブ	100.0	88.9	33.3	22.2	-	22.2	-	-	-
公共のスポーツ施設	100.0	100.0	66.7	-	-	-	-	-	-
健康行政機関	-	-	-	-	-	-	-	-	-
保健所	-	-	-	-	-	-	-	-	-
スポーツ行政機関	-	-	-	-	-	-	-	-	-
学校・教育機関	-	-	-	-	-	-	-	-	-
病院・診療所	100.0	100.0	-	-	-	-	-	-	-
高齢者介護・保健福祉施設等	-	-	-	-	-	-	-	-	-
健康・医療・スポーツ関連団体	100.0	25.0	-	50.0	-	-	-	25.0	-
健康・医療・スポーツ関連企業	100.0	100.0	100.0	-	-	-	-	-	-
9・10以外の一般・企業・団体	100.0	100.0	-	-	-	-	-	100.0	-
健康保健組合	100.0	100.0	-	-	-	-	-	-	-
1～12以外	100.0	100.0	-	-	-	-	-	-	-
無回答	-	-	-	-	-	-	-	-	-

第23表 業種別に見た特定保健指導の実施状況

	問8 特定保健指導の実施 (%)										
	総 数	特 定 保 健 指 導 を 実 施 し て い る	表 施 ・ 業 務 委 託 ・ 受 託 し て い る	健 康 運 動 指 導 士 を 雇 用	健 康 運 動 実 践 指 導 者 を 雇 用	健 康 運 動 指 導 士 へ 業 務 委 託	健 康 運 動 実 践 指 導 者 へ 業 務 委 託	他 の 業 務 委 託 し た 者 を 雇 用	従 来 の ス タ フ で 行 っ て い る	無 回 答	無 回 答 ・ 不 詳
総 数	100.0	52.7	44.6	12.0	2.0	4.0	2.0	4.7	68.7	13.3	2.7
民間のフィットネスクラブ	100.0	63.9	33.6	17.5	7.5	2.5	-	2.5	70.0	15.0	2.5
公共のスポーツ施設	100.0	64.3	35.7	-	-	-	-	-	80.0	20.0	-
健康行政機関	100.0	20.0	80.0	-	-	12.5	-	12.5	50.0	25.0	-
保健所	100.0	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-
スポーツ行政機関	100.0	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-
学校・教育機関	100.0	90.9	9.1	-	-	-	-	-	100.0	-	-
病院・診療所	100.0	33.9	66.1	15.4	-	-	-	2.6	76.9	7.7	-
高齢者介護・保健福祉施設等	100.0	80.0	10.0	-	-	-	-	-	100.0	-	10.0
健康・医療・スポーツ関連団体	100.0	30.8	61.5	12.5	-	-	-	6.3	81.3	-	7.7
健康・医療・スポーツ関連企業	100.0	66.7	33.3	-	-	-	-	-	100.0	-	-
9・10以外の一般・企業・団体	100.0	63.6	18.2	50.0	-	-	-	-	50.0	-	18.2
健康保健組合	100.0	15.0	85.0	5.9	-	17.6	11.8	11.8	23.5	35.3	-
1～12以外	100.0	50.0	45.5	10.0	-	10.0	10.0	10.0	70.0	10.0	4.5
無 回 答	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

第24表 業種別・正規・非正規職員の有無別にみた仕事内容の状況

<健康運動指導士>

第24-1表

	(民間フィットネスクラブ)		非 常 勤 場 合 の 職 員 数 1 名 以 上 (%)
	正 社 員 ・ 職 員 数 1 名 以 上 の 場 合	100.0	
総 数	100.0	100.0	100.0
運動プログラム作成者	65.7	36.7	36.7
運動実技指導者	66.7	80.0	80.0
健康や運動の相談者	28.6	30.0	30.0
健康や運動専門の施策・事業企画者	26.7	23.3	23.3
施設管理者	31.4	3.3	3.3
経営管理者	15.2	-	-
事 務	1.0	-	-
そ の 他	4.8	3.3	3.3

第24-2表

	(公共のスポーツ施設)		非 常 勤 場 合 の 職 員 数 1 名 以 上 (%)
	正 社 員 ・ 職 員 数 1 名 以 上 の 場 合	100.0	
総 数	100.0	100.0	100.0
運動プログラム作成者	62.5	50.0	50.0
運動実技指導者	79.2	100.0	100.0
健康や運動の相談者	50.0	37.5	37.5
健康や運動専門の施策・事業企画者	41.7	12.5	12.5
施設管理者	54.2	37.5	37.5
経営管理者	20.8	12.5	12.5
事 務	20.8	-	-
そ の 他	-	-	-

第2 4 表 業種別・正規一非正規職員の有無別にみた仕事内容の状況

<健康運動指導士>

第2 4 - 3 表

第2 4 - 4 表

	(%)	
	正社員・ 職員の 数	非常勤 職員 数
総 数	100.0	100.0
運動プログラム作成者	71.4	-
運動実技指導者	85.7	66.7
健康や運動の相談者	42.9	-
健康や運動専門の施策・事業企画者	28.6	33.3
施設管理者	-	-
経営管理者	-	-
事 務	-	33.3
そ の 他	-	33.3

	(%)	
	正社員・ 職員の 数	非常勤 職員 数
総 数	-	-
運動プログラム作成者	-	-
運動実技指導者	-	-
健康や運動の相談者	-	-
健康や運動専門の施策・事業企画者	-	-
施設管理者	-	-
経営管理者	-	-
事 務	-	-
そ の 他	-	-

第24表 業種別・正規・非正規職員の有無別にみた仕事内容の状況

<健康運動指導士>

第24-5表

	正社員・ 職員の 数	正社員・ 職員の 数	非常勤 職員 数
(スポーツ行政機関)			
総数	-	-	100.0
運動プログラム作成者	-	-	-
運動実技指導者	-	-	100.0
健康や運動の相談者	-	-	-
健康や運動専門の施策・事業企画者	-	-	-
施設管理者	-	-	-
経営管理者	-	-	-
事務	-	-	-
その他	-	-	-

第24-6表

	正社員・ 職員の 数	正社員・ 職員の 数	非常勤 職員 数
(学校・教育機関)			
総数	100.0	100.0	100.0
運動プログラム作成者	44.4	44.4	50.0
運動実技指導者	77.8	77.8	50.0
健康や運動の相談者	11.1	11.1	-
健康や運動専門の施策・事業企画者	22.2	22.2	25.0
施設管理者	11.1	11.1	-
経営管理者	-	-	-
事務	11.1	11.1	-
その他	44.4	44.4	50.0

第24表 業種別・正規・非正規職員の有無別にみた仕事内容の状況

<健康運動指導士>

第24-7表

	(%)	
	正社員・ 職員の 数	非常勤 職員 数
(病院・診療所)		
総数	100.0	100.0
運動プログラム作成者	78.0	62.5
運動実技指導者	78.0	81.3
健康や運動の相談者	52.0	50.0
健康や運動専門の施策・事業企画者	36.0	25.0
施設管理者	32.0	-
経営管理者	4.0	-
事務	8.0	6.3
その他	2.0	-

第24-8表

	(%)	
	正社員・ 職員の 数	非常勤 職員 数
(高齢者介護・保健福祉施設等)		
総数	100.0	100.0
運動プログラム作成者	37.5	50.0
運動実技指導者	75.0	100.0
健康や運動の相談者	12.5	50.0
健康や運動専門の施策・事業企画者	37.5	-
施設管理者	25.0	-
経営管理者	12.5	-
事務	-	-
その他	-	-

第24表 業種別・正規・非正規職員の有無別にみた仕事内容の状況

<健康運動指導士>

第24-9表

第24-10表

(健康・医療・スポーツ関連団体)	(%)	
	正社員・ 職員の 数1名	非常勤 職員の 数1名以 上
総数	100.0	100.0
運動プログラム作成者	73.9	28.6
運動実技指導者	78.3	100.0
健康や運動の相談者	30.4	14.3
健康や運動専門の施策・事業企画者	30.4	14.3
施設管理者	17.4	-
経営管理者	13.0	14.3
事務	13.0	-
その他	-	-

(健康・医療・スポーツ関連企業)	(%)	
	正社員・ 職員の 数1名	非常勤 職員の 数1名以 上
総数	100.0	100.0
運動プログラム作成者	73.3	40.0
運動実技指導者	73.3	100.0
健康や運動の相談者	46.7	40.0
健康や運動専門の施策・事業企画者	46.7	-
施設管理者	46.7	-
経営管理者	33.3	-
事務	20.0	-
その他	6.7	-

第24表 業種別・正規・非正規職員の有無別にみた仕事内容の状況

<健康運動指導士>

第24-11表

	(%)	
	正社員・ 職員の 場合 1名	非常勤 職員 1名以 上
(9・10以外の一般・企業・団体)		
総数	100.0	100.0
運動プログラム作成者	62.5	50.0
運動実技指導者	62.5	100.0
健康や運動の相談者	37.5	100.0
健康や運動専門の施策・事業企画者	25.0	-
施設管理者	25.0	-
経営管理者	12.5	-
事務	25.0	-
その他	-	-

第24-12表

	(%)	
	正社員・ 職員の 場合 1名	非常勤 職員 1名以 上
(健康保険組合)		
総数	100.0	100.0
運動プログラム作成者	27.3	50.0
運動実技指導者	54.5	100.0
健康や運動の相談者	36.4	50.0
健康や運動専門の施策・事業企画者	54.5	50.0
施設管理者	9.1	-
経営管理者	-	-
事務	-	-
その他	9.1	-

第24表 業種別・正規・非正規職員の有無別にみた仕事内容の状況 <健康運動指導士>

第24-13表

	(%)	
	正社員・ の場合 職員数1名	非常勤 の場合 職員数1名以 上
(1～12以外)		
総数	100.0	100.0
運動プログラム作成者	66.7	25.0
運動実技指導者	77.8	75.0
健康や運動の相談者	55.6	50.0
健康や運動専門の施策・事業企画者	22.2	-
施設管理者	5.6	-
経営管理者	11.1	-
事務	11.1	50.0
その他	-	-

第25-1表 業種別・正規・非正規職員の有無－業務委託外注別にみた指導内容の状況 <健康運動指導士>

	問5-2 委託・外注の場合の対象者								無回答	
	総数	健康な中・高齢者	障害・怪我等のリハビリ者	シメタボリック ローム該当者	有病者	高齢者 （予備群）	アスリート （競技力向上）	子ども・青年		その他
(民間フィットネスクラブ)										
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	-
健康な中・高齢者	93.5	90.0	100.0	90.9	100.0	75.0	100.0	100.0	100.0	-
障害・怪我等のリハビリ者	58.7	30.0	50.0	45.5	-	50.0	50.0	50.0	100.0	-
メタボリックシンドローム該当者	79.3	60.0	-	72.7	100.0	75.0	100.0	100.0	100.0	-
有病者	46.7	40.0	-	45.5	100.0	50.0	50.0	75.0	100.0	-
要介護（予備群）高齢者	35.9	40.0	-	27.3	-	75.0	-	25.0	100.0	-
アスリート（競技力向上）	54.3	40.0	-	45.5	100.0	75.0	100.0	100.0	100.0	-
子ども・青年	45.7	40.0	-	36.4	100.0	50.0	100.0	75.0	100.0	-
その他	1.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-

第25-2表 業種別・正規・非正規職員の有無－業務委託外注別にみた指導内容の状況 <健康運動指導士>

	問5-2 委託・外注の場合の対象者								無回答	
	総数	健康な中・高齢者	障害・怪我等の リハビリ者等	シメ ンド ローム 該当者	有病者	高要 齢者 (予備群)	ア (競 技力 向上)	子ども・青年		そ の 他
(公共のスポーツ施設)										
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
健康な中・高齢者	95.7	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
障害・怪我等のリハビリ者	30.4	20.0	-	-	100.0	33.3	-	-	-	100.0
メタボリックシンドローム該当者	87.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	-	100.0	-	100.0
有病者	30.4	20.0	-	-	100.0	33.3	-	-	-	100.0
要介護(予備群)高齢者	39.1	40.0	-	50.0	100.0	100.0	-	100.0	-	-
アスリート(競技力向上)	43.5	20.0	-	-	100.0	66.7	-	-	-	-
子ども・青年	56.5	80.0	-	100.0	100.0	100.0	-	100.0	-	100.0
その他	4.3	-	-	-	-	-	-	-	-	-

第25-3表 業種別・正規・非正規職員の有無－業務委託外注別にみた指導内容の状況 <健康運動指導士>

	問5-2 委託・外注の場合の対象者								無回答	
	総数	健康な中・高齢者	障害・怪我等のリハビリ者	シメタボリックドローム該当者	有病者	高齢介護(予備群)	アスリート(競技力向上)	子ども・青年		その他
(健康行政機関)										
総数	100.0	100.0	-	100.0	-	100.0	-	100.0	-	-
健康な中・高齢者	83.3	100.0	-	100.0	-	100.0	-	100.0	-	-
障害・怪我等のリハビリ者	16.7	-	-	-	-	-	-	-	-	-
メタボリックシンドローム該当者	83.3	100.0	-	100.0	-	100.0	-	100.0	-	-
有病者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
要介護(予備群)高齢者	50.0	66.7	-	66.7	-	100.0	-	100.0	-	-
アスリート(競技力向上)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
子ども・青年	16.7	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

第25-4表 業種別・正規・非正規職員の有無－業務委託外注別にみた指導内容の状況 <健康運動指導士>

	問5-2 委託・外注の場合の対象者								無回答	
	総数	健康な中・高齢者	障害・怪我等のリハビリ者	メタボリックシンドローム該当者	有病者	高要介護（予備群）高齢者	アスリート（競技力向上）	子ども・青年		その他
(保健所)										
総数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
健康な中・高齢者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
障害・怪我等のリハビリ者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
メタボリックシンドローム該当者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
有病者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
要介護（予備群）高齢者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
アスリート（競技力向上）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
子ども・青年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

第25-5表 業種別・正規・非正規職員の有無－業務委託外注別にみた指導内容の状況 <健康運動指導士>

	問5-2 委託・外注の場合の対象者								無回答	
	総数	健康な中・高齢者	障害・怪我等のリハビリ者	メタボリックシンドローム該当者	有病者	高要介護者(予備群)	アスリート(競技力向上)	子ども・青年		その他
(スポーツ行政機関)										
総数	100.0	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-
健康な中・高齢者	-	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-
障害・怪我等のリハビリ者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
メタボリックシンドローム該当者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
有病者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
要介護(予備群)高齢者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
アスリート(競技力向上)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
子ども・青年	100.0	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

第25-6表 業種別・正規・非正規職員の有無－業務委託外注別にみた指導内容の状況 <健康運動指導士>

	問5-2 委託・外注の場合の対象者								無回答	
	総数	健康な中・高齢者	障害・怪我等のリハビリ者	メタボリックシンドローム該当者	有病者	高要介護者(予備群)	アスリート(競技力向上)	子ども・青年		その他
(学校・教育機関)										
総数	100.0	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-
健康な中・高齢者	100.0	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-
障害・怪我等のリハビリ者	42.9	-	-	-	-	-	-	-	-	-
メタボリックシンドローム該当者	42.9	-	-	-	-	-	-	-	-	-
有病者	28.6	-	-	-	-	-	-	-	-	-
要介護(予備群)高齢者	57.1	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-
アスリート(競技力向上)	57.1	50.0	-	-	-	-	-	-	-	-
子ども・青年	57.1	50.0	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

第25-7表 業種別・正規・非正規職員の有無－業務委託外注別にみた指導内容の状況 <健康運動指導士>

	問5-2 委託・外注の場合の対象者									
	総数	健康な中・高齢者	障害・怪我等の リハビリ者等	シメ ンド ローム 該当者	有病者	高要 介護 者 (予備群)	ア (競 技力 向上)	子ども・青年	そ の 他	無 回 答
(病院・診療所)										
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	-
健康な中・高齢者	77.1	87.5	50.0	83.3	83.3	66.7	100.0	100.0	100.0	-
障害・怪我等のリハビリ者	52.1	37.5	100.0	33.3	33.3	66.7	100.0	100.0	-	-
メタボリックシンドローム該当者	91.7	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	-
有病者	79.2	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	-
要介護(予備群)高齢者	62.5	75.0	100.0	66.7	66.7	100.0	100.0	100.0	100.0	-
アスリート(競技力向上)	35.4	25.0	50.0	16.7	16.7	33.3	100.0	100.0	-	-
子ども・青年	29.2	25.0	50.0	16.7	16.7	33.3	100.0	100.0	-	-
その他	6.3	12.5	-	16.7	16.7	33.3	-	-	100.0	-



第25-9表 業種別・正規・非正規職員の有無－業務委託外注別にみた指導内容の状況 <健康運動指導士>

	問5-2 委託・外注の場合の対象者								無回答	
	総数	健康な中・高齢者	障害・怪我等のリハビリ者	シメタボリックドローム該当者	有病者	高要介護者(予備群)	アスリート(競技力向上)	子ども・青年		
(健康・医療・スポーツ関連団体)										
総数	100.0	100.0	-	100.0	-	100.0	-	100.0	-	-
健康な中・高齢者	91.3	87.5	-	80.0	-	66.7	-	100.0	-	-
障害・怪我等のリハビリ者	17.4	12.5	-	20.0	-	33.3	-	-	-	-
メタボリックシンドローム該当者	82.6	75.0	-	80.0	-	66.7	-	66.7	-	-
有病者	30.4	25.0	-	20.0	-	66.7	-	33.3	-	-
要介護(予備群)高齢者	52.2	37.5	-	20.0	-	66.7	-	33.3	-	-
アスリート(競技力向上)	26.1	25.0	-	20.0	-	33.3	-	33.3	-	-
子ども・青年	26.1	50.0	-	20.0	-	33.3	-	100.0	-	-
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(%)

	問5-2 委託・外注の場合の対象者									
	総数	健康な中・高齢者	障害・怪我等のリハビリ者	シメタボリックローム該当者	有病者	高齢介護(予備群)	アスリート(競技力向上)	子ども・青年	その他	無回答
(健康・医療・スポーツ関連企業)										
上の社 場 合 職 員 数 1 名 以 上	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	-
非常 場 合 職 員 数 1 名 以 上	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	-
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	-
健康な中・高齢者	40.0	40.0	50.0	33.3	50.0	25.0	100.0	50.0	-	-
障害・怪我等のリハビリ者	80.0	80.0	50.0	100.0	100.0	75.0	100.0	100.0	-	-
メタボリックシンドローム該当者	60.0	60.0	50.0	66.7	100.0	50.0	100.0	100.0	-	-
有病者	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	-	-
要介護(予備群)高齢者	20.0	20.0	50.0	33.3	50.0	-	100.0	50.0	-	-
アスリート(競技力向上)	80.0	80.0	50.0	100.0	100.0	75.0	100.0	100.0	-	-
子ども・青年	20.0	20.0	-	33.3	50.0	-	-	50.0	-	-
その他	15.4	15.4	-	33.3	50.0	25.0	-	50.0	-	-

第25-1-1表 業種別・正規・非正規職員の有無－業務委託外注別にみた指導内容の状況 <健康運動指導士>

	問5-2 委託・外注の場合の対象者								無回答	
	総数	健康な中・高齢者	障害・怪我等の リハビリ者等	シメ ンド ローム 該当者	有病者	高要 齢者 (予備群)	ア (競 技力 向上)	子ども・青年		そ の 他
(9・10以外の一般・企業・団体)										
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	-
健康な中・高齢者	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	-
障害・怪我等のリハビリ者	42.9	50.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	-
メタボリックシンドローム該当者	85.7	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	-
有病者	57.1	50.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	-
要介護(予備群)高齢者	57.1	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	-
アスリート(競技力向上)	28.6	50.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	-
子ども・青年	57.1	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	-
その他	42.9	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	-

第25-1-2表 業種別・正規・非正規職員の有無－業務委託外注別にみた指導内容の状況 <健康運動指導士>

	問5-2 委託・外注の場合の対象者								無回答	
	総数	健康な中・高齢者	障害・怪我等のリハビリ者	シメタボリックシンドローム該当者	有病者	高齢介護(予備群)	アスリート(競技力向上)	子ども・青年		
(健康保険組合)										
総数	100.0	100.0	-	100.0	-	-	-	-	-	-
健康な中・高齢者	71.4	100.0	-	66.7	-	-	-	-	-	-
障害・怪我等のリハビリ者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
メタボリックシンドローム該当者	85.7	100.0	-	66.7	-	-	-	-	-	-
有病者	14.3	50.0	-	-	-	-	-	-	-	-
要介護(予備群)高齢者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
アスリート(競技力向上)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
子ども・青年	14.3	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

第25-1-3表 業種別・正規・非正規職員の有無－業務委託外注別にみた指導内容の状況 <健康運動指導士>

(%)

	問5-2 委託・外注の場合の対象者									
	総数	健康な中・高齢者	障害・怪我等のリハビリ者	シメタボリック ドローム該当者	有病者	高要 齢者 （予備群）	ア スリート （競 技力 向上）	子ども・青年	そ の 他	無 回 答
(1～12以外)										
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	-
健康な中・高齢者	94.1	50.0	100.0	50.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	-
障害・怪我等のリハビリ者	41.2	50.0	100.0	50.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	-
メタボリックシンドローム該当者	70.6	50.0	100.0	50.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	-
有病者	41.2	50.0	100.0	50.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	-
要介護（予備群）高齢者	35.3	50.0	100.0	50.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	-
アスリート（競技力向上）	29.4	-	-	-	-	-	-	-	100.0	-
子ども・青年	41.2	50.0	100.0	50.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	-
その他	5.9	-	-	-	-	-	-	-	-	-

第26-1表 業種別・正規・非正規職員の有無―業務委託外注別にみた採用理由の状況 <健康運動指導士>

	上の社員・職員数1名以上	非常勤職員数1名以上	問5-3 運動指導士への委託理由						無回答	
			総数	運動指導に長けている	運動プログラムを作成できる	他の知識が豊富	たしかである知識が	運動も栄養も指導できる		特に理由はない
(民間フィットネスクラブ)										
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	-
運動指導に長けている	70.5	60.0	100.0	100.0	100.0	75.0	100.0	100.0	50.0	-
運動プログラムを作成できる	66.7	53.3	75.0	100.0	100.0	75.0	50.0	100.0	50.0	-
他の資格と比べて運動関連知識が豊富	40.0	26.7	31.3	30.8	30.0	75.0	100.0	33.3	-	-
医学・生理学の知識がたしかである	22.9	10.0	18.8	15.4	20.0	50.0	50.0	33.3	-	-
運動も栄養も指導できる	22.9	6.7	25.0	30.8	20.0	50.0	100.0	66.7	-	-
特に理由はない	5.7	13.3	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	17.1	13.3	6.3	-	-	-	-	-	50.0	-

第26-2表 業種別・正規・非正規職員の有無―業務委託外注別にみた採用理由の状況 <健康運動指導士>

	上の社 場の 場合 職員員数1名以 上	非 常 勤 場 合 職員員数1名以 上	問5-3 運動指導士への委託理由										
			総 数	運 動 指 導 に 長 け て い る	運 動 指 導 に 長 け て い る 運 動 指 導 に 長 け て い る	運 動 指 導 に 長 け て い る 運 動 指 導 に 長 け て い る	運 動 指 導 に 長 け て い る 運 動 指 導 に 長 け て い る	運 動 指 導 に 長 け て い る 運 動 指 導 に 長 け て い る	運 動 指 導 に 長 け て い る 運 動 指 導 に 長 け て い る				
(公共のスポーツ施設)													
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
運動指導に長けている	79.2	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
運動プログラムを作成できる	75.0	75.0	75.0	100.0	75.0	75.0	75.0	75.0	75.0	75.0	75.0	75.0	75.0
他の資格と比べて運動関連知識が豊富	62.5	75.0	75.0	100.0	50.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
医学・生理学の知識がたしかである	20.8	25.0	25.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
運動も栄養も指導できる	29.2	37.5	37.5	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0
特に理由はない	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
そ の 他	16.7	-	-	14.3	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0

第26-3表 業種別・正規・非正規職員の有無―業務委託外注別にみた採用理由の状況 <健康運動指導士>

	上社の場合 社員・職員員数1名以上		非常勤の場合 職員員数1名以上		問5-3 運動指導士への委託理由							
	総数	(%)	総数	(%)	運動指導に長けている	運動プログラムを作成できる	他の関連知識が豊富	たしかな医学的知識がある	運動も栄養も指導できる	特に理由はない	その他	無回答
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	-	100.0	-	-	-
運動指導に長けている	71.4	71.4	66.7	66.7	66.7	100.0	50.0	-	-	-	-	-
運動プログラムを作成できる	57.1	57.1	66.7	66.7	33.3	-	-	-	-	-	-	-
他の資格と比べて運動関連知識が豊富	28.6	28.6	33.3	33.3	66.7	100.0	100.0	-	100.0	-	-	-
医学・生理学の知識がたしかである	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
運動も栄養も指導できる	14.3	14.3	-	-	-	-	50.0	-	100.0	-	-	-
特に理由はない	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	14.3	14.3	33.3	33.3	33.3	-	-	-	-	-	-	-

第26-4表 業種別・正規・非正規職員の有無―業務委託外注別にみた採用理由の状況 <健康運動指導士>

	上の社員・職員員数1名以上の場合	非常勤職員員数1名以上の場合	問5-3 運動指導士への委託理由									
			総数	運動指導に長けている	運動プログラムを作成できる	他の関連知識が豊富	たしかな医学・生理学の知識がある	運動も栄養も指導できる	特に理由はない	その他	無回答	
(保健所)												
総数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
運動指導に長けている	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
運動プログラムを作成できる	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
他の資格と比べて運動関連知識が豊富	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
医学・生理学の知識がたしかである	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
運動も栄養も指導できる	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
特に理由はない	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

第26-5表 業種別・正規・非正規職員の有無―業務委託外注別にみた採用理由の状況 <健康運動指導士>

	上の社員・職員員数1名以上の場合	非常勤職員員数1名以上の場合	問5-3 運動指導士への委託理由									
			総数	運動指導に長けている	運動プログラムを作成できる	他の関連知識が豊富	たしかな医学・生理学の知識がある	運動も栄養も指導できる	特に理由はない	その他	無回答	
(スポーツ行政機関)												
総数	-	100.0	100.0	-	-	100.0	100.0	-	-	-	-	-
運動指導に長けている	-	100.0	100.0	-	-	100.0	100.0	-	-	-	-	-
運動プログラムを作成できる	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
他の資格と比べて運動関連知識が豊富	-	100.0	100.0	-	-	100.0	100.0	-	-	-	-	-
医学・生理学の知識がたしかである	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
運動も栄養も指導できる	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
特に理由はない	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

第26-6表 業種別・正規・非正規職員の有無―業務委託外注別にみた採用理由の状況 <健康運動指導士>

	上の社員・職員員数1名以上の場合	非常勤職員員数1名以上の場合	問5-3 運動指導士への委託理由									
			総数	運動指導に長けている	運動プログラムを作成できる	他の関連知識が豊富	たしかな医学的知識がある	運動も栄養も指導できる	特に理由はない	その他	無回答	
(学校・教育機関)												
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	-	-
運動指導に長けている	77.8	75.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	-	-
運動プログラムを作成できる	77.8	50.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	-	-
他の資格と比べて運動関連知識が豊富	88.9	75.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	-	-
医学・生理学の知識がたしかである	66.7	50.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	-	-
運動も栄養も指導できる	22.2	25.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	-	-
特に理由はない	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	11.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

第26-7表 業種別・正規・非正規職員の有無一業務委託外注別にみた採用理由の状況 <健康運動指導士>

	問5-3 運動指導士への委託理由		理由								
	上場の 社員・職員 員数1名以 上の場合	非常勤 職員員数1 名以上の 場合	総 数	運 動 指 導 に 長 け て い る	運 動 指 導 に 長 け て い る 運 動 指 導 に 長 け て い る	運 動 指 導 に 長 け て い る 運 動 指 導 に 長 け て い る	運 動 指 導 に 長 け て い る 運 動 指 導 に 長 け て い る	運 動 指 導 に 長 け て い る 運 動 指 導 に 長 け て い る	運 動 指 導 に 長 け て い る 運 動 指 導 に 長 け て い る	運 動 指 導 に 長 け て い る 運 動 指 導 に 長 け て い る	
(病院・診療所)											
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
運動指導に長けている	72.0	81.3	87.5	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
運動プログラムを作成できる	74.0	93.8	87.5	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
他の資格と比べて運動関連知識が豊富	42.0	62.5	50.0	60.0	66.7	66.7	66.7	66.7	66.7	66.7	66.7
医学・生理学の知識がたしかである	26.0	43.8	37.5	40.0	66.7	66.7	66.7	66.7	66.7	66.7	66.7
運動も栄養も指導できる	20.0	31.3	37.5	20.0	33.3	33.3	33.3	33.3	33.3	33.3	33.3
特に理由はない	4.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
そ の 他	12.0	12.5	-	-	-	-	-	-	-	-	-

第26-8表 業種別・正規・非正規職員の有無―業務委託外注別にみた採用理由の状況 <健康運動指導士>

	上の社員・職員員数1名以上の場合	非常勤職員員数1名以上の場合	問5-3 運動指導士への委託理由									
			総数	運動指導に長けている	運動プログラムを作成できる	他の関連知識が豊富	たしかな医学・生理学の知識がある	運動も栄養も指導できる	特に理由はない	その他	無回答	
(高齢者介護・保健福祉施設等)												
総数	100.0	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
運動指導に長けている	50.0	50.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
運動プログラムを作成できる	37.5	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
他の資格と比べて運動関連知識が豊富	50.0	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
医学・生理学の知識がたしかである	12.5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
運動も栄養も指導できる	25.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
特に理由はない	25.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

第26-9表 業種別・正規・非正規職員の有無―業務委託外注別にみた採用理由の状況 <健康運動指導士>

	上の社員・職員員数1名以上	非常勤職員員数1名以上	問5-3 運動指導士への委託理由									
			総数	運動指導に長けている	運動プログラムを作成できる	他の関連知識が豊富	たしかに医学・生理学の知識がある	運動も栄養も指導できる	特に理由はない	その他	無回答	
(健康・医療・スポーツ関連団体)												
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	-
運動指導に長けている	69.6	71.4	66.7	100.0	100.0	100.0	-	100.0	100.0	100.0	100.0	-
運動プログラムを作成できる	73.9	85.7	77.8	100.0	100.0	100.0	33.3	100.0	100.0	100.0	100.0	-
他の資格と比べて運動関連知識が豊富	60.9	42.9	66.7	33.3	-	100.0	-	-	-	-	100.0	-
医学・生理学の知識がたしかである	21.7	28.6	22.2	33.3	33.3	33.3	-	100.0	-	-	100.0	-
運動も栄養も指導できる	26.1	42.9	33.3	33.3	66.7	66.7	-	-	100.0	-	100.0	-
特に理由はない	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	4.3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-



第26-1-1表 業種別・正規・非正規職員の有無－業務委託外注別にみた採用理由の状況 <健康運動指導士>

	問5-3 運動指導士への委託理由							無回答	
	総数	運動指導に長けている	運動プログラムを作成できる	他の関連知識が豊富	たしかに医学・生理学の知識がある	運動も栄養も指導できる	特に理由はない		その他
(9・10以外の一般・企業・団体)									
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	-
運動指導に長けている	75.0	100.0	100.0	50.0	50.0	100.0	100.0	100.0	-
運動プログラムを作成できる	75.0	100.0	100.0	50.0	50.0	100.0	100.0	100.0	-
他の資格と比べて運動関連知識が豊富	50.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	-	-
医学・生理学の知識がたしかである	12.5	50.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	-	-
運動も栄養も指導できる	12.5	50.0	100.0	50.0	50.0	100.0	100.0	-	-
特に理由はない	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	25.0	-	-	-	-	-	-	-	-

第26-1-2表 業種別・正規-非正規職員の有無-業務委託外注別にみた採用理由の状況 <健康運動指導士>

	上の社員・職員数1名以上	非常勤職員数1名以上	問5-3 運動指導士への委託理由 (%)									
			総数	運動指導に長けている	運動プログラムを作成できる	他の関連知識が豊富	たしかに医学・生理学の知識がある	運動も栄養も指導できる	特に理由はない	その他	無回答	
(健康保険組合)												
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	-	100.0	-	-	-
運動指導に長けている	72.7	100.0	75.0	100.0	66.7	100.0	100.0	-	-	-	-	-
運動プログラムを作成できる	72.7	50.0	50.0	66.7	66.7	100.0	100.0	-	-	-	-	-
他の資格と比べて運動関連知識が豊富	36.4	50.0	25.0	33.3	33.3	50.0	50.0	-	-	-	-	-
医学・生理学の知識がたしかである	9.1	50.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
運動も栄養も指導できる	9.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
特に理由はない	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	18.2	-	25.0	-	33.3	-	-	-	100.0	-	-	-

第26-1-3表 業種別・正規・非正規職員の有無－業務委託外注別にみた採用理由の状況 <健康運動指導士>

	問5-3 運動指導士への委託理由							無回答	
	総数	運動指導に長けている	運動プログラムを作成できる	他の関連知識が豊富	たしかな医学・生理学の知識がある	運動も栄養も指導できる	特に理由はない		その他
(1～12以外)									
総数	100.0	100.0	100.0	-	100.0	100.0	100.0	100.0	-
運動指導に長けている	66.7	100.0	100.0	-	100.0	100.0	100.0	100.0	-
運動プログラムを作成できる	72.2	100.0	100.0	-	100.0	100.0	100.0	100.0	-
他の資格と比べて運動関連知識が豊富	44.4	50.0	-	-	-	-	-	-	-
医学・生理学の知識がたしかである	22.2	25.0	50.0	-	100.0	50.0	50.0	-	-
運動も栄養も指導できる	22.2	25.0	100.0	-	100.0	50.0	50.0	-	-
特に理由はない	11.1	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	16.7	-	-	-	-	-	-	-	-

第27表 業種別・正規・非正規職員の有無別にみた期待の状況 <健康運動指導士>

第27-1表

	(民間フィットネスクラブ)		(%)
	正社員の 場合 職員数1名	非 常勤 職員 数1名以 上	
総数	100.0	100.0	
より高い運動指導能力	40.0	40.0	
より高い運動プログラム作成能力	26.7	20.0	
より高い医学・生理学知識	20.0	13.3	
教室・運動事業企画・実施能力	30.5	43.3	
(自治体、企業内の)健康施策立案能力	13.3	13.3	
危機管理能力	12.4	13.3	
経営・マーケティング能力	36.2	23.3	
コミュニケーション能力	28.6	20.0	

第27-2表

	(公共のスポーツ施設)		(%)
	正社員の 場合 職員数1名	非 常勤 職員 数1名以 上	
総数	100.0	100.0	
より高い運動指導能力	33.3	50.0	
より高い運動プログラム作成能力	29.2	25.0	
より高い医学・生理学知識	25.0	25.0	
教室・運動事業企画・実施能力	45.8	25.0	
(自治体、企業内の)健康施策立案能力	25.0	25.0	
危機管理能力	8.3	12.5	
経営・マーケティング能力	29.2	37.5	
コミュニケーション能力	12.5	25.0	

第27表 業種別・正規・非正規職員の有無別にみた期待の状況 <健康運動指導士>

第27-3表

(健康行政機関)	正社員・職員の割合 (%)		非正規職員の割合 (%)
	正社員・職員の割合 (%)	非正規職員の割合 (%)	
総数	100.0	100.0	100.0
より高い運動指導能力	42.9	-	-
より高い運動プログラム作成能力	28.6	33.3	33.3
より高い医学・生理学知識	28.6	33.3	33.3
教室・運動事業企画・実施能力	42.9	33.3	33.3
(自治体、企業内の)健康施策立案能力	28.6	33.3	33.3
危機管理能力	14.3	33.3	33.3
経営・マーケティング能力	-	-	-
コミュニケーション能力	-	-	-

第27-4表

(保健所)	正社員・職員の割合 (%)		非正規職員の割合 (%)
	正社員・職員の割合 (%)	非正規職員の割合 (%)	
総数	-	-	-
より高い運動指導能力	-	-	-
より高い運動プログラム作成能力	-	-	-
より高い医学・生理学知識	-	-	-
教室・運動事業企画・実施能力	-	-	-
(自治体、企業内の)健康施策立案能力	-	-	-
危機管理能力	-	-	-
経営・マーケティング能力	-	-	-
コミュニケーション能力	-	-	-

第27表 業種別・正規・非正規職員の有無別にみた期待の状況 <健康運動指導士>

第27-5表

(スポーツ行政機関)	正社員・職員数1名以上の場合		非正規職員の場 合 1名以 上
	人数	(%)	
総数	-	100.0	-
より高い運動指導能力	-	-	-
より高い運動プログラム作成能力	-	-	-
より高い医学・生理学知識	-	100.0	-
教室・運動事業企画・実施能力	-	-	-
(自治体、企業内の)健康施策立案能力	-	-	-
危機管理能力	-	100.0	-
経営・マーケティング能力	-	-	-
コミュニケーション能力	-	-	-

第27-6表

(学校・教育機関)	正社員・職員数1名以上の場合		非正規職員の場 合 1名以 上
	人数	(%)	
総数	100.0	100.0	-
より高い運動指導能力	55.6	75.0	-
より高い運動プログラム作成能力	33.3	50.0	-
より高い医学・生理学知識	22.2	50.0	-
教室・運動事業企画・実施能力	22.2	-	-
(自治体、企業内の)健康施策立案能力	11.1	-	-
危機管理能力	11.1	-	-
経営・マーケティング能力	33.3	-	-
コミュニケーション能力	-	-	-

第27表 業種別・正規・非正規職員の有無別にみた期待の状況 <健康運動指導士>

第27-7表

	正社員・職員の割合 (%)		非正規職員の割合 (%)
	正社員・職員の割合 (%)	非正規職員の割合 (%)	
(病院・診療所)			
総数	100.0	100.0	100.0
より高い運動指導能力	46.0	56.3	56.3
より高い運動プログラム作成能力	28.0	37.5	37.5
より高い医学・生理学知識	48.0	43.8	43.8
教室・運動事業企画・実施能力	34.0	31.3	31.3
(自治体、企業内の)健康施策立案能力	8.0	6.3	6.3
危機管理能力	12.0	18.8	18.8
経営・マーケティング能力	28.0	37.5	37.5
コミュニケーション能力	8.0	12.5	12.5

第27-8表

	正社員・職員の割合 (%)		非正規職員の割合 (%)
	正社員・職員の割合 (%)	非正規職員の割合 (%)	
(高齢者介護・保健福祉施設等)			
総数	100.0	100.0	100.0
より高い運動指導能力	-	50.0	50.0
より高い運動プログラム作成能力	12.5	50.0	50.0
より高い医学・生理学知識	12.5	-	-
教室・運動事業企画・実施能力	12.5	50.0	50.0
(自治体、企業内の)健康施策立案能力	12.5	50.0	50.0
危機管理能力	50.0	100.0	100.0
経営・マーケティング能力	25.0	-	-
コミュニケーション能力	12.5	50.0	50.0

第27表 業種別・正規・非正規職員の有無別にみた期待の状況 <健康運動指導士>

第27-9表

(健康・医療・スポーツ関連団体)		正社員・ 職員の 数1名	非常勤 職員 数1名以 上
		(%)	(%)
総数		100.0	100.0
より高い運動指導能力		30.4	28.6
より高い運動プログラム作成能力		13.0	-
より高い医学・生理学知識		26.1	28.6
教室・運動事業企画・実施能力		34.8	14.3
(自治体、企業内の)健康施策立案能力		21.7	28.6
危機管理能力		21.7	-
経営・マーケティング能力		30.4	42.9
コミュニケーション能力		17.4	14.3

第27-10表

(健康・医療・スポーツ関連企業)		正社員・ 職員の 数1名	非常勤 職員 数1名以 上
		(%)	(%)
総数		100.0	100.0
より高い運動指導能力		40.0	40.0
より高い運動プログラム作成能力		13.3	40.0
より高い医学・生理学知識		6.7	20.0
教室・運動事業企画・実施能力		46.7	60.0
(自治体、企業内の)健康施策立案能力		33.3	40.0
危機管理能力		6.7	-
経営・マーケティング能力		60.0	40.0
コミュニケーション能力		13.3	20.0

第27表 業種別・正規・非正規職員の有無別にみた期待の状況 <健康運動指導士>

第27-11表 (9・10以外の一般・企業・団体)

	正社員・職員の数 (%)		非正規職員の数 (%)
	正社員・職員の数 (%)	正社員・職員の数 (%)	
(9・10以外の一般・企業・団体)	100.0	100.0	100.0
総数	100.0	100.0	100.0
より高い運動指導能力	62.5	50.0	50.0
より高い運動プログラム作成能力	50.0	50.0	50.0
より高い医学・生理学知識	25.0	50.0	50.0
教室・運動事業企画・実施能力	37.5	-	-
(自治体、企業内の)健康施策立案能力	-	-	-
危機管理能力	-	-	-
経営・マーケティング能力	37.5	50.0	50.0
コミュニケーション能力	37.5	50.0	50.0

第27-12表 (健康保険組合)

	正社員・職員の数 (%)		非正規職員の数 (%)
	正社員・職員の数 (%)	正社員・職員の数 (%)	
(健康保険組合)	100.0	100.0	100.0
総数	100.0	100.0	100.0
より高い運動指導能力	27.3	-	-
より高い運動プログラム作成能力	18.2	-	-
より高い医学・生理学知識	9.1	-	-
教室・運動事業企画・実施能力	63.6	50.0	50.0
(自治体、企業内の)健康施策立案能力	9.1	50.0	50.0
危機管理能力	-	-	-
経営・マーケティング能力	9.1	50.0	50.0
コミュニケーション能力	18.2	-	-

第27表 業種別・正規・非正規職員の有無別にみた期待の状況 <健康運動指導士>

第27-13表

	(%)	
	正社員・ 職員の 場合 1名	非常勤 職員の 場合 1名以 上
(1～12以外)		
総数	100.0	100.0
より高い運動指導能力	27.8	25.0
より高い運動プログラム作成能力	22.2	25.0
より高い医学・生理学知識	38.9	25.0
教室・運動事業企画・実施能力	33.3	50.0
(自治体、企業内の)健康施策立案能力	-	-
危機管理能力	27.8	50.0
経営・マーケティング能力	27.8	50.0
コミュニケーション能力	27.8	75.0

第28表 業種別・正規－非正規職員の有無別にみた仕事内容の状況

第28-1表

(民間フィットネスクラブ)	(%)	
	正社員・ 職員の 場合 数1名	非常勤 職員の 場合 数1名以 上
総数	100.0	100.0
運動プログラム作成者	52.2	44.4
運動実技指導者	91.1	100.0
健康や運動の相談者	26.7	22.2
健康や運動専門の施策・事業企画者	6.7	11.1
施設管理者	8.9	-
経営管理者	2.2	-
事務	-	5.6
その他	2.2	-

第28表 業種別・正規－非正規職員の有無別にみた仕事内容の状況

第28-2表

(公共のスポーツ施設)	(%)	
	正社員・ 職員の 場合 数1名	非常勤 職員の 場合 数1名以 上
総数	100.0	100.0
運動プログラム作成者	41.2	16.7
運動実技指導者	82.4	83.3
健康や運動の相談者	47.1	50.0
健康や運動専門の施策・事業企画者	11.8	-
施設管理者	23.5	-
経営管理者	-	-
事務	5.9	-
その他	-	-

第28表 業種別・正規－非正規職員の有無別にみた仕事内容の状況 <健康運動実践指導者>

第28-3表

(健康行政機関)	(%)	
	正社員・職員の数	非常勤職員1名以上の場合
総数	100.0	-
運動プログラム作成者	-	-
運動実技指導者	100.0	-
健康や運動の相談者	33.3	-
健康や運動専門の施策・事業企画者	-	-
施設管理者	-	-
経営管理者	-	-
事務	-	-
その他	-	-

第28-4表

(保健所)	(%)	
	正社員・職員の数	非常勤職員1名以上の場合
総数	-	-
運動プログラム作成者	-	-
運動実技指導者	-	-
健康や運動の相談者	-	-
健康や運動専門の施策・事業企画者	-	-
施設管理者	-	-
経営管理者	-	-
事務	-	-
その他	-	-

第28表 業種別・正規－非正規職員の有無別にみた仕事内容の状況 <健康運動実践指導者>

第28-5表

	(%)	
	正社員・職員の数	非常勤職員1名以上の場合
(スポーツ行政機関)		
総数	-	-
運動プログラム作成者	-	-
運動実技指導者	-	-
健康や運動の相談者	-	-
健康や運動専門の施策・事業企画者	-	-
施設管理者	-	-
経営管理者	-	-
事務	-	-
その他	-	-

第28-6表

	(%)	
	正社員・職員の数	非常勤職員1名以上の場合
(学校・教育機関)		
総数	100.0	100.0
運動プログラム作成者	33.3	-
運動実技指導者	66.7	66.7
健康や運動の相談者	16.7	-
健康や運動専門の施策・事業企画者	16.7	-
施設管理者	-	-
経営管理者	-	-
事務	16.7	-
その他	33.3	33.3

第28表 業種別・正規－非正規職員の有無別にみた仕事内容の状況

第28-7表

	(%)	
	正社員・職員の場 合	非常勤職員の場 合
(病院・診療所)		
総数	100.0	100.0
運動プログラム作成者	38.5	33.3
運動実技指導者	96.2	88.9
健康や運動の相談者	38.5	33.3
健康や運動専門の施策・事業企画者	15.4	11.1
施設管理者	3.8	-
経営管理者	-	-
事務	7.7	11.1
その他	3.8	-

第28表 <健康運動実践指導者>

第28-8表

	(%)	
	正社員・職員の場 合	非常勤職員の場 合
(高齢者介護・保健福祉施設等)		
総数	100.0	-
運動プログラム作成者	50.0	-
運動実技指導者	100.0	-
健康や運動の相談者	50.0	-
健康や運動専門の施策・事業企画者	25.0	-
施設管理者	25.0	-
経営管理者	25.0	-
事務	25.0	-
その他	-	-

第28表 業種別・正規－非正規職員の有無別にみた仕事内容の状況

第28-9表

(健康・医療・スポーツ関連団体)	(%)	
	正社員・ 職員の 場合 数1名	非常勤 職員の 場合 数1名以 上
総数	100.0	100.0
運動プログラム作成者	40.0	14.3
運動実技指導者	100.0	85.7
健康や運動の相談者	40.0	28.6
健康や運動専門の施策・事業企画者	20.0	-
施設管理者	-	-
経営管理者	-	-
事務	-	-
その他	-	-

第28-10表 <健康運動実践指導者>

第28-10表

(健康・医療・スポーツ関連企業)	(%)	
	正社員・ 職員の 場合 数1名	非常勤 職員の 場合 数1名以 上
総数	100.0	100.0
運動プログラム作成者	66.7	-
運動実技指導者	83.3	100.0
健康や運動の相談者	50.0	-
健康や運動専門の施策・事業企画者	25.0	-
施設管理者	8.3	-
経営管理者	-	-
事務	16.7	-
その他	16.7	-

第28表 業種別・正規－非正規職員の有無別にみた仕事内容の状況

第28-11表

	(%)	
	正社員・ 職員の 場合 1名	非常勤 職員の 場合 1名以 上
(9・10以外の一般・企業・団体)		
総数	100.0	100.0
運動プログラム作成者	66.7	33.3
運動実技指導者	100.0	100.0
健康や運動の相談者	33.3	-
健康や運動専門の施策・事業企画者	33.3	-
施設管理者	-	-
経営管理者	-	-
事務	-	-
その他	-	-

<健康運動実践指導者>

第28-12表

	(%)	
	正社員・ 職員の 場合 1名	非常勤 職員の 場合 1名以 上
(健康保険組合)		
総数	100.0	100.0
運動プログラム作成者	-	50.0
運動実技指導者	100.0	100.0
健康や運動の相談者	-	50.0
健康や運動専門の施策・事業企画者	100.0	50.0
施設管理者	-	-
経営管理者	-	-
事務	-	-
その他	-	-

第28表 業種別・正規－非正規職員の有無別にみた仕事内容の状況 <健康運動実践指導者>

第28-13表

	(%)	
	正社員・ 職員の 場合 1名	非常勤 の場合 1名以 上
(1～12以外)		
総数	100.0	100.0
運動プログラム作成者	55.6	33.3
運動実技指導者	88.9	100.0
健康や運動の相談者	-	-
健康や運動専門の施策・事業企画者	-	-
施設管理者	-	-
経営管理者	11.1	-
事務	22.2	-
その他	-	-

第29-1表 業種別・正規・非正規職員の有無－業務委託外注別にみた指導内容の状況 <健康運動実践指導者>

	問7-2 委託・外注の場合の対象者								無回答	
	総数	健康な中・高齢者	障害・怪我等の リハビリ者等の	シメタボリック ドローム該当者	有病者	高齢介護 者(予備群)	(アスリート 競技力向上)	子ども・青年		その他
(民間フィットネスクラブ)										
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	-
健康な中・高齢者	91.7	100.0	100.0	83.3	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	-
障害・怪我等のリハビリ者	42.9	25.0	50.0	33.3	100.0	50.0	-	100.0	-	-
メタボリックシンドローム該当者	77.4	87.5	50.0	83.3	100.0	100.0	-	100.0	-	-
有病者	32.1	25.0	-	16.7	100.0	50.0	-	100.0	-	-
要介護(予備群)高齢者	29.8	25.0	-	33.3	100.0	50.0	-	100.0	-	-
アスリート(競技力向上)	44.0	12.5	-	-	-	-	-	-	-	-
子ども・青年	45.2	25.0	-	33.3	100.0	50.0	-	100.0	-	-
その他	1.2	-	-	-	-	-	-	-	-	-

第29-2表 業種別・正規・非正規職員の有無－業務委託外注別にみた指導内容の状況 <健康運動実践指導者>

(%)

	問7-2 委託・外注の場合の対象者									
	総数	健康な中・高齢者	障害・怪我等の リハビリ者等の	シメタボリック ドローム該当者	有病者	高齢介護 者(予備群)	(アスリート 競技力向上)	子ども・青年	その他	無回答
(公共のスポーツ施設)										
総数	100.0	100.0	-	100.0	-	100.0	-	100.0	-	-
健康な中・高齢者	100.0	100.0	-	100.0	-	100.0	-	100.0	-	-
障害・怪我等のリハビリ者	40.0	33.3	-	33.3	-	50.0	-	-	-	-
メタボリックシンドローム該当者	80.0	100.0	-	100.0	-	100.0	-	100.0	-	-
有病者	40.0	33.3	-	33.3	-	50.0	-	-	-	-
要介護(予備群)高齢者	60.0	66.7	-	66.7	-	100.0	-	100.0	-	-
アスリート(競技力向上)	33.3	-	-	-	-	-	-	-	-	-
子ども・青年	60.0	66.7	-	66.7	-	100.0	-	100.0	-	-
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-



第29-4表 業種別・正規・非正規職員の有無－業務委託外注別にみた指導内容の状況 <健康運動実践指導者>

	問7-2 委託・外注の場合の対象者								無回答	
	総数	健康な中・高齢者	障害・怪我等の リハビリ者	メタボリック シンドローム 該当者	有病者	高齢介護 (予備群)	アスリート (競技力向上)	子ども・青年		その他
(保健所)										
総数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
健康な中・高齢者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
障害・怪我等のリハビリ者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
メタボリックシンドローム該当者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
有病者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
要介護(予備群)高齢者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
アスリート(競技力向上)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
子ども・青年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

第29-5表 業種別・正規・非正規職員の有無－業務委託外注別にみた指導内容の状況 <健康運動実践指導者>

	問7-2 委託・外注の場合の対象者								無回答	
	総数	健康な中・高齢者	障害・怪我等のリハビリ者	メタボリックシンドローム該当者	有病者	高齢介護(予備群)	アスリート(競技力向上)	子ども・青年		その他
(スポーツ行政機関)										
総数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
健康な中・高齢者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
障害・怪我等のリハビリ者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
メタボリックシンドローム該当者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
有病者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
要介護(予備群)高齢者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
アスリート(競技力向上)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
子ども・青年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

第29-6表 業種別・正規・非正規職員の有無－業務委託外注別にみた指導内容の状況 <健康運動実践指導者>

	上の社 場 合 員 数 1 名 以 上	非 常 勤 員 数 1 名 以 上	問7-2 委託・外注の場合の対象者													
			総 数	健 康 な 中 ・ 高 齢 者	障 害 ・ 怪 我 等 の リ ハ ビ リ 者	メ タ ボ リ ッ ク シ ン ド ロ ーム 該 当 者	有 病 者	高 要 介 護 者 ( 予 備 群 )	ア ス リ ー ト ( 競 技 力 向 上 )	子 ど も ・ 青 年	そ の 他	無 回 答				
(学校・教育機関)																
総 数	100.0	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
健康な中・高齢者	100.0	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
障害・怪我等のリハビリ者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
メタボリックシンドローム該当者	-	50.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
有病者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
要介護(予備群)高齢者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
アスリート(競技力向上)	50.0	50.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
子ども・青年	75.0	50.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

第29-7表 業種別・正規・非正規職員の有無－業務委託外注別にみた指導内容の状況 <健康運動実践指導者>

(%)

	問7-2 委託・外注の場合の対象者									
	総数	健康な中・高齢者	障害・怪我等のリハビリ者	シンドローム該当者	有病者	高齢介護(予備群)	アスリート(競技力向上)	子ども・青年	その他	無回答
(病院・診療所)										
総数	100.0	100.0	-	100.0	100.0	-	-	-	-	-
健康な中・高齢者	80.8	100.0	-	100.0	100.0	-	-	-	-	-
障害・怪我等のリハビリ者	57.7	-	-	-	-	-	-	-	-	-
メタボリックシンドローム該当者	84.6	100.0	-	100.0	100.0	-	-	-	-	-
有病者	69.2	100.0	-	100.0	100.0	-	-	-	-	-
要介護(予備群)高齢者	57.7	100.0	-	100.0	100.0	-	-	-	-	-
アスリート(競技力向上)	38.5	-	-	-	-	-	-	-	-	-
子ども・青年	42.3	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	3.8	-	-	-	-	-	-	-	-	-



第29-9表 業種別・正規・非正規職員の有無－業務委託外注別にみた指導内容の状況 <健康運動実践指導者>

	問7-2 委託・外注の場合の対象者									
	総数	健康な中・高齢者	障害・怪我等の リハビリ者等の	シメタボリック ドローム該当者	有病者	高齢介護 者(予備群)	アスリート (競技力向上)	子ども・青年	その他	無回答
(健康・医療・スポーツ関連団体)										
総数	100.0	100.0	-	100.0	-	-	-	100.0	-	-
健康な中・高齢者	100.0	100.0	-	100.0	-	-	-	100.0	-	-
障害・怪我等のリハビリ者	20.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-
メタボリックシンドローム該当者	90.0	66.7	-	100.0	-	-	-	-	-	-
有病者	40.0	33.3	-	-	-	-	-	-	-	-
要介護(予備群)高齢者	50.0	33.3	-	-	-	-	-	-	-	-
アスリート(競技力向上)	20.0	66.7	-	100.0	-	-	-	-	-	-
子ども・青年	30.0	66.7	-	-	-	-	-	100.0	-	-
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

第29-10表 業種別・正規・非正規職員の有無－業務委託外注別にみた指導内容の状況 <健康運動実践指導者>

	問7-2 委託・外注の場合の対象者								無回答	
	総数	健康な中・高齢者	障害・怪我等の リハビリ者等の	シメタボリック ドローム該当者	有病者	高齢介護 者(予備群)	(アスリート 競技力向上)	子ども・青年		その他
(健康・医療・スポーツ関連企業)										
総数	100.0	100.0	-	100.0	-	100.0	-	100.0	-	-
健康な中・高齢者	100.0	100.0	-	100.0	-	100.0	-	100.0	-	-
障害・怪我等のリハビリ者	80.0	50.0	-	100.0	-	-	-	-	-	-
メタボリックシンドローム該当者	90.0	100.0	-	100.0	-	100.0	-	100.0	-	-
有病者	70.0	50.0	-	100.0	-	-	-	-	-	-
要介護(予備群)高齢者	90.0	100.0	-	100.0	-	100.0	-	100.0	-	-
アスリート(競技力向上)	60.0	100.0	-	100.0	-	100.0	-	100.0	-	-
子ども・青年	50.0	50.0	-	100.0	-	-	-	-	-	-
その他	10.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-

第29-1-1表 業種別・正規・非正規職員の有無－業務委託外注別にみた指導内容の状況 <健康運動実践指導者>

	問7-2 委託・外注の場合の対象者									
	総数	健康な中・高齢者	障害・怪我等の リハビリ者	メタボリック シンドローム 該当者	有病者	高齢介護 (予備群)	アスリート (競技力向上)	子ども・青年	その他	無回答
(9・10以外の一般・企業・団体)										
総数	100.0	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-
健康な中・高齢者	100.0	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-
障害・怪我等のリハビリ者	33.3	-	-	-	-	-	-	-	-	-
メタボリックシンドローム該当者	33.3	-	-	-	-	-	-	-	-	-
有病者	33.3	-	-	-	-	-	-	-	-	-
要介護(予備群)高齢者	66.7	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-
アスリート(競技力向上)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
子ども・青年	33.3	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

第29-1-2表 業種別・正規・非正規職員の有無－業務委託外注別にみた指導内容の状況 <健康運動実践指導者>

	問7-2 委託・外注の場合の対象者									
	総数	健康な中・高齢者	障害・怪我等の リハビリ者	メタボリック シンドローム 該当者	有病者	高齢介護 (予備群)	アスリート (競技力向上)	子ども・青年	その他	無回答
(健康保険組合)										
総数	100.0	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-
健康な中・高齢者	100.0	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-
障害・怪我等のリハビリ者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
メタボリックシンドローム該当者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
有病者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
要介護(予備群)高齢者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
アスリート(競技力向上)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
子ども・青年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(%)

第29-1-3表 業種別・正規・非正規職員の有無－業務委託外注別にみた指導内容の状況 <健康運動実践指導者>

	問7-2 委託・外注の場合の対象者								無回答	
	総数	健康な中・高齢者	障害・怪我等の リハビリ者	メタボリック シンドローム 該当者	有病者	高齢介護 者(予備群)	アスリート (競技力向上)	子ども・青年		その他
(1～12以外)										
総数	100.0	100.0	-	-	-	100.0	-	-	-	-
健康な中・高齢者	100.0	100.0	-	-	-	100.0	-	-	-	-
障害・怪我等のリハビリ者	62.5	-	-	-	-	-	-	-	-	-
メタボリックシンドローム該当者	87.5	-	-	-	-	-	-	-	-	-
有病者	62.5	-	-	-	-	-	-	-	-	-
要介護(予備群)高齢者	50.0	100.0	-	-	-	100.0	-	-	-	-
アスリート(競技力向上)	50.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-
子ども・青年	62.5	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

第30-1表 業種別・正規-非正規職員の有無-業務委託外注別にみた採用理由の状況 <健康運動実践指導者>

	上の社員・職員員数1名以上の場合	非常勤職員員数1名以上の場合	問7-3 運動実践指導者への委託理由									
			総数	運動指導に長けている	運動プログラムを作成できる	他の関連知識が豊富	たしかに医学・生理学の知識がある	運動も栄養も指導できる	特に理由はない	その他	無回答	
(民間フィットネスクラブ)												
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	-	100.0	-	-	-
運動指導に長けている	58.9	66.7	88.9	100.0	100.0	100.0	50.0	-	100.0	-	-	-
運動プログラムを作成できる	46.7	33.3	33.3	37.5	100.0	100.0	-	-	50.0	-	-	-
他の資格と比べて運動関連知識が豊富	28.9	33.3	33.3	25.0	-	-	100.0	-	50.0	-	-	-
医学・生理学の知識がたしかである	7.8	11.1	11.1	12.5	-	-	50.0	-	-	-	-	-
運動も栄養も指導できる	12.2	11.1	11.1	12.5	33.3	33.3	-	-	50.0	-	-	-
特に理由はない	17.8	22.2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	4.4	5.6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

第30-2表 業種別・正規・非正規職員の有無―業務委託外注別にみた採用理由の状況 <健康運動実践指導者>

	上の社員・職員数1名以上の場合	非常勤職員数1名以上の場合	問7-3 運動実践指導者への委託理由									
			総数	運動指導に長けている	運動プログラムを作成できる	他の関連知識が豊富	たしかに医学・生理学の知識がある	運動も栄養も指導できる	特に理由はない	その他	無回答	
(公共のスポーツ施設)												
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	-	-	-	-	-	-	-
運動指導に長けている	76.5	83.3	100.0	100.0	100.0	-	-	-	-	-	-	-
運動プログラムを作成できる	47.1	50.0	66.7	66.7	100.0	-	-	-	-	-	-	-
他の資格と比べて運動関連知識が豊富	35.3	50.0	33.3	33.3	50.0	-	-	-	-	-	-	-
医学・生理学の知識がたしかである	5.9	16.7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
運動も栄養も指導できる	-	16.7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
特に理由はない	5.9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	11.8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

第30-3表 業種別・正規・非正規職員の有無―業務委託外注別にみた採用理由の状況 <健康運動実践指導者>

	上の社員・職員数1名以上の場合	非常勤職員数1名以上の場合	問7-3 運動実践指導者への委託理由							無回答	
			総数	運動指導に長けている	運動プログラムを作成できる	他の資格と比べて運動知識が豊富	医学・生理学の知識がたしかである	運動も栄養も指導できる	特に理由はない		その他
(健康行政機関)											
総数	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
運動指導に長けている	66.7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
運動プログラムを作成できる	33.3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
他の資格と比べて運動関連知識が豊富	33.3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
医学・生理学の知識がたしかである	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
運動も栄養も指導できる	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
特に理由はない	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	33.3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

第30-4表 業種別・正規・非正規職員の有無―業務委託外注別にみた採用理由の状況 <健康運動実践指導者>

	上の社員・職員数1名以上の場合	非常勤職員数1名以上の場合	問7-3 運動実践指導者への委託理由							無回答	
			総数	運動指導に長けている	運動プログラムを作成できる	他の資格と比べて運動知識が豊富	医学・生理学の知識がたしかである	運動も栄養も指導できる	特に理由はない		その他
(保健所)											
総数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
運動指導に長けている	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
運動プログラムを作成できる	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
他の資格と比べて運動関連知識が豊富	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
医学・生理学の知識がたしかである	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
運動も栄養も指導できる	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
特に理由はない	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

第30-5表 業種別・正規・非正規職員の有無一業務委託外注別にみた採用理由の状況 <健康運動実践指導者>

	上の社員・職員員数1名以上の場合	非常勤職員員数1名以上の場合	問7-3 運動実践指導者への委託理由							無回答	
			総数	運動指導に長けている	運動プログラムを作成できる	他の資格と比べて運動知識が豊富	医学・生理学の知識がたしかである	運動も栄養も指導できる	特に理由はない		その他
(スポーツ行政機関)											
総数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
運動指導に長けている	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
運動プログラムを作成できる	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
他の資格と比べて運動関連知識が豊富	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
医学・生理学の知識がたしかである	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
運動も栄養も指導できる	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
特に理由はない	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

第30-6表 業種別・正規・非正規職員の有無―業務委託外注別にみた採用理由の状況 <健康運動実践指導者>

	上の社員・職員数1名以上の場合	非常勤職員数1名以上の場合	問7-3 運動実践指導者への委託理由							無回答	
			総数	運動指導に長けている	運動プログラムを作成できる	他の関連知識が豊富	医学・生理学の知識がたしかである	運動も栄養も指導できる	特に理由はない		その他
(学校・教育機関)											
総数	100.0	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-
運動指導に長けている	83.3	66.7	-	-	-	-	-	-	-	-	-
運動プログラムを作成できる	33.3	33.3	-	-	-	-	-	-	-	-	-
他の資格と比べて運動関連知識が豊富	50.0	66.7	-	-	-	-	-	-	-	-	-
医学・生理学の知識がたしかである	33.3	66.7	-	-	-	-	-	-	-	-	-
運動も栄養も指導できる	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
特に理由はない	16.7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

第30-7表 業種別・正規・非正規職員の有無―業務委託外注別にみた採用理由の状況 <健康運動実践指導者>

	上の社員・職員数1名以上の場合	非常勤職員数1名以上の場合	問7-3 運動実践指導者への委託理由									
			総数	運動指導に長けている	運動プログラムを作成できる	他の関連知識が豊富	医学・生理学の知識がたしかである	運動も栄養も指導できる	特に理由はない	その他	無回答	
(病院・診療所)												
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-
運動指導に長けている	73.1	33.3	100.0	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-
運動プログラムを作成できる	26.9	22.2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
他の資格と比べて運動関連知識が豊富	38.5	44.4	100.0	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-
医学・生理学の知識がたしかである	11.5	11.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
運動も栄養も指導できる	11.5	11.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
特に理由はない	11.5	33.3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	7.7	22.2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

第30-8表 業種別・正規・非正規職員の有無―業務委託外注別にみた採用理由の状況 <健康運動実践指導者>

	上の社員・職員員数1名以上の場合	非常勤職員員数1名以上の場合	問7-3 運動実践指導者への委託理由							無回答	
			総数	運動指導に長けている	運動プログラムを作成できる	他の資格と比べて運動知識が豊富	医学・生理学の知識がたしかである	運動も栄養も指導できる	特に理由はない		その他
(高齢者介護・保健福祉施設等)											
総数	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
運動指導に長けている	75.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
運動プログラムを作成できる	50.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
他の資格と比べて運動関連知識が豊富	50.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
医学・生理学の知識がたしかである	50.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
運動も栄養も指導できる	50.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
特に理由はない	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

第30-9表 業種別・正規-非正規職員の有無-業務委託外注別にみた採用理由の状況 <健康運動実践指導者>

	上の社員・職員員数1名以上 の場合	非常勤職員員数1名以上 の場合	問7-3 運動実践指導者への委託理由							無回答	
			総数	運動指導に長けている	運動プログラムを作成できる	他の資格と比べて豊富な知識が豊富	たしかに医学・生理学の知識がある	運動も栄養も指導できる	特に理由はない		その他
(健康・医療・スポーツ関連団体)											
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	-	100.0	-	-	-	100.0	-
運動指導に長けている	50.0	42.9	50.0	100.0	-	-	-	-	-	100.0	-
運動プログラムを作成できる	30.0	14.3	25.0	-	-	-	-	-	-	100.0	-
他の資格と比べて運動関連知識が豊富	40.0	42.9	50.0	-	-	50.0	-	-	-	100.0	-
医学・生理学の知識がたしかである	20.0	14.3	25.0	-	-	-	-	-	-	100.0	-
運動も栄養も指導できる	20.0	14.3	25.0	-	-	-	-	-	-	100.0	-
特に理由はない	20.0	28.6	25.0	-	-	50.0	-	-	-	-	-
その他	20.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

第30-10表 業種別・正規・非正規職員の有無－業務委託外注別にみた採用理由の状況 <健康運動実践指導者>

	上の社員・職員員数1名以上の場合	非常勤職員員数1名以上の場合	問7-3 運動実践指導者への委託理由									
			総数	運動指導に長けている	運動プログラムを作成できる	他の関連知識が豊富	医学・生理学の知識がたしかである	運動も栄養も指導できる	特に理由はない	その他	無回答	
(健康・医療・スポーツ関連企業)												
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	-	-	-	-	-	-	-
運動指導に長けている	66.7	100.0	100.0	100.0	100.0	-	-	-	-	-	-	-
運動プログラムを作成できる	50.0	50.0	100.0	100.0	100.0	-	-	-	-	-	-	-
他の資格と比べて運動関連知識が豊富	8.3	-	50.0	50.0	50.0	-	-	-	-	-	-	-
医学・生理学の知識がたしかである	16.7	50.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
運動も栄養も指導できる	16.7	50.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
特に理由はない	25.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	8.3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

第30-11表 業種別・正規・非正規職員の有無－業務委託外注別にみた採用理由の状況 <健康運動実践指導者>

	上の社員・職員員数1名以上の場合	非常勤職員員数1名以上の場合	問7-3 運動実践指導者への委託理由							無回答	
			総数	運動指導に長けている	運動プログラムを作成できる	他の資格と比べて運動知識が豊富	医学・生理学の知識がたしかである	運動も栄養も指導できる	特に理由はない		その他
(9・10以外の一般・企業・団体)											
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	-	-	-	-	-	100.0	-
運動指導に長けている	100.0	100.0	100.0	100.0	-	-	-	-	-	100.0	-
運動プログラムを作成できる	33.3	66.7	100.0	100.0	-	-	-	-	-	100.0	-
他の資格と比べて運動関連知識が豊富	-	33.3	-	-	-	-	-	-	-	-	-
医学・生理学の知識がたしかである	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
運動も栄養も指導できる	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
特に理由はない	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

第30-1-2表 業種別・正規・非正規職員の有無－業務委託外注別にみた採用理由の状況 <健康運動実践指導者>

	上の社員・職員員数1名以上の場合	非常勤職員員数1名以上の場合	問7-3 運動実践指導者への委託理由							無回答	
			総数	運動指導に長けている	運動プログラムを作成できる	関連知識が豊富	他の資格と比べて運動知識が豊富	たしかである医学・生理学の知識がある	運動も栄養も指導できる		特に理由はない
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	-	-	-	-	-	-	-
運動指導に長けている	-	100.0	100.0	100.0	-	-	-	-	-	-	-
運動プログラムを作成できる	-	50.0	50.0	-	-	-	-	-	-	-	-
他の資格と比べて運動関連知識が豊富	-	50.0	50.0	-	-	-	-	-	-	-	-
医学・生理学の知識がたしかである	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
運動も栄養も指導できる	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
特に理由はない	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

第30-13表 業種別・正規・非正規職員の有無－業務委託外注別にみた採用理由の状況 <健康運動実践指導者>

	上の社員・職員数1名以上の場合	非常勤職員数1名以上の場合	問7-3 運動実践指導者への委託理由									
			総数	運動指導に長けている	運動プログラムを作成できる	他の関連知識が豊富	医学・生理学の知識がたしかである	運動も栄養も指導できる	特に理由はない	その他	無回答	
(1～12以外)												
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-
運動指導に長けている	22.2	33.3	100.0	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-
運動プログラムを作成できる	11.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
他の資格と比べて運動関連知識が豊富	33.3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
医学・生理学の知識がたしかである	11.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
運動も栄養も指導できる	22.2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
特に理由はない	33.3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	22.2	66.7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

第31表 業種別・正規・非正規職員の有無一業務委託外注別にみた期待の状況 <健康運動実践指導者>

第31-1表

	正社員・ 職員の 数1名	非常勤 職員 数1名以 上	(%)
(民間フィットネスクラブ)			
総数	100.0	100.0	100.0
より高い運動指導能力	54.4	55.6	55.6
より高い運動プログラム作成能力	37.8	33.3	33.3
より高い医学・生理学知識	20.0	33.3	33.3
教室・運動事業企画・実施能力	25.6	33.3	33.3
健康施策立案能力	7.8	5.6	5.6
危機管理能力	8.9	11.1	11.1
経営・マーケティング能力	13.3	16.7	16.7
コミュニケーション能力	30.0	27.8	27.8

第31-2表

	正社員・ 職員の 数1名	非常勤 職員 数1名以 上	(%)
(公共のスポーツ施設)			
総数	100.0	100.0	100.0
より高い運動指導能力	58.8	50.0	50.0
より高い運動プログラム作成能力	47.1	16.7	16.7
より高い医学・生理学知識	29.4	-	-
教室・運動事業企画・実施能力	23.5	16.7	16.7
健康施策立案能力	11.8	33.3	33.3
危機管理能力	11.8	16.7	16.7
経営・マーケティング能力	5.9	16.7	16.7
コミュニケーション能力	-	16.7	16.7

第31表 業種別・正規・非正規職員の有無―業務委託外注別にみた期待の状況 <健康運動実践指導者>

第31-3表

(健康行政機関)	(%)	
	正社員・職員数1名以上の場合	非常勤職員数1名以上の場合
総数	100.0	-
より高い運動指導能力	33.3	-
より高い運動プログラム作成能力	66.7	-
より高い医学・生理学知識	-	-
教室・運動事業企画・実施能力	66.7	-
健康施策立案能力	-	-
危機管理能力	33.3	-
経営・マーケティング能力	-	-
コミュニケーション能力	-	-

第31-4表

(保健所)	(%)	
	正社員・職員数1名以上の場合	非常勤職員数1名以上の場合
総数	-	-
より高い運動指導能力	-	-
より高い運動プログラム作成能力	-	-
より高い医学・生理学知識	-	-
教室・運動事業企画・実施能力	-	-
健康施策立案能力	-	-
危機管理能力	-	-
経営・マーケティング能力	-	-
コミュニケーション能力	-	-

第31表 業種別・正規・非正規職員の有無一業務委託外注別にみた期待の状況 <健康運動実践指導者>

第31-5表

	(%)	
	正社員・職員の数1名以上の場合	非常勤職員1名以上の場合
(スポーツ行政機関)		
総数	-	-
より高い運動指導能力	-	-
より高い運動プログラム作成能力	-	-
より高い医学・生理学知識	-	-
教室・運動事業企画・実施能力	-	-
健康施策立案能力	-	-
危機管理能力	-	-
経営・マーケティング能力	-	-
コミュニケーション能力	-	-

第31-6表

	(%)	
	正社員・職員の数1名以上の場合	非常勤職員1名以上の場合
(学校・教育機関)		
総数	100.0	100.0
より高い運動指導能力	66.7	66.7
より高い運動プログラム作成能力	50.0	-
より高い医学・生理学知識	33.3	33.3
教室・運動事業企画・実施能力	16.7	33.3
健康施策立案能力	16.7	33.3
危機管理能力	-	-
経営・マーケティング能力	16.7	-
コミュニケーション能力	-	-

第31表 業種別・正規・非正規職員の有無一業務委託外注別にみた期待の状況 <健康運動実践指導者>

第31-7表

(病院・診療所)		(%)	
		正社員の 場合 職員数1名	非常勤職 員数1名以 上の場合
総数	100.0	100.0	-
より高い運動指導能力	57.7	66.7	-
より高い運動プログラム作成能力	23.1	22.2	-
より高い医学・生理学知識	34.6	44.4	-
教室・運動事業企画・実施能力	34.6	44.4	-
健康施策立案能力	3.8	-	-
危機管理能力	11.5	22.2	-
経営・マーケティング能力	3.8	-	-
コミュニケーション能力	23.1	33.3	-

第31-8表

(高齢者介護・保健福祉施設等)		(%)	
		正社員の 場合 職員数1名	非常勤職 員数1名以 上の場合
総数	100.0	100.0	-
より高い運動指導能力	50.0	50.0	-
より高い運動プログラム作成能力	50.0	50.0	-
より高い医学・生理学知識	50.0	50.0	-
教室・運動事業企画・実施能力	50.0	50.0	-
健康施策立案能力	25.0	25.0	-
危機管理能力	75.0	75.0	-
経営・マーケティング能力	25.0	25.0	-
コミュニケーション能力	25.0	25.0	-

第31表 業種別・正規・非正規職員の有無一業務委託外注別にみた期待の状況 <健康運動実践指導者>

第31-9表

	正社員・ 職員の 数1名	非常勤 職員 数1名以 上	(%)
(健康・医療・スポーツ関連団体)			
総数	100.0	100.0	100.0
より高い運動指導能力	90.0	100.0	100.0
より高い運動プログラム作成能力	30.0	14.3	14.3
より高い医学・生理学知識	20.0	28.6	28.6
教室・運動事業企画・実施能力	40.0	-	-
健康施策立案能力	10.0	-	-
危機管理能力	-	-	-
経営・マーケティング能力	20.0	-	-
コミュニケーション能力	10.0	-	-

第31-10表

	正社員・ 職員の 数1名	非常勤 職員 数1名以 上	(%)
(健康・医療・スポーツ関連企業)			
総数	100.0	100.0	100.0
より高い運動指導能力	58.3	50.0	50.0
より高い運動プログラム作成能力	33.3	-	-
より高い医学・生理学知識	33.3	50.0	50.0
教室・運動事業企画・実施能力	16.7	50.0	50.0
健康施策立案能力	-	-	-
危機管理能力	16.7	-	-
経営・マーケティング能力	25.0	50.0	50.0
コミュニケーション能力	33.3	-	-

第31表 業種別・正規・非正規職員の有無一業務委託外注別にみた期待の状況 <健康運動実践指導者>

第31-1表

	(%)	
	正社員・職員の数1名以上の場合	非常勤職員1名以上の場合
(9・10以外の一般・企業・団体)		
総数	100.0	100.0
より高い運動指導能力	66.7	100.0
より高い運動プログラム作成能力	33.3	66.7
より高い医学・生理学知識	66.7	66.7
教室・運動事業企画・実施能力	33.3	-
健康策立案能力	-	-
危機管理能力	-	-
経営・マーケティング能力	33.3	-
コミュニケーション能力	-	-

第31-2表

	(%)	
	正社員・職員の数1名以上の場合	非常勤職員1名以上の場合
(健康保険組合)		
総数	100.0	100.0
より高い運動指導能力	100.0	-
より高い運動プログラム作成能力	-	-
より高い医学・生理学知識	-	50.0
教室・運動事業企画・実施能力	100.0	50.0
健康策立案能力	-	50.0
危機管理能力	-	-
経営・マーケティング能力	-	-
コミュニケーション能力	-	-

第31表 業種別・正規－非正規職員の有無－業務委託外注別にみた期待の状況 <健康運動実践指導者>

第31-13表

	非 常 勤 職 員 数 1 名 以 上 の 場 合 の 数 (%)	
	正 社 員 ・ 職 員 数 1 名 以 上 の 場 合	非 常 勤 職 員 数 1 名 以 上 の 場 合
(1～12以外)		
総 数	100.0	100.0
より高い運動指導能力	33.3	33.3
より高い運動プログラム作成能力	44.4	33.3
より高い医学・生理学知識	22.2	33.3
教室・運動事業企画・実施能力	11.1	-
健康施策立案能力	-	-
危機管理能力	-	33.3
経営・マーケティング能力	11.1	-
コミュニケーション能力	11.1	66.7

第32表 運動プログラム・実技指導を行っている健康運動指導士（雇用者）が対象としている者の状況

	問4-2 運動指導等提供の対象								無 回 答	
	総 数	健 康 な 中 ・ 高 齢 者	障 害 ハ ビ リ 者 等 の	メ タ ボ リ ク ロ ー ム 該 当 者	有 病 者	高 齢 者 介 護 ( 予 備 群)	ア ス リ ト 向 上	子 ど も ・ 青 年		そ の 他
総 数	100.0	88.5	45.6	79.7	46.0	46.4	39.5	39.1	4.6	4.2
問4-1 a 運動プログラム作成者として	100.0	92.9	48.6	85.8	53.6	50.3	43.7	43.7	6.6	1.1
運動実技指導者として	100.0	91.1	43.1	80.7	46.0	49.0	40.1	38.6	4.5	3.0
問4-1 b 運動プログラム作成者として	100.0	88.6	57.1	80.0	51.4	60.0	37.1	37.1	2.9	-
運動実技指導者として	100.0	88.9	48.6	77.8	43.1	48.6	31.9	45.8	2.8	5.6

第33表 運動プログラム・実技指導を行っている健康運動指導士（雇用者）の具体的成果・メリットの状況

	問4-3 健康運動指導士の雇理由由 (%)								
	総数	運動指導に長けている	運動でできるプログラムを作成	他の知識が豊富で運動	たし、医学・生理学の知識が	運動も栄養も指導でき	特に理由はない	その他	無回答
問4-1 a 総数	100.0	69.8	67.1	44.6	22.8	20.8	4.0	14.4	4.7
運動プログラム作成者として	100.0	77.6	79.8	44.8	26.8	22.4	3.3	10.4	3.8
運動実技指導者として	100.0	76.7	74.3	49.0	24.8	23.8	4.0	12.9	1.5
健康や運動の相談者として	100.0	76.9	78.8	56.7	28.8	26.0	3.8	10.6	1.0
健康や運動専門の施策・事業企画者として	100.0	86.5	84.3	53.9	33.7	29.2	-	10.1	1.1
施設管理者として	100.0	77.5	77.5	43.8	20.0	21.3	3.8	12.5	2.5
経営管理者として	100.0	74.3	68.6	54.3	28.6	25.7	-	14.3	2.9
事務	100.0	71.4	81.0	57.1	28.6	33.3	-	19.0	-
その他	100.0	50.0	41.7	41.7	25.0	8.3	-	41.7	8.3
無回答	100.0	45.0	30.0	45.0	25.0	10.0	-	10.0	30.0
問4-1 b 総数	100.0	69.8	67.1	44.6	22.8	20.8	4.0	14.4	4.7
運動プログラム作成者	100.0	77.1	80.0	54.3	25.7	28.6	11.4	2.9	2.9
運動実技指導者	100.0	81.9	75.0	47.2	22.2	20.8	2.8	6.9	2.8
健康や運動の相談者	100.0	82.8	86.2	58.6	27.6	24.1	3.4	6.9	-
健康や運動専門の施策・事業企画者	100.0	81.3	81.3	87.5	43.8	37.5	-	12.5	-
施設管理者	100.0	75.0	75.0	50.0	-	25.0	-	25.0	-
経営管理者	100.0	50.0	50.0	100.0	-	50.0	-	-	-
事務	100.0	50.0	75.0	75.0	-	-	-	25.0	-
その他	100.0	25.0	-	50.0	25.0	-	-	50.0	-
無回答	100.0	67.1	65.3	43.7	22.5	21.1	3.8	16.9	5.6

第34表 業務委託・外注している健康運動指導士の具体的成果、メリット

	問5-3 健康運動指導士への委託理由 (%)								
	総数	運動指導に長けている	運動できるプログラムを作成	他の関連知識が豊富	たしかな医学・生理学の知識がある	運動も栄養も指導でき	特に理由はない	その他	無回答
総数	100.0	67.7	51.6	33.9	14.5	24.2	1.6	12.9	3.2
運動実技指導	100.0	69.2	51.9	36.5	15.4	25.0	1.9	9.6	1.9
運動プログラム作成	100.0	75.0	68.8	43.8	18.8	25.0	-	18.8	-
健康相談・体力チェック	100.0	70.6	52.9	29.4	17.6	29.4	-	17.6	-
指導者派遣	100.0	66.7	41.7	41.7	8.3	8.3	-	8.3	-
講演・講義	100.0	73.9	60.9	43.5	21.7	30.4	-	13.0	-
健康づくり事業・教室等の企画・実施	100.0	70.0	65.0	40.0	30.0	45.0	-	5.0	5.0
健康づくり事業・施策のコンサルティング	100.0	66.7	100.0	66.7	33.3	33.3	-	33.3	-
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-

第35表 運動プログラム・実技指導を行っている健康運動実践指導者（雇用者）が対象としている者の状況

	問6-2 運動指導等提供の対象									
	総数	健康な中・高齢者	障害・ハビリ者等の	シンドローム該当者	有病者	高齢介護（予備群）	アスリート（競技力向上）	子ども・青年	その他	無回答
総数	100.0	92.2	43.8	75.5	41.7	43.2	37.0	43.8	1.6	3.6
問6-1 a 運動プログラム作成者	100.0	96.6	57.3	79.8	49.4	49.4	47.2	56.2	2.2	-
運動実技指導者	100.0	93.4	45.2	76.5	42.8	42.8	39.8	45.8	1.8	4.2
問6-1 b 運動プログラム作成者	100.0	100.0	37.5	87.5	31.3	43.8	18.8	56.3	-	-
運動実技指導者	100.0	91.8	32.7	71.4	30.6	40.8	20.4	36.7	-	2.0

第36表 運動プログラム・実技指導を行っている健康運動実践指導者（雇用者）の具体的成果・メリットの状況

	問6-3 運動実践指導者の雇理由由								無回答
	総数	運動指導に長けている	運動できる	他の知識が豊富	たし、医学的知識がある	運動も栄養も指導できない	特に理由はない	その他	
問6-1 a 総数	100.0	59.5	37.2	30.7	10.7	11.2	15.8	7.9	6.5
運動プログラム作成者として	100.0	70.8	56.2	28.1	14.6	15.7	14.6	5.6	2.2
運動実技指導者として	100.0	66.3	43.4	31.9	11.4	13.3	12.7	8.4	3.6
健康や運動の相談者として	100.0	70.7	50.0	41.4	19.0	13.8	13.8	6.9	-
健康や運動専門の施策・事業企画者として	100.0	72.7	50.0	50.0	31.8	36.4	9.1	4.5	4.5
施設管理者として	100.0	43.8	37.5	50.0	18.8	18.8	25.0	12.5	-
経営管理者として	100.0	-	25.0	-	-	25.0	50.0	-	-
事務	100.0	55.6	44.4	55.6	33.3	22.2	33.3	-	11.1
その他	100.0	42.9	14.3	14.3	14.3	-	57.1	-	-
無回答	100.0	37.8	16.2	24.3	5.4	2.7	21.6	8.1	21.6
問6-1 b 総数	100.0	59.5	37.2	30.7	10.7	11.2	15.8	7.9	6.5
運動プログラム作成者として	100.0	62.5	50.0	31.3	12.5	12.5	12.5	18.8	6.3
運動実技指導者として	100.0	63.3	32.7	36.7	16.3	12.2	18.4	10.2	2.0
健康や運動の相談者として	100.0	69.2	38.5	38.5	30.8	15.4	23.1	15.4	-
健康や運動専門の施策・事業企画者として	100.0	75.0	50.0	75.0	50.0	25.0	25.0	-	-
施設管理者として	-	-	-	-	-	-	-	-	-
経営管理者として	-	-	-	-	-	-	-	-	-
事務	100.0	-	-	-	-	-	100.0	-	-
その他	100.0	100.0	-	-	100.0	-	-	-	-
無回答	100.0	58.2	38.8	29.1	8.5	10.9	15.2	7.3	7.9

第37表 業務委託・外注している健康運動実践指導者（雇用者）の具体的成果、メリット

(%)

	問7-3 運動実践指導者への委託理由								
	総数	運動指導に長けている	運動できるプログラムを作成	他の関連知識が豊富	たし、医学・生理学の知識がある	運動も栄養も指導でき	特に理由はない	その他	無回答
総数	100.0	81.8	31.8	18.2	-	9.1	-	9.1	-
運動実技指導	100.0	80.0	30.0	20.0	-	10.0	-	10.0	-
運動プログラム作成	100.0	66.7	66.7	33.3	-	33.3	-	-	-
健康相談・体力チェック	100.0	80.0	60.0	20.0	-	-	-	-	-
指導者派遣	100.0	75.0	50.0	25.0	-	-	-	-	-
講演・講義	100.0	50.0	50.0	50.0	-	-	-	-	-
健康づくり事業・教室等の企画・実施	100.0	66.7	66.7	33.3	-	33.3	-	-	-
健康づくり事業・施策のコンサルティング	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-

第38表 資格所持者を雇用・業務委託していない理由に対する組織の実施活動内容 <資格を持った指導者を雇用・業務委託していない場合>

	F2 スポーツ・健康づくりの活動内容 (%)												
	総数	個人の運動・実技指導	個人向け健康相談づくり	個人向け健康事業のコーディネート	啓発・発力づくりの普及	改善指導の予防・改善	高齢者の介護予防・改善指導	診療・リハビリテーション	特定保健指導	プログラム開発等	スポーツ・運動指導者の派遣	その他	無回答
総数	100.0	5.9	11.8	1.0	49.5	53.4	11.8	12.8	62.0	3.9	3.6	10.8	4.9
スポーツ・運動は、業務上必要ない	100.0	7.9	13.2	-	18.4	36.8	7.9	18.4	55.3	-	-	13.2	13.2
スポーツ・運動指導者は必要ない	100.0	-	8.3	1.4	50.0	54.2	11.1	9.7	68.1	-	-	9.7	4.2
他の健康づくり指導者で間にあっている	100.0	3.8	15.2	-	58.2	65.8	12.7	16.5	63.3	2.5	2.5	13.9	-
資格をもっている必要はない	100.0	20.0	20.0	-	40.0	40.0	20.0	40.0	20.0	20.0	20.0	-	-
自社の研修等で養成する	100.0	75.0	100.0	25.0	100.0	75.0	-	25.0	25.0	50.0	50.0	-	-
雇用・業務委託する費用がない	100.0	6.5	8.1	-	51.6	50.0	12.9	1.6	71.0	4.8	3.2	9.7	4.8
どのような指導者がいるのか知らない	100.0	-	-	-	50.0	66.7	16.7	16.7	50.0	16.7	-	-	16.7
その他	100.0	4.0	-	-	52.0	48.0	8.0	16.0	52.0	8.0	8.0	8.0	12.0

第39表 資格所持者を雇用・業務委託していない場合の業種別に見た活動内容 <資格を持った指導者を雇用・業務委託していない場合>

	F.2 スポーツ・健康づくりの活動内容 (%)												
	総数	個人の運動・実技指導	個人向け健康相談	団体向け健康事業	啓発・体力づくりの普及	改善指導	善指導者の介護・予防	診療・リハビリ	特定保健指導	フレームワーク等	派遣・運動指導者	その他	無回答
総数	100.0	5.9	11.8	1.0	49.5	53.4	11.8	12.8	62.0	3.9	3.6	10.8	4.9
民間のフィットネスクラブ	100.0	100.0	100.0	-	33.3	33.3	-	-	-	-	66.7	-	-
公共のスポーツ施設	100.0	100.0	100.0	50.0	100.0	-	-	-	-	-	50.0	-	-
健康行政機関	100.0	50.0	50.0	-	50.0	50.0	50.0	-	50.0	-	-	-	-
保健所	100.0	-	-	-	100.0	-	100.0	-	-	-	-	-	-
スポーツ行政機関	100.0	-	-	-	100.0	-	-	-	-	-	50.0	-	-
学校・教育機関	100.0	-	-	-	100.0	-	-	-	-	-	50.0	-	-
病院・診療所	100.0	2.6	7.7	2.6	23.1	41.0	23.1	74.4	28.2	2.6	7.7	2.6	5.1
高齢者介護・保健福祉施設等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
健康・医療・スポーツ関連団体	100.0	33.3	66.7	-	66.7	66.7	33.3	-	-	33.3	33.3	-	-
健康・医療・スポーツ関連企業	100.0	10.0	20.0	-	60.0	30.0	20.0	-	20.0	20.0	-	-	20.0
9・10以外の一般・企業・団体	100.0	16.7	16.7	-	33.3	33.3	-	-	16.7	-	-	33.3	33.3
健康保健組合	100.0	2.2	8.8	0.4	52.2	59.2	9.2	3.9	75.4	3.5	0.4	12.7	3.5
1～12以外	100.0	42.9	28.6	-	57.1	42.9	14.3	14.3	28.6	-	14.3	14.3	14.3
無回答	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

第40表 資格所持者を雇用・業務委託していない場合業種別に見た活動内容に対する支払金額回答組織の割合

	1. お客様の運動 実技指導		2. お客様の運動 プログラム作成		3. お客様の健康 相談		4. 自組織の健康 づくり教室の企画		5. 自組織の健康 づくり教室の指導	
	金額 回答あり	無 回答・不 詳	金額 回答あり	無 回答・不 詳	金額 回答あり	無 回答・不 詳	金額 回答あり	無 回答・不 詳	金額 回答あり	無 回答・不 詳
総 数	12.8	87.2	6.2	93.8	6.6	93.4	6.6	93.4	11.8	88.2
民間のフィットネスクラブ	-	100.0	-	100.0	-	100.0	-	100.0	-	100.0
公共のスポーツ施設	-	100.0	-	100.0	-	100.0	-	100.0	-	100.0
健康行政機関	100.0	-	-	100.0	-	100.0	-	100.0	-	100.0
保健所	100.0	-	-	100.0	-	100.0	-	100.0	100.0	-
スポーツ行政機関	50.0	50.0	-	100.0	-	100.0	-	100.0	-	100.0
学校・教育機関	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0
病院・診療所	15.4	84.6	10.3	89.7	10.3	89.7	2.6	97.4	12.8	87.2
高齢者介護・保健福祉施設等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
健康・医療・スポーツ関連団体	-	100.0	-	100.0	-	100.0	-	100.0	33.3	66.7
健康・医療・スポーツ関連企業	20.0	80.0	10.0	90.0	-	100.0	10.0	90.0	10.0	90.0
9・10以外の一般・企業・団体	16.7	83.3	16.7	83.3	16.7	83.3	16.7	83.3	33.3	66.7
健康保健組合	10.5	89.5	4.4	95.6	5.7	94.3	6.6	93.4	10.5	89.5
1～12以外	14.3	85.7	28.6	71.4	14.3	85.7	14.3	85.7	14.3	85.7
無回答	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

第40表 資格所持者を雇用・業務委託していない場合業種別に見た活動内容に対する支払金額回答組織の割合

	6. 自組織内個人の健康相談		7. 自組織健康づくり事業のコンサルティング		8. スポーツ・健康増進施設管理運営		9. 特定保健指導		10. 職員の健康づくり全般	
	金額回答あり	無回答・不詳	金額回答あり	無回答・不詳	金額回答あり	無回答・不詳	金額回答あり	無回答・不詳	金額回答あり	無回答・不詳
総数	8.9	91.1	4.3	95.7	4.3	95.7	29.5	70.5	3.9	96.1
民間のフィットネスクラブ	-	100.0	-	100.0	-	100.0	-	100.0	-	100.0
公共のスポーツ施設	-	100.0	-	100.0	-	100.0	-	100.0	-	100.0
健康行政機関	-	100.0	-	100.0	-	100.0	-	100.0	-	100.0
保健所	-	100.0	-	100.0	-	100.0	-	100.0	-	100.0
スポーツ行政機関	-	100.0	-	100.0	-	100.0	-	100.0	-	100.0
学校・教育機関	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0
病院・診療所	7.7	92.3	2.6	97.4	-	100.0	2.6	97.4	5.1	94.9
高齢者介護・保健福祉施設等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
健康・医療・スポーツ関連団体	-	100.0	-	100.0	-	100.0	-	100.0	-	100.0
健康・医療・スポーツ関連企業	10.0	90.0	-	100.0	-	100.0	10.0	90.0	-	100.0
9・10以外の一般・企業・団体	33.3	66.7	33.3	66.7	16.7	83.3	16.7	83.3	16.7	83.3
健康保健組合	8.3	91.7	3.5	96.5	4.4	95.6	37.3	62.7	3.1	96.9
1～12以外	14.3	85.7	14.3	85.7	14.3	85.7	14.3	85.7	14.3	85.7
無回答	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

スポーツ・運動指導者を雇用する要件

運動実施指導ができれば採用します。必要としているところに派遣しております。
現在の職員2名中1名は健康運動実践指導者です。
お客様に受け入れられる指導者。
・地域の健康づくり。
・健康づくりのための個人の運動メニューの作成。
個々に合ったプログラム立案と実技について、指導してくれ、継続して評価、指導してくれる人。
資格はもちろん、人間性など、当社の採用基準を満たす者であれば。
会員制のフィットネスクラブですので、採用・業務委託の機会は今のところありません。
既に多くの資格保持者が活躍中。
プロフェッショナル意識が高く、幅広く人気を得られる魅力的人材。
顧客に健康づくりのモチベーションをかけられる人材。
採用される方です。
利用者への健康サポートの根源になる。
健康づくりに関する理論、実技能力がある方。
個人の顧客よりも会社としての顧客を握める人材。
顧客に満足してもらえる指導ができる。
・顧客が増える。顧客のニーズに対処できる。
・行政等の担当者に指導内容等を適切に解説できる。
・高齢者の運動指導が適切にできる。
顧客を大切にできる人。一般常識があり、コミュニケーションが他のスタッフとできる人。
接客能力が高く、人と接することが好きな人材。
業務委託の検討。
子供に対する、体操水泳の指導力があること。
利用者様に対する効果提供。
介護予防のプログラム充実。顧客の継続率UP。
顧客をモチベーションできるプロフェッショナルな支援者。
院長が健康運動指導士である。
集客力、運動効果を結果としてだせる。
有疾患者に対する運動指導全般。
ホテルの中の高齢者向けのスポーツ施設ですので、ホスピタリティに富んだ、気持ちの優しい者を採用させていただきます。
医療情報、基礎医学の知識を持つ運動指導者。特にリスク管理についての知識。
サービス業であることを充分理解している。
対象に合わせたコミュニケーションができる事を前提として、個人の体力に合わせたトレーニング指導ができる。
定期的なアセスメントできる。指導ではなく、支援する。ポピュレーションアプローチで集客し、ハイリスクアプローチを可能とする。
学生数が増える。
企業、市町村等に健康づくりの企画、提案のできる人。
患者の健康づくりに寄与する。
顧客UPにつながる指導者。
認知度UPにつながる指導者。
職員の健康づくりに寄与…したいのですが、忙しい職場なので、成果を出すのは難しい。
・個々に対しての運動処方ができる方。
・顧客を増やす為に接客術、礼儀など習得している方。
顧客が増える。
コミュニケーションが豊か、指導者としての知識。
廃用及び予備軍に当たる方々への動機付けとなるスポーツや、指導者。
運動習慣のない方々への運動に対する理解を得られる行事。または指導。
顧客増加（ウエイトルーム会員や高齢者用プログラム実施などの各スクール参加者の増員）。それによる社会的貢献度アップ。
・顧客が増える
・収益が上がる。
指導者自身が与えられた仕事（教室）を募集～運営、実務までをこなせる事が出来る事が理想です。
口コミによる会員増員。法人会員増員。
・スポーツの楽しさを感じさせられる人。
・相手の反応を感じられる人。
・リピートして来てくれる様心掛けられる人。
顧客が増える。（利用者増）
健康運動への企画運営の実践。
特定保健指導で改善が見込まれる。
介護予防につながる。
顧客が増える。健常者のみならず、リスクを持った会員に対しても適材適所に指導者。笑顔がすてきな指導者。
学校組織としては、学生に健康づくりについてわかりやすく、より興味のわく授業をして頂ける方。
・疾患を有する方への運動処方と実践ができる。
スポーツ選手等のコンディショニング、パフォーマンス向上を目標にやっています。
高齢者が好きで、運動指導に前向きな人。

社会的地位。
現在2名の健康運動指導士を採用しているので追加の検討は考えていない。
会員数を増やす事ができる。売上UPできる。
相手の生活習慣をより良い方向へ向けることができる
運動指導全般及び運動施設のマネージメントなどオールマイティに実践できる方を考えたい。
信頼できる指導能力及び人間性。
障害者の運動指導プログラムができる。
特に考えていない。地方医師会として行政の枠内で活動している。
現在、健康運動指導士2名、今年合格した方2名の計4名に運動指導士として勤務して頂いております。
・楽しみながら健康増進ができる。
・幅広い年齢対象に指導ができる。
地域住民の健康づくりに寄与する。
市民の健康づくりを本気で考え、アイデアを出せる人。
結果を出せる。
基礎知識を持ち、その知識に基づいた指導ができる。
専門性を持った方。介護業務もできる方。明るく元気で思いやりのある方。
元気良く、明るく、積極的な人材。お客さんが増える。
市民の健康づくりに寄与する。
楽しいプログラムが提供でき、会員数を増やせる。
人柄、信頼関係。
介護予防、高齢者（介護認定非問わず）の健康づくりにおける指導者、及び前記の方々を支援する方々の教育、研修。
企画、営業までできる運動指導者。
顧客が増える。
教室の企画、実施、報告を行える能力があるか。
県民の健康・体力作りに寄与。
健康体力づくり。メタボリックシンドロームの改善等の基礎的なプログラムを活かした運動プログラムの実施・指導が出来る者。
将来運動指導の現場で働きたいと考えている学生達の指導・育成をしつつ、地域への貢献活動ができる人材。
モチベーションが高く、常に成長できる人材。人に好かれる素質があること。
・自らの資質向上に努めながら、医療分野と関連した指導ができる人。人間性豊かな人。
・弱者の立場に立って、効果的な指導ができ、更に経営理念を意識しながら生産性を生み出せるノウハウを持って利益向上に努められる人。
経営面を考えることができる人。
地域住民の健康づくりに寄与する。顧客が増える。幅広い年齢層、スポーツ（運動）内容が指導できる。
年齢・性別等を問わず幅広い知識と能力を有する人。
市民の健康増進。特に運動を取り入れた健康づくりに力を入れている。保健師、栄養士と共にセットで保健指導を行っている。
・ジュニアスポーツ
・介護予防
・レク系
・フィットネス系
顧客が増える。
組織として人を雇う体制づくりとなっていないし、且つ収入を得る事業構築もできていない。現在は、役員ボランティア活動として成り立っている。
即応性のある指導者で、顧客を楽しませる力を持っている方で、素直な指導。
教育者としての現場経験年数。エアロビクスの指導者。（専門学校としての要件を満たしている者）
生活習慣病予防、楽しく健康づくりをするための教室の企画、実践ができる。
顧客満足度が高い。運動継続率の向上につながる指導ができる。
・その方に合った運動プログラムの提供
・運動継続のためのフォロー
・「サービス業」的視点
・集団指導（健康教室）の企画・運営・指導
・社会人としての基本を持ち合わせている人材。
社員の健康づくりに寄与する。
社員の福利厚生につながる。
・有所見率が減る。
・社員が健康で活気がでてくる。
従業員の健康増進。
コスト面から、現状は採用・委託が困難。
顧客満足度の向上。
社員の健康づくり。
現状、特に採用は考えていない。
パーソナルトレーニングのリクエストが増えれば。
採用、及び業務委託する余力なし。
現状では特定保健指導に注力することを考えている。
医療費の節減につながる場合など。
検討していない。

・採用は考えておりません。
・特定健診業務委託の健診機関に特定保健指導も併せて業務委託している。（健診機関に運動指導士がいる）
社員の健康づくりに寄与する。
被保険者（組合員）の健康管理と健康づくりに関する啓蒙と実践に関する知識吸収に寄与。
医療費削減
社員の健康づくりに具体的に寄与する。
今のところ予定はありません。
現在は指導者等の採用は考えていません。
①運動は日々のウォーキングと簡単な筋トレで十分。
②運動よりも食事の管理が重要。
健保組合ではなく、事業体が担当。健保としては体育奨励事業費として支援。
検討せず。（費用を捻出できる財政状態ではない）
財政状況が急激に悪化しており、保健事業に関する予算の見直しを検討中。
採用、業務委託は今の所考えておりません。
健康になり、診療を受けなくなることが目的。
健康づくりに寄与できる。
特に予定はない。
保健指導を組み合わせた健康づくりを活動として検討。
現在のところ事業主との連携をメインで実施しており、採用・委託は考えていない。
健保では採用は考えていない。
特定保健指導の一環として、運動への取り組み指導。
当健保では健康運動指導士を採用するまでの予算が出てまいりません。
社員の健康づくり（身体＋メンタル）に寄与する。
被保険者向けのメタボリックシンドローム改善指導。
被保険者の健康づくり。
健保加入者（～74歳）の健康づくりに寄与する。
メタボリックシンドローム予備軍の解消に寄与する。
組合員の健康づくりに寄与し、医療費削減に成果が見られる場合。
自主的に継続的に運動習慣が改善されるように指導できる指導者であれば検討したい。
被保険者、被扶養者の健康づくり。
メタボリック改善の集団実施プログラム。
疾病予防。
メタボリックの改善に寄与するのであれば、検討の対象になると思う。
当面、採用・業務委託の検討はいたしません。
現段階では予算上困難。
社員の健康づくり。
社員の健康づくりに寄与。
病気の予防、健康維持。
被保険者の健康づくりに寄与。
運動習慣の定着。
組合員の生活習慣の改善。
加入者の健康が増進し、病院にかかる人が減ること。
被保険者の個別に応じた運動プログラムの作成、アドバイスができる。
採用、業務委託は考えていない。
わからない。
業務委託は事業所に依頼する。（スポーツクラブ経営）
・特定保健指導積極的支援、動機づけ支援対象者の減少。
・被保険者の運動不足の解消。
加入者が興味を持ち、且つ、継続できるような運動指導。
特に現時点では、予定がございません。
医療費の低減に明らかに結びつくものでなければ、取り組む余裕はない。
加入者の健康増進に寄与するもの。
組合員の健康づくりに寄与する計画立案により、参加者を増加させられる。
今の所、採用の検討はない。
被保険者・扶養者の健康づくりに寄与できるのであれば、業務委託について検討する。
厳しい財政の中で検討はできない。
社員の健康づくりに寄与すること。継続できること。（関心を持たせる）
検討していません。
仕事をファイナルでやり遂げられる人材。
・高齢者が共感できる運動指導ができる。
・家でも繰り返し実践できるトレーニングを指導できる。
余裕がない。
特定保健指導に寄与するプログラム。
成果が出る、見える特定保健指導。
被保険者・被扶養者の健康づくりに寄与し、結果として医療給付への節減につながる内容のもの。
メタボリックシンドロームの削減につながれば検討する。
メンタル面も含めた社員の健康づくりと生活習慣病の予防指導。
現在、当該事業の実施は検討しておりません。
スポーツ・運動指導者よりも、保健師の採用を優先検討する。

<p>メタボを効率的に解消する有酸素運動、基礎代謝を高める無酸素運動、運動を安全に事故なく実施するために必要な、ウォーミングアップ、クールダウン、体の柔軟性向上、ストレッチの仕方等を上手く織り交ぜ指導できる方。しかも、運動に楽しみを見出し、自発的に運動実践を継続使用とする、前向きな意識を芽生えさせてくれるような介入を行える指導者。更に欲を言えば、現業系・事務系を問わず腰痛等を訴え、継続的に柔道整復士に通う方が多い。筋肉は鍛え方次第で、腰痛・膝通を緩和させることができる。労働安全衛生面からのこうした指導も実施できれば、事業主にもメリットを実感して貰える。</p>
<p>採用、及び業務委託も考えていない。</p>
<p>財政が逼迫しており、採用や業務委託を行う余裕がない。</p>
<p>結果として、腹囲85cmを下回る社員の育成。つまり、特定保健指導対象者の削減。</p>
<p>特定保健指導のみ。</p>
<p>組合員の健康づくり。及び、生活習慣病予防のためのエクササイズに効果があれば。</p>
<p>・考えてはいない。</p>
<p>・どんな結果出ているか。</p>
<p>被保険者、被扶養者の健康増進→医療給付費の削減。</p>
<p>加入者の健康増進につながる事がおおいに期待できること。</p>
<p>成果があったとしても、現在では採用・業務委託は検討していない。</p>
<p>被保険者の健康づくりのために集団で施設に出張してもらいたい。</p>
<p>特定保健指導への活用。メタボ予防の啓発が可能であれば。</p>
<p>運動の習慣付け（行動変容）ができる指導者。</p>
<p>特定保健指導で手いっぱい、それ以上の業務には手が回らない。（予算的にも）</p>
<p>社員の健康保持・増進に役立つこと。</p>
<p>雇用、業務委託の予定なし。</p>
<p>社員の健康づくり。</p>
<p>運動指導者の利用は考えていない。</p>
<p>現状考慮せず。</p>
<p>・業務に起因する腰痛等の予防や痛みを軽減させる気軽な運動、ストレッチを指導できる。</p>
<p>・全国の事業所へ職場でのストレッチや筋力強化等を巡回して指導できる。</p>
<p>健康づくり、体育奨励に関する企画、運営など。</p>
<p>当組織は健康保険組合であるため、現在の関心事は、特定保健指導である。したがって運動指導者の関与によって、メタボ対象者の改善に寄与することが、目に見える形で示されれば、採用・業務委託を検討する。</p>
<p>社員の健康づくり。</p>
<p>特定保健指導に係る範囲で改善できれば良い。採用・業務委託は考えていない。</p>
<p>運動習慣のない者に行動変容を起し、運動習慣を身につけさせ、かつ継続させる意識付けができる。</p>
<p>特定保健指導を推進するうえで、運動面からの的確なアドバイスをしてもらえる人材。</p>
<p>・健診データの改善（定量的な成果が出る）が認められる。</p>
<p>・社員の健康に対する意識が向上する。</p>
<p>計画なし。</p>
<p>加入者（被保険者、被扶養者）の健康づくりに寄与する。</p>
<p>メタボリックシンドローム予備群の人が、自主的に生活習慣を改善するように指導し、メタボリックシンドロームの状態から脱出させるスキルをお持ちの指導者であれば、委託を検討します。</p>
<p>加入者の健康増進につながる。</p>
<p>特に考えていない。</p>
<p>健保財政状況が良くなれば検討。</p>
<p>指導対象者1人1人に対して、その個人への適切な運動指導、運動実践へのプログラミングを行い、健康づくりに寄与し、具体的な効果をあげることができる人材。</p>
<p>サービスを拡大する余裕はない。</p>
<p>採用、業務委託は考えていない。</p>
<p>医療給付（被保険者あたり）の顔が減少するという具体的効果。</p>
<p>（運動指導者の活用方法が不明）</p>
<p>今のところ特定保健指導（業務委託）で手いっぱいです。</p>
<p>健康増進は縮小していますが、疾病予防の関係であれば可能性があります。</p>
<p>生活習慣病のキャリアが減少すること。</p>
<p>特定保健指導対象者又は予備群の中で無関心期にいる人達への行動変容を起ささせること。</p>
<p>自組織のみでは考えられない。</p>
<p>スポーツクラブを利用したり、日常において安全に運動ができて、メタボリックの予防を実践的に（個々人のニーズに合った対応可能な）行える人材であれば、業務委託の形式で活用したい。</p>
<p>健保組合でなく、事業所に「ヘルスケアトレーナー」がおり、ストレッチなどの指導（運動など）をしていたが、現在はしていない。業務中に指導できる時間のご協力が不可欠である。</p>
<p>全国に社員が分散している状況で社員を集める、あるいは指導員等を派遣することは不可能であり、採用、あるいは業務委託は検討していない。</p>
<p>社員の健康づくりに寄与。</p>
<p>医療従事者としてのほかの資格がなければ難しい。（栄養士、NS、PTなど）</p>
<p>当施設は障害者スポーツの普及、振興を事業の柱としているため、障害者スポーツ指導員資格等を持っていることが望ましいです。健康増進に関しては、保険体育教員資格があれば、対応可能ではないでしょうか。</p>
<p>保険診療報酬が得られる。</p>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・顧客が増える。</li> <li>・サプリメント等の販売が増える。</li> <li>・トレーニング用品の売上、利益が増える。</li> <li>・パーソナルトレーニング等付加サービスの売上が増える。</li> </ul>
患者数、収入の増加、学術面（研究など）の向上に寄与する。
社員（患者様）に効果のある指導ができ、分析データをもとに指導内容にバリエーションをもたせて行える人。
疾患やその人の状況に合わせた、柔軟な対応を行っていただける人。
医療機関という特性上、理学療法士に限っております。
対象者の身体状態を理解し、運動指導ができる。運動療法の結果を、何故そうなるのかを考え、運動指導に活かすことができる。
医療知識が備わっていることが前提で、生活習慣病の改善に寄与する。
安全で的確な筋力トレーニングの指導が可能の方。
保険点数が増える。
顧客が増える。集団の実技指導が行える。高度な専門知識（心臓リハや糖尿病指導）が行える人材。医療スタッフとの知識の共有が行える者。
<ul style="list-style-type: none"> <li>・心臓のリハビリテーションも含めた指導ができる。</li> <li>・患者さんの事後改善にも寄与する。</li> </ul>
疾患理解、知識と医療職との関連性が組み立てられる専門指導員。
採用は困難。職員の健康づくりの手法として業務委託で実践してもらうことは考えられる。（定期的な健康教室等）
こどもとその家族が実践しやすい具体的な運動指導を行うことができ、肥満などの治療が継続してできること。
疾病の治療目的での運動の指導。
栄養と合わせて総合的な運動指導ができる。
現在、採用の予定はありません。
高齢者の介護リハビリテーションに興味がある指導者。
患者が増える。
診療報酬に反映される。
社員の健康づくり。
健康運動指導の新部署設立のため、今年度、健康運動指導士を採用した。
グループ企業全体でトレーニングセンターを共有しており、当面必要なし。
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ドックの後の疾病者への保健指導の一環として使う。</li> <li>・病院の従業員の為の運動指導。</li> </ul>
精神障害者等の入院患者のリハビリに効果があるスポーツ指導や職員の健康増進に寄与する。
病院という業態であるので、運動指導者等の採用なくとも、院内の活動は実践されている。
指導の質向上ができる。
高齢者の運動指導。
地域住民への貢献と顧客増。
社員の傷病予防に良いと考える。特に腰痛予防対策が必要。しかし、専属者の採用は経営者で考えていない。
<ul style="list-style-type: none"> <li>・顧客増。</li> <li>・職員のメタボの改善。</li> </ul>
施設利用率が上がる指導者。
市民の健康づくり、体力増進をリードできる。
役所関係の業務、管理ができて、指導ができる人材。
予防医療や高齢者医療を充分理解し、接客、指導、サービスを提供できる者。
公共でありながら民間同様の会員制によるフィットネスクラブであるため、期待する効果としては顧客が増えることが第1です。コンパニオン、コンサルティング、コーチング、この3Cの要素を満たす運動指導者を必要とします。
会員様を飽きさせない運動指導。
民間と公の機関とが連携を持って行えるネットワークができないもののでしょうか。公で健診→民間施設で指導継続→市町村の健康度upの希望が望める。
市民の健康づくりに寄与する。
スポーツができる方のみでなく、人間性または組織をまとめられるようになれる人材を採用しております。
顧客が増える。売上増。
22年3月をもって施設閉鎖となるため、検討しない。
現代社会のニーズにあった資格があるならば検討する。本社が社員については採用を決定するため、大まかなこととなります。
利用者を増やす。（特に平日の12時～18時頃）
会員のニーズを引き出せる。“楽しく”を与えられる。新しい物（企画等）を提供できる。
顧客が増える。介護運動にも寄与。
顧客が増える。信頼される。
健康診断事業に直結し、企業、市町村等との間に太い関係が構築できる可能性があり、顧客増が期待できる。
顧客が増える。
利用者が増え、安心した利用者の確保ができる指導者。
検討はします。

健康づくりの指導に関して、情熱と使命感を持っている者。ホスピタリティ・マインドを持って人と関わることができる者。
顧客が増える。顧客の施設利用、継続させることができる。
スタジオレッスンにおいて、常時10名以上の参加が見込めるレッスンを開催できる。
人間的、接客向き、専門知識（資格）を兼ねそろえている人材。
顧客が増えるプログラムの提供。
スタッフに運動指導の手本となる人。接客の良い人。
顧客サービスと新規入会促進
顧客が増える。
顧客満足度を常に意識し、トレーナーとしてのみならず、企業人としても企画、提案、実行できる人材。新たに採用は無理です。今いるスタッフに資格を持ってもらうのは可能。
医科大学（病院）附属施設という特徴のため、広い対象者に対する対応が必要であり、変化に対応できる能力。
顧客が増える。
利用者増。
利用客増。長期的健康増進など。
地域社員の健康増進。
顧客が増える。高品質サービスを提供できる。
会員に知識をつたえることのできる人
質の高い指導ができる。利用者のニーズをくみとれる。
運動指導、特定保健指導が実際にでき、顧客の大半が満足を得られることができる。
安全で適切な運動指導が実施できる者。陸上、水中との両プログラムを企画・実施できる者。運動指導者としての経験が十分な者。
当社では指定運動療法施設として、運動療法を行っており、指導士、指導者の有資格者の確保は重要課題と考えています。
運動指導ができ、お客様を定着させる事のできる方
顧客のよこ喜び（効果や心的リフレッシュ）を作り出せ、それを自分の喜びとできる人
学術的、技術的なことはもちろん、コミュニケーション能力に優れている者
信頼できる指導者。
顧客が増える。
地域に貢献する健康づくり事業。特定高齢者等、デイサービス、デイケア等への運動指導が必要な方への事業。
幅広い運動指導能力がある。医学的知識がある。高いコミュニケーション能力を持っている。
顧客が増える。顧客が満足する。
事業の企画から指導までできる指導者
顧客が増える
受講生の確保、地域社会への貢献（講演実技等）
明るく笑顔で受講生を元気づける指導者
管理業務
成果が出せる運動プログラムを作成し、指導できる者。科学的な視点で評価分析ができる指導者を望みます。
会員集客寄与
介護予防（高齢者の健康運動指導）。運動指導の企画力。
1.顧客のニーズに対応できる（スポーツに限らず） 2.成果を生み出せる（レッスン参加者、担当顧客、有料商品）
健康体力づくりのプログラム作成・及び指導・助言
専門分野だけでなく、プレゼンテーション、コミュニケーション能力がそなわっている事。接客業としての意識が高い方。
医学的、運動生理学的知識を有し、接客、接遇にたけている、実績あるインストラクター
施設利用者の利用目的に適した的確なアドバイスができる。職員に指導、レクチャーができる。
エアロビクス、ヨガ等のグループレッスンのできる方。他は間に合っている。
カルチャーで教室で顧客をどんどん増やせるような指導員、又は、カルチャーの先生が欲しい。
顧客に求められている運動指導ができ、受付や雑務等業務全般に対応ができる指導者。
会員増加
お客様の個別健康ニーズを把握し、それに対応できる能力を有する
ビジネスに貢献できる指導者、ビジネスマインドを持った指導者
経営理念に掲げている“健康づくり・幸せづくり”「私たちはお客様一人一人の健康づくりをサポートし、地域の皆様の幸せづくりに貢献します」を個々で考え、実践できる人。
顧客が増える。利益を生み出せる。営業活動ができる。（公共、民間）
顧客が増える。
健康運動指導士等の資格保有者が利益を生み出すしくみづくりが、現在のところないので採用等はない。
お客様が運動を長く続けられるようになる。お客様の目的が達成できる。
顧客が増える。質の高いコミュニケーション能力。
予定なし
お客様に成果を出せるトレーニング指導ができる者。トレーニングに誘い込む営業力のある者。
お客様の信頼が得られ個人個人に合ったプログラムを提供できる能力があり、楽しく継続させられることができる指導者であること。
売上UP
売上（利益）が向上するのであれば検討します。
顧客の定着につながるサービスが提供できる
顧客の健康に貢献

スポーツ・運動指導者の雇用や社会的意義に関する意見

まだまだ、認知度が低い。楽しく、気軽に運動に取り組める、プログラム作りと、実技指導を受けられる、講師を養成してほしい。

有資格者の意見は「ライセンスも重要だが、車の免許同様その後のレベルアップをする努力が肝心である」財団に対しては「企業民間にたよるのではなく、彼らの雇用を確保すべく施設を充実させ、能力を結集するような場を作ってはどうか」それがひいては国民全体の健康体力増強をくまなく進めていける源になるのではない。

医療費が毎年増加する中で、メタボ対策等も医療関係の診療等の費用が主で、運動指導の費用に目を向けられていない。特定保健指導においても統括者となる人材は運動指導ができる人が選ばれていない。運動による効果と指導者が高齢になっても活躍できる事を社会的にアピールするには、政府に認めさせる団結と資料の提出が必要である。

継続研修会を多く開催して下さい。

デイサービス等の施設でリハビリ体操や、レクリエーション、体力測定、健康相談などを指導する健康運動指導士だけでは、介護保険を適用が受けられないという事は、不当だと思う。現場も理学療法士より運動、リハビリ（生活行動能力（マヒの為の）、口腔等差指導なども担当している。健康運動指導士の資格は、対応できていないことがおかしい。介護予防などの目的においても、資格がいかされていないことは、おかしい。また、行政からの委託なども大手企業が受けている場合が多い。なかなか会社として経営は、できていません。

トレーナーはケガ等の救急時、自身においても、負傷させてしまった場合も「責任」を負わされる割に給料は低いと思う。雇用する側としてはできるだけ配慮したい。

健康運動指導士の資格だけでは雇用に結びつかない。OT、PT、などを持つ必要性を感じている。最近の資格保有者は、ペーパーインストラクターが非常に目立ちます。資格取得で満足している者が多く、評価の際の資格保有は考慮していない。

質の高い運動指導者の育成をお願い致します。

病気にさせない介護にさせないために、予防の推進を積極的に行い、国家の医療削減に貢献することが、最も大切。いかに健康なときに、健康に対する優先順位を上げて、行動変容させられるかが大きなポイントだと考えます。

指導者としての専門知識以前の問題として、一般常識、コミュニケーション能力に乏しく、TPOをわきまえない指導者が多すぎると感じます。

多くのフィットネスクラブが監視、器具の使用法の説明ができるだけのスタッフを配置しているのが現実である。中高年者（その多くが有患者）の利用が多くなっている昨今、上記のスタッフだけではいけないと思われる。そのため健康運動指導士を常駐させるべきだが、法的しほりを強くさせる必要があると思う。（全て認定施設にするなど）

これからは予防医学及びアンチエイジングの時代に入っていくので、スポーツ・運動指導者は不可欠です。なにとぞ適材適所できる様、幹旋の程、宜しく申し上げます。

医療界で働ける健康運動指導士を養成していただきたい。分野ごと（医療、予防、健康…）に精通した専門性を持つ資格にするため認定や専門などの区分け、レベル分けをしていただきたい。

少なくとも健康運動指導士は国家資格にしないと、社会的に認められない。そして、健康増進施設が業界といわれるようにならない。国はこの制度を原点に立ち戻って見直すべき時期にきていると思う。早いほど良い。

以前は公共の体育館現場で働いており、スポーツ・運動指導者の社会的意義が十分感じておりましたが、現状の職場では、意識が低くなってきています。

・健康運動士、実践指導者が更に活躍できるようになる事を期待しています。

まだまだ、運動指導者の社会的意義が低いです。指導者自身の向上や、財団の向上が望まれます。

指導者は国民の体力を向上させて、医療費減の立役者となるべく存在のため、更なる社会的認知度、地位の向上をお願いします。

送付担当者に存在ありません。

資格を有していることで満足している方々も多いと思いますので、より一層のスキルアップ（知識アップではなく）を望みます。また反面、各資格を有することで企業側と資格保持者のメリットが出せる仕組みがあると良いと思います。

公共機関に話を持ちかけることがよくありますが、資格と企画の釣り合いがうまく取れていないように感じていますので、今後何らかの形が出てくると良いと思います。

現業務内容がマネジメント分野が大半なので、実際「健康運動指導士」資格が活かされていない。ただ保持しているだけになっている。社会的認知度も低い。

・運動実践指導者、運動指導士資格持っていないくても、現在医療関係の指導している方々を見てみると資格って何だろうと思う時があります。

・健康増進施設でも有資格者の有無の実践や保健所での健康講座等にも有資格（実践、指導士）なくてもできる現状を見ると、せっかく取得した資格が生かされないとは、今から目指している学生やインストラクターにどう説明していいの不安です。

今後、健康増進上、益々必要となるスタッフです。

健康運動指導士という名称は随分と世間にも浸透している様に伺える。イベントや研修（健康や身体に関わる）の折にも肩書きとしてライセンスを有している方が最近、特に目に写ります。その様な方々は、ライセンス習得で学んだ学習領域は基より、さらに特化した、個々の能力を発揮されている方々ばかり。今求められているのは、企画と実施能力では。

<p>私は実践指導者の有資格者です。個人事業主（フリーインストラクター）ですので、各質問に多くは答えられません。私が開講し、活動を続けるサークル（高齢者）が3つ、地域のクリニックでの糖尿病予防改善運動教室を2つ、民間FC2ヶ所で運動指導をしています。今後、指導の機会が増え、運動指導者が必要になることを期待しています。</p>
<p>まずは健康運動士を厚生省の公認資格にもどして欲しい。</p>
<p>もっと専門性を高める必要がある。医師、理学療法士、看護師などの専門職としっかりカンファレンスができるようにしていかなければならないと思う。又、経営の勉強も必要と思う。</p>
<p>現在、運動指導の資格が多数あるなか、健康運動指導士として、特別優れた運動指導の資格となって欲しい。元は厚生労働省認可の資格となっていたが今は団体の一資格になっている。</p>
<p>健康運動指導士等の必要性が認知されるよう努力が必要。最近？貴財団でポスターやチラシを作成していただいているので掲示している。ありがとうございます。（私は有資格者です）</p>
<p>スポーツ関係者の地位向上のために、スポーツ関係の国家資格が必要。そうすれば、環境を変えられる。</p>
<p>健康運動指導士の資格を、国家資格に準じる資格として知名度アップを。</p>
<p>社会的な地位向上を目指していただきたいのと、ワークショップの数を増やして欲しいです。ロコモティブシンドロームを予防するためにバイオメカニクスにも力を入れて欲しいです。</p>
<p>都市部を除いて、スポーツ運動指導者の確保は難しい。広大な雇用に対する情報提供を貴財団でも積極的に行ってもらいたい。</p>
<p>健康志向が強まる中、運動指導者は今後大いに活躍するべき場が必要だと思う。と、同時に民間スポーツクラブにおいても地域の方々の健康を担うという面においては社会貢献できているし、その先には医療費削減という成果も期待できるので、何らかの公的補助（金銭的）等が受けられるようになると思う。</p>
<p>どんな知識よりもまず人間性。コミュニケーション能力、姿勢、これがないと何も始まりません。資格がある以上、知識技術は当たり前で、仕事以前の問題をクリアして、資格は活かされます。</p>
<p>まだまだ一般的には、認知されていないと思います。運動指導士の社会的地位の向上も図らねばなりません。その為には、運動指導士自らの質の向上をさらに進めないといけないと思います。（現時点では、健康運動指導士とは名ばかりの実力をとまなっていない指導者が多すぎます）</p>
<p>似たような名前の資格と混同される（一般の方より）ので残念です。もっと広まれば資格の有効性も高まるのでは。謝金にはねかえってこない仕事もあるようです。ローカルTVの体操担当を10年して、県の理事をさせていただいているので、普及になれば資格を出していました。</p>
<p>運動指導者の社会的地位が、日本の学習（教育）システムの影響でかなり低く、また従事者自身にもその状況を打破しようとする姿勢が、全体的にまだまだ弱い。雇用者も雇う際にもっと技術サービスを雇う自覚が必要で、若者の使い捨てのような雇用制度ではあってならないと思う。</p>
<p>どの資格にしても、その人の人間性をもっとも重要だと思われれます。その事が有意義な資格と認められると思います。</p>
<p>健康運動指導士の国家資格化を願う。もしくは、より運動指導を専門とする健康運動指導士とそうでない有資格者との差別化を図ってほしい。指導できない健康運動指導士が多すぎる。</p>
<p>健康運動指導士、実践指導者の社会的地位が確立されていない。行政にもっとアピールして、指導士、指導者の働ける範囲を広げてもらいたい。</p>
<p>健康指導を行う場合には経験だけでなく、実践経験、及び専門的な知識を有し、公的な資格が必要と考えます。</p>
<p>一般の方々への、運動指導者の資格認知度が低いと思う。誰に、どのような資格を持った人にとというのが現状だと思う。</p>
<p>資格を取得したあとの活動現場が増えると資格の有用性も更新率も高くなるのではないかと考える。</p>
<p>医療機関の中において健康運動指導士が技術職として認められるよう涙ぐましい努力をして、やっと昨年8月付けで一組織として存在を明確にできました。質の高い運動指導を提供して医療技術者に認められる事、そのために常に実施したものは分析して発表し、堂々と肩を並べて研究成果を出すこと。特に、社会の現状を踏まえつつ、疾病管理プログラムに着手して効果を上げていくこと、それが健康運動指導士（付加価値がつけられる）として採用され、雇用創出につながっている。当施設では、それをしっかり生み出して存在感を出している。今後、運動指導士が生き残る道は医療と手を組むことだと強調したい。</p>
<p>基礎資格は保健師又は看護婦で、スキルアップのために受験しました。新たに運動指導者として雇用されてはいません。せつかく資格を持ったので、広く普及していきたいと思います。</p>
<p>スポーツ、運動指導者の社会的地位の向上を望みます。まだまだ認知度は低く、対価も低い状態です。ただ、指導者としての自覚が足りないこともあるように思う。（地位向上には、それなりの知識・技術があることが大前提）いずれにしても、指導者として生活ができるようにならないといけないと思います。</p>
<p>社会的地位の向上を望みたい。</p>
<p>スポーツ、運動指導者の資格は資格であって、免許ではない。よって、採用する事業者にとっても、どうしてもなくてはならないものではないので、事業者の考え次第である。しかし、医療でいう自由診療と捉えれば、腕の良い運動指導者が値段を決め、高く取れるとも考える。また、健康スポーツ産業界にも資格の奨励や官・産共に共通理念の下にそれぞれの資格の価値観を築かないかぎり、資格を有効に活かした業界づくりは難しいと考えます。だから、社会的意義が薄いように感じます。</p>
<p>・保育所等の体育教員資格として認定して欲しい。（健康運動指導士、健康運動実践指導者）</p>
<p>・現在、有資格者は、運動指導者として雇用されず、趣味の延長としか理解されていない状況です。</p>

<p>スポーツ、運動指導を軽視している訳ではないですが、現在は主に産業保健指導や特定保健指導、情報発信等を通じて運動の啓蒙に取り組んでおります。健保との連携で事業場毎に運動指導を推進しているケースはあります。但し、指導者の常時雇用は現在は考えておりません。</p> <p>弊社は健康アドバイスをを行う会社なので、お客様にとっても知識が必要ですし、自分の身を守る為にも必要だと感じております。現在は、産業医の先生にアドバイスをいただいています。</p> <p>自分も取得に対して興味があるが、講義などのセンスが問われる職業のため、自分に合うかどうか…というところです。</p> <p>個人的には必要だと思うが、企業としては余力がないと思います。</p> <p>保健師、栄養士、運動指導士が揃っての指導で健康づくりができると思うので、国をあげての取り組みが必要だと思います。企業での雇用というのは難しいと思われる。</p> <p>当健保組合は平成21年10月1日設立となり、保健事業の準備を進めております。グループ施設に健診施設があり、保健師や管理栄養士、運動指導士がおりますので相談や委託をして進めております。</p> <p>日常生活で体を動かす機会をつくっていくことが、何よりの健康増進事業だと考えます。どのように習慣化していくかが今後の保健指導のポイントだと思っています。</p> <p>業務委託の範囲なら柔軟な対応と活用が考えられるが、その事だけで雇用となると、かなりの事業主あるいは団体代表者を含めた理解が必要となる。</p> <p>健康運動指導者の役割は重要だと思います。資格の公的な位置づけが必要です。指導士、実践指導者の企業・団体への配置を義務づけるよう活動を期待いたします。</p> <p>現在、特定保健指導は専門事業者に業務委託している。まだまだ一般の人々に認知されていないので、直接雇用は現在では難しいのではないかと。啓蒙活動に力点を置き、社会的認知度を上げていくことがまずは必要と考える。</p> <p>正しい知識や情報に基づいて行うことが安全で効果が上がると考えるので、本来もっと普及しても良いと思う。</p> <p>日常活動での運動が重要。</p> <p>どのような有資格者がいるのか（資格の定義）や有資格者による指導の具体的な内容、費用、効果などについてもっと詳しく知ってもらう必要があるのではと感じています。</p> <p>特定保健指導においては「食」に重点をおいて、次に「運動」と考えているので、運動指導士が「食」に関してどこまで指導できるか疑問である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康運動指導の重要性は十分認識しています。</li> <li>・特定保健指導により、食事・スポーツ面での「気づき」が有効になされれば、本人は自分で何かやるはずです。</li> <li>・ジムに定期的に行くことも有効な方法の一つですが、社内に健康運動指導士を置く必要はなく、ジムにいるべきと考えています。（実際、ジムには多数いると思います）</li> <li>・健保の仕事は被保険者、被扶養者に対して有効な「気づき」を与える事がメインの仕事で、その後の事は「もち屋」に任せるべきと思っています。「もちはもち屋」</li> </ul> <p>個人としては、スポーツの必要性・重要性を感じるが、組織として被保険者全体に行うのは、いろいろと難しい点がある。</p> <p>世の中が便利になる事と相反して、人間が運動する場が失われ生活の中で、自然に身体を使わなくなっている現状から、健康のために必要な運動を理解して、不足している部分を自ら補えるようになるための指導が不可欠である。この事を家庭や職場（地域）で実践できる有資格者はもっと認められるべきであり、その地位や待遇も確立されるべきである。</p> <p>肉体的のみでなく、精神的な健康の保持・増進にもスポーツ・運動は必要だと考える。国民一人一人が気軽に、かつ当たり前前に健康的な運動ができるように様々な場面で支援・指導をしていただきたいと思う。</p> <p>非常に重要なことで、今後普及してほしいが、事業主がメインのことであり、現在は難しい。</p> <p>資格取得後のフォローアップ等は行っているのでしょうか。</p> <p>労働者としての運動指導者の将来は明るくない。社会的認知が確立していない。スポーツ系専門学校を出て、スポーツクラブのインストラクターの道がせいぜい。資格として確立している介護分野も歴史浅く、待遇悪い。学問的にも学際領域の認知がない。スポーツ運動が収益を目指せる領域と錯覚し、資本投資を招き、施設乱立によりレベルが低下している。もう少し認知レベルを上げる必要。</p> <p>健保連主催の健康教室に参加した経験がありますが、そのプログラムに健康運動指導士の方々の講義等があれば良いと思いました。</p> <p>「健康運動指導士」の存在自体が世間に周知されていないと思います。社会的意義を問う前にアピールし、周知されることが必要では。</p> <p>各事業所により仕事の内容が違うので、各事業所に合わせた運動指導をまわっていただけたら理想だとは思いますが、現実的には、時間・費用の面で難しいと思います。</p> <p>意義も解る。しないよりした方が良いのも解る。限りある資金を公平に分配できない。必須のものから充てていくと、できないものになる。</p> <p>健康運動指導士がどんなことができるのか知りたい。</p> <p>個人的に保健指導をしていく上で、運動の面だけ専門的に特化した指導が必要かどうかは疑問です。身近にできる運動（歩行時間を増やす、階段を利用する等）でも継続していけば、生活習慣に効果があると思います。</p> <p>健康運動指導士の登録されているフィットネス施設等のリスト一覧は公表されているのでしょうか。入手は可能でしょうか。当健保組合ではスポーツ施設（フィットネスジム）等の入会補助をしているので参考にしたい。</p>
---

今の健保組合の財政では新規の事業は難しい。
国への拠出金（高齢者医療制度）、納付金と医療給付金（毎年増加）、健診費で予算の大部分を占めており、他の保健事業を行う余裕がない。
特定保健指導における栄養・「運動」指導は車の両輪として、重要な位置づけと認識している。当健保は保健指導を全面外部事業者に委託しているため、指導業者の課題として今後「運動」に関するテーマを掲げ展開することを働きかける。
PRが足りないのではないかと。
健康維持上有益とは思われるが、コスト対効果の面から優先順位は低い。
スポーツ・運動のみとなると導入は難しいと思います。（職域の場合）
事業主の考え方では、全国に分散する被保険者が同レベルの援助を受けられない制度は基本的に不適切とする傾向が強い。当健保ではスポーツイベント（野球やボーリングなど）を開催した場合の補助金を支給している程度で、メタボ対策も含めて運動の仕方のコンサルタントは本来は必要だと感じているが、全国一律の内容での制度化となると、そのための人的な確保等において今は着手できる状態ではない。
専門的知識を持った人が運動指導をすることは有効だと思うので、健康運動指導士、健康運動実践指導者の存在意義は大きいと思います。しかし、保健師として保健指導をしていて、働いている人へ運動をすすめることは難しく、運動より食事面を気にする方が多いようにも感じます。
例えば、特定健診機関に運動指導者が在籍されているケースはありますか。
健診直後（健診当日）に保健指導を提供している健診機関に在籍され、指導していただくと、初回面接率を上げるのにとっても合理的で有効と思われます。その後、経過を診るための保健指導に出向くより「運動」をしに行くついでに「保健指導」を受ける体制があれば、保健指導受診率向上につながると考えます。
意義は充分にあると思いますが、まだ、個人的・自発的に運動しようとする人のみ有効な気がします。
健康づくりイベントを企画してみたいと思いますが、指導者がいないため実現していません。
極めて重要なことと考えますが、組織上その役割は健保ではなく、事業所となっている。一方、事業所はこの不景気でなかなか健康づくりに費用を使えない状況です。
医療機関等に特定保健指導を業務委託している健保が多いと考えます。（医療機関・健診機関を自前で持てる健保は少数派）
一般企業では一つの職務専門家として雇用することは困難だと思います。
人類は物質的に豊かで便利な社会を目指すうちに、次々と生活上必要であった運動を省いてきました。しかし、便利な社会には同時に糾える縄の如く、内臓脂肪症候群のようなデメリット、歪が生じました。今度は逆に意識的に運動に取り組む必要性が発生した訳ですが、社会はここにおいてもスポーツジム等での効率的な実践を求めています。
社会進歩にとって効率向上は不可欠な要素ですが、人間社会には時に効率とは無縁な働きも必要です。森林浴を楽しむウォーキング、他人との協調性を育てくれる団体スポーツでは、時間を割けば割くほど、無駄とは言えないストレス解消や信頼関係を築けます。
競技を離れたウォーキング等においても、気のおける仲間と一緒に実践であれば、単調そのものとも言える運動ですが長続きします。
現代社会が抱えるメタボ、ストレス等様々な悩みから開放してくれるのが運動の良さです。それは何処かに置き忘れてきた生活習慣を取り戻す活動でもあり、そこに上手く導いてくれる指導者は、社会を健康に循環させる潤滑油の如き存在かと思えます。
どのような効果をもたらすか疑問。
特定保健指導（保健師による）が始まったばかりで、スポーツ・運動指導者がいればそれに越したことはないが（また、必要でもあるが）、そこまで目がいていない。
まだ健保に入ったのが09年4月からで、内容がまだ分からない。
当面は利活用の予定はありませんが、健康への寄与力は相応に発揮されるものを推察します。
健康運動指導士、健康運動実践指導の資格において、どれだけ教育がなされ、資格取得可能かが明確でない。意外と短時間で取得できると思うので、4大制にしてカリキュラムを確立してもらうことが必要ではないかと感じております。
特定健診保健指導を実施するにあたり、運動の必要性は実感している。ただ、当健保は財政状況が厳しく、そこまで手が回らないのが残念です。
スポーツ・運動指導者はスポーツ施設の現場で指導したり、進捗の確認をしたりすることで存在意義を発揮すると思われるので、自然とスポーツ施設で契約（雇用）される形態となるのではないかと考えられます。健保組合で直接雇用したり、委託しても、中途半端な状況に陥るのではと思います。
健康運動指導士の存在について、正直、無知であるのか知りませんでした。どういった場所、機会に活躍されているのかも、あまり聞いたこともありませんでした。もっと広報し、活躍されていることを企業、官公庁へのアピールをしてはいいががですか。私のように無知なものもいると思います。
規模推経済状況下ではあるが、企業の従業員の健康保持増進は重要な課題であり、企業（事業主）にその事を認めてもらい、運動指導者の活用をもっとアピールすることが必要である。
特定健診・保健指導の実施計画を策定時点で始めて存在を知った。運動指導者の存在および役割、技能をもう少し幅広くPRする必要があるのでは。
スポーツ、運動指導者も大事ですが、スポーツ、運動に取り組める環境作りを優先させたいと思います。

<p>スポーツ、運動施設が誰でも使用したい時に近くにあり、利用料が安いことが一番ではないでしょうか。現状では、生活に余裕がある人でないと、スポーツはできない。誰でも、いつでもスポーツする場所があればメタボの方は10%減減と思います。</p>
<p>問8について</p>
<p>1. 特定保健指導は実施しているが、全て健康診断等の健診機関に委託。赤字健保では、スポーツ、運動指導者等の雇用は考えられない。現在でも既存の保険事業の見直しを要求されている。</p>
<p>健康のための各種スポーツ、運動機能については世の中に情報が溢れており、特段資格を有している方の指導等をおおぐ必要性はかんじていない。</p>
<p>特定保健指導一つ取っても、保健師を主体に事業を行う事例が紹介されており、スポーツ指導者が行う事業というものがよく分からない。保健師、栄養管理士がある程度組織化され、契約が簡単なイメージがあるのと比べ、実態がまるで分からない。全国に点在する事業所に対し、平等なサービスを行ってもらうことができるのか分からない。</p>
<p>スポーツ、運動指導者は、専門の知識を駆使し、実践に強い人材を多く企業が雇用、活用できることが望ましいが、運動指導者の資格が多く存在しているのも事実で、法的にも企業側がどのように活用してよいか分からない状態だと思います。健保組合としては、リーズナブルな委託費と良き人材、メタボリック等の疾病予防効果がある程度検証できるなどの条件を満たせば、積極的に活用できるのではと考えます。</p>
<p>まず、被保険者や被扶養者の運動の必要性を理解するために、納得させる説明が必要で、意識改革が不可欠であると思う。</p>
<p>健康志向は社会的に高まりつつあるが、健診の受診や食生活における構成が高く、スポーツ・運動については一部の者に限られているのではないだろうか。本人の意識が変わり、運動の必要性を感じるようになるまでには、もう少し時間がかかるように思う。</p>
<p>体育施設の人員配置については、法的な根拠もないため、最低限の安全管理が図られれば良いという施設が大多数です。しかし近年の健康ブームの追い風に乗って、豊富なプログラムを提供することで、集客力を高めるといふ施設も増えつつあり、これは民間のフィットネスジムに多く見受けられます。この場合、プログラムの信用性を考慮する上でも専門知識を有する有資格者を配置することは必要不可欠だと思います。今後プログラム内容と利用者数などから施設に配置される有資格者の定数が法的に定められるようになれば、資格取得の意義がもっと明確になり、給与面等の改善も図られることと思います。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療なのか、民間療法なのか、外から見ていて不明瞭です。</li> <li>・疾患を有する方を対象にする際のリスク管理や負担量の調整に、一貫性や明確な基準がみられない指導者をよく見かけます。業界としてどのようなレベルかは分かりませんが、事実、そういう人を見てしまっている以上、疑問は消えにくいです。勉強不足かもしれません。私見として捕らえていただければ幸いです。</li> </ul>
<p>健康運動指導士は、生活習慣病一次・二次予防の運動指導士として素晴らしいスタッフと考えます。しかし、健康運動指導士が対象者に運動指導を行っても、理学療法士が運動器、呼吸器、脳血管疾患、医療機関でリハビリを実施した時の診療報が発生しません。自費負担では、対象者は指導を受けてくれないのが現状です。予防における運動療法にも、健康運動指導士が指導することにより、ある期間、負担金を保障する制度をつくる必要があると考えています。介護予防のリハビリは必要ですが、介護保険の使用される金額が多く、施設の収入が過剰すぎるのではないのでしょうか。</p>
<p>指導士の知名度も低く、指導能力も様々で、満足の得られる人材もいれば、そうでない人材もあり、所有者（資格）が乱立している気が感じられる。雇用の面でも、まだまだ少なく、受け入れ側への周知が必要と思われる。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・国家、公的資格化が急務です。民間資格では雇用も困難で、他医療職との連動ができない。学術体系も弱い。社会的意義のある職種ですので、大切な資格と考えます。</li> </ul>
<p>公衆衛生領域ではよく知られている資格ですが、病院や診療所での知名度はあまりありません。特にハイリスク者への運動指導ができないと、このあたりからの需要はないでしょう。</p>
<p>保健指導、介護予防等、運動指導者のニーズが高まってきているものの、社会的地位についてはまだ高いものとは言えない気がします。専門性の高い資格（指導士等）と思うので、行政がさらに資格の重要性について、理解を深め、活躍の場を広げていけるよう働きかけて欲しい。</p>
<p>高齢化社会にあつて、健康の維持は益々重要となる。現役引退者、又は短期間雇用者などについても、組織的な指導体制が希望されます。</p>
<p>スポーツ・運動指導者を専門として雇用というのは、必要性は理解できるが専門職としての可能性は低いと思う。複特技として考えるのが妥当と料する。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢化社会となる今後、医療削減等のためにも専門指導者におけるスポーツ、運動推進が必要。また幼少期における体力はもちろん、スポーツを通じた精神的育成のためにも専門者の雇用推進することはよいと思う。</li> <li>・専門的に学生時代行ってきたスポーツ学生の社会的受皿としてもよいと思う。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・資格保有者の存在と運動指導者のニーズとががみ合っていないことを感じます。運動を指導して欲しいが、どこで探せばよいのかということ。</li> <li>・雇用時に感じる事ですが、健康指導「士」と「者」とでは、大きな開きを感じます。いろんな面で、「者」の資格認定が甘すぎると思っています。</li> </ul>
<p>健康づくり、介護予防の重要な要素となっている「運動、体力」に関して社会をリードする、より高い知識と企画力等の能力向上が必要である。</p>

<p>一時予防の必要性について、より一層力を入れていくこと。運動の大切さ、気持ち良さを理解し、実践する方が増えれば雇用や、社会的意義の向上にも繋がるのでは。</p>
<p>疾患予防、介護予防、運動器疾患など健康運動指導士が医療機関内で働きやすくなると良い。</p>
<p>特定保健指導を広めていくのであれば、医療機関と健康運動指導士のつながりをもっと良くするべき。今のところ、栄養士が多く活躍していると思う。(栄養士で健康運動指導士を取得した人)話を聞くと、運動のことはよく分からないから、適当に話して、あとは栄養指導と言っているので、運動の事をもっと普及して欲しい。</p>
<p>海外では国がバックアップしており、運動意識が高く、資格の有効活用できているが、日本は国民の4%しかクラブに通っている人がいないため、運動意識を高めるためにも国の協力体制が必要と感じる。</p>
<p>健康運動指導士は、現在の制度の中(民間資格)で何ができるかを問いながらもっと専門性を高めるべきと考える。(何も国家資格ありきではないのでは…)他の専門職(私の組織では看護師、検査技師、栄養士、理学療法士)といかにチームリハビリテーションとしてメンバーに関わるかがポイント。きちんと住み分けは出来ないけれど、お互いに何ができるのかをOJTで取り組んでいる。おそらくグループトレーニングあたりがキーポイントになるのではないのでしょうか。</p>
<p>運動をしていることのメリットをしっかりと考えられる指導者が望ましい。民間の施設ではとかく、お相手係、お話係になりがちなので、もちろんサービス業としての心得は必要ですが、トレーニング、エクササイズに対する心構えが大切だと思う。</p>
<p>当財団は、中災防THPサービス機関のため、あまり必要ありません。「事業場における心身の健康づくり」や「特定保健指導」では、健康運動指導士の役割は明確ではありません。当財団では、今後の活用として、もう少し重度のリスクを持つ方などの運動指導など、メディカルスタッフとしての活用の方向性を検討しています。</p>
<p>社会的地位の低い。医療機関との円滑な連携ができない。→顧客、医療、施設の3方共にメリット少し。</p>
<p>特定保健指導は実施していますが、地方における現状は、まだまだこの制度の認知度が低く、参加者が大変少ないのが残念です。</p>
<p>健康運動指導士の社会的地位向上の為、国家資格レベルの価値のあるものにする。待遇面も改善されていけば、特定保健指導も形式的なものではなく、より活性化されていくのではないのでしょうか。</p>
<p>医療費削減の為、より予防的な側面を持つ運動指導において、社会的に報酬が低く、地位も決して高くないのが現状であると思います。その為、他の業種に比べて、年給、福利厚生面で劣っていると思われる、若年層の離職、転職率が高いのでは。</p>
<p>特定保健指導に関して、市町村の依頼を受けて指導させていただいている。当社に関しては今後、メタボ対策のプログラムを企画中です。</p>
<p>民間運動施設や運動指導者の社会貢献を評価してほしい。数多くの方から「健康になれた」と喜んでいただいているが、経営的にはかなり厳しく指導者確保に苦慮している。</p>
<p>スポーツ・運動指導者の国家資格は必要でしょう。ぜひ、健康運動指導士がそうなってほしい。そのためにも、企画・経営といった部分にも精通し、トレーニング・ケアの部分にも深く理解できている必要があると考えています。</p>
<p>民間は、現在どこも経営は苦しいところが多いと思います。新たな雇用というのは、資格を持っているからといって正社員として入るのは難しいと思います。</p>
<p>健康運動指導士は国家資格ではないが、医師看護師等国家資格と同等の重要性、社会的意義があると思います。運動指導のプロとして、世間一般に認知され、より多くの健運士が活躍できる様、国家資格としての認定及び報酬面の改善、雇用創設のシステムの整備が必要だと思います。</p>
<p>高齢化社会が浮き彫りになる昨今、高齢者のQOLと高齢者自身の活力を社会が必要とされる。つなぎ役として社会を支えたいと考える。実現させる仕組み作りを貴組織に期待する。</p>
<p>さらに、健康運動指導士、健康運動実践指導者が活躍できる場が増えていくことを望みます!</p>
<p>欧米先進国のフィットネス人口が、右肩上がりに増えているのに対して、日本では昨年で3.1%と近年横バイ状態が続いています。しかし、近い将来、現在の医療・保険制度が崩壊状態となり、「病気の予防」に対する意識が高まって、運動指導者・運動施設へのニーズは高くなると考えています。</p>
<p>運動の仕方や知識を一般の方に伝え、運動の習慣を身につけてもらい(特に施設近隣の地域住民)、健康維持・増進、疾病予防・改善に貢献していくことであると思います。</p>
<p>雇用や社会的意義の向上のために、運動指導者の国家資格化を希望します。</p>
<p>特定保健指導の初回面接を、健康運動士も可として頂きたい。</p>
<p>今後、ニーズは高まり必要となるが、コスト面との関係もあり、検討の必要な面である。単に健康・運動だけでは難しいものなのかもしれない。</p>
<p>もっと健康運動指導士の社会的認知度を高めて、給与面が上がり、一人でも多くの指導士が一生働けるようになってもらいたいと思います。</p>
<p>1. フィットネス業界に就職する若者達には、パーソナルトレーナーが人気です。しかし、現実には彼等がパーソナルトレーナーとして就職できるほど甘くありません。専門学校は2年間の教育で安易に資格を与えているように思えます。パーソナルトレーナーには、高度な専門知識や技術だけでなく社会人としてのコミュニケーション能力や「人間的な魅力」と言えるようなものまで要求されます。もう少し段階を踏んで資格を与えるべきです。2. 女性の雇用について、結婚、出産という問題があります。使い捨てにならないように育成することが課題です。一指導者から管理者に進むことも可能になるよう、本人と企業が努力することが健康づくりを進めるために必要です。</p>

運動指導だけではなく、業務を分析評価改善できる能力、及びマーケティングや危機管理能力を身に付けた運動指導者がさらに増えることで、世間に認められると感じます。健康運動指導士の地位を高めていくことを貴財団に強く望みます。

当施設は、医師、看護師、健康運動指導士、実践指導者等のスタッフで、健康増進施設として、病院併設で医療法人が経営しています。利用者が高い会費を納入して、健康・体力づくりに取り組まれていますので、国や地方自治体からの補助金が出れば、更に利用者も多くなり、指導者の雇用につながるのではないかと考える。

会費や運動指導料による収入が少なければ、雇用や就業条件  
特定保健指導についての問合せ等も全くない。また、行政の取り組みも全く分からない状況にある。一般の方も運動で改善していく余裕もないように思われる。

健康運動指導士の資格を、国や市町村から運動指導の仕事を行なうときには必須になるように重要性をあげてほしい。できることなら国家資格等にしてほしい。

高齢社会に伴い、さらに、国民の健康等に関する意識が高いことから、企業等のニーズが高くなってくると思う。従って、医学的知識、特に、整形外科等に関する修得が必要と思われる。

年2人ペースで健康運動指導士を養成している。以前は、T H Pヘルスケアトレーナーの肩書きが仕事受注に必要な時があったが、近年は特定保健指導も含めて（特定高齢者）「健康運動指導士等」という表現が出ているため。

健康運動指導士に代表される専門知識を有する資格者は、正しい高度な運動指導・栄養指導ができ、品質面でも均一化が図られる。厚労省におかれては、民間企業における資格取得に対する助成や多くの有資格者を擁する企業、団体を顕彰したり、公共の運動施設の指定管理者選定において優遇していただく（加点要素とする）などの支援策をご検討いただきたい。

【調査票】

【最初に、貴組織についておたずねします】

F1 貴組織の業種について、主なものを一つ選んで○をつけてください。  
また、働いている方（正職員、臨時職員等すべてを含む）の人数を（ ）にご記入ください。

1. 民間のフィットネスクラブ	※本部・全支店含む ( ) 人
2. 公共のスポーツ施設	※1施設内 ( ) 人
3. 健康行政機関	※市内の健康づくりに携わっている部署すべて ( ) 人
4. 保健所	※1施設内 ( ) 人
5. スポーツ行政機関	※市内のスポーツ振興に携わっている部署すべて ( ) 人
6. 学校・教育機関	( ) 人
7. 病院、診療所	※1院・1診療所内 ( ) 人
8. 高齢者介護、保健福祉施設等	※1施設内 ( ) 人
9. 健康・医療・スポーツ関連団体 (社団・財団・NPO等)	※本部・全支部含む ( ) 人
10. 健康・医療・スポーツ関連企業	※本店・全支店含む ( ) 人
11. 上記9、10以外の一般・企業・団体	※本店・全支店含む ( ) 人
12. 健康保健組合	※組合員ではなく、事務局人数 ( ) 人
13. 上記1～12以外 ( )	( ) 人

F2 貴組織で実施しているスポーツ・健康づくりに関する活動内容について、あてはまるものすべてに○をつけてください。

1. 個人（社員・お客様）向け生涯スポーツ、または健康づくりのための運動の実技指導 2. 個人（社員・お客様）向け健康・体力づくりチェック・相談 3. 団体・組織向け健康・体力づくり事業のコンサルティング 4. 健康・体力づくりの普及・啓発 5. メタボリックシンドロームの予防・改善指導 6. 高齢者の介護予防・改善指導 7. 診療・治療・リハビリテーション 8. 特定保健指導 9. スポーツ・健康づくり器具、プログラムの企画・開発・販売 10. スポーツ・運動指導者の派遣（実技指導、講義、ほか） 11. その他（ ）
--

F3 健康・体力づくり事業財団が養成している「健康運動指導士」「健康運動実践指導者」をご存知でしょうか？

健康運動指導士を	1. 知らない	2. 聞いたことがある	3. 知っている
健康運動実践指導者を	1. 知らない	2. 聞いたことがある	3. 知っている

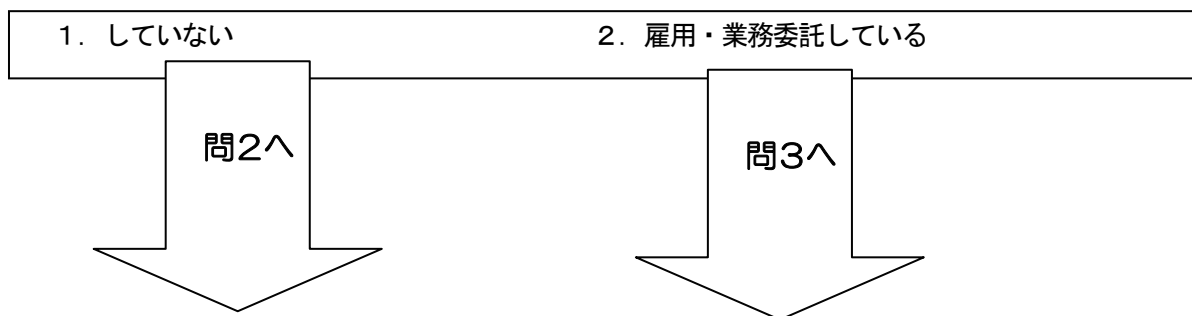
F4 貴組織の業務において、どのような成果（特定保健指導に限らず）を生み出せるスポーツ・運動指導者であれば、採用・業務委託を検討されますか。お考えがございましたら、下記にご記入ください。  
（例；顧客が増える、社員の健康づくりに寄与する など）

F5 貴組織の業務において、スポーツ・健康づくりに関する活動内容にどの程度支払うことが可能ですか。さしつかえなければ、お答えいただける範囲で（ ）に金額をご記入ください。

1. お客様の運動実技指導（60分／集団）	（ ）円
2. お客様の運動プログラム作成（1人）	（ ）円
3. お客様の健康相談（30分）	（ ）円
4. 自組織の健康づくり教室の企画（1本）	（ ）円
5. 自組織の健康づくり教室の指導（60分）	（ ）円
6. 自組織内個人の健康相談（30分）	（ ）円
7. 自組織の健康づくり事業のコンサルティング（1年）	（ ）円
8. スポーツ・健康増進施設管理運営（1年）	（ ）円
9. 特定保健指導	（ ）円
10. 職員の健康づくり全般（常駐雇用者の年俸）	（ ）円

【 貴組織におけるスポーツ・運動指導者についておたずねします 】

問1 現在、貴組織において、スポーツ・運動指導者資格を持った指導者を雇用・業務委託していますか。あてはまるもの1つに○をつけ、それぞれの問いへお進みください。





問3で[2 健康運動指導士]に○をつけた方は、問4・5にお答えください。

問4-1 健康運動指導士は何名在籍していますか。また、どの仕事を想定して雇用しましたか。( )に数字を入れ、あてはまるものを二つまで選んで○をつけてください。

a. 正社員・職員 ( ) 名	
1. 運動プログラム作成者として	5. 施設管理者として
2. 運動実技指導者として	6. 経営管理者として
3. 健康や運動の相談者として	7. 事務
4. 健康や運動専門の施策・事業企画者として	8. その他 ( )
a-2. そのうちの	
1. 医師 ( ) 名	2. 保健師 ( ) 名
3. 管理栄養士 ( ) 名	
b. 非常勤職員 ( ) 名	
1. 運動プログラム作成者として	5. 施設管理者として
2. 運動実技指導者として	6. 経営管理者として
3. 健康や運動の相談者として	7. 事務
4. 健康や運動専門の施策・事業企画者として	8. その他 ( )
b-2. そのうちの	
1. 医師 ( ) 名	2. 保健師 ( ) 名
3. 管理栄養士 ( ) 名	

問4-2 問4-1で[運動プログラム作成者]または[運動実技指導者]に○をつけた方のみ  
運動指導、プログラム提供の対象について、あてはまるものすべてに○をつけてください。

1. 健康な中・高齢者	5. 要介護(予備群)高齢者
2. 障害、怪我等のリハビリ者	6. アスリート(競技力向上)
3. メタボリックシンドローム該当者	7. 子ども、青年
4. 有病者	8. その他 ( )

問4-3 なぜ、健康運動指導士を雇用しましたか。あてはまるものすべてに○をつけ、雇用したことによる具体的な成果、メリット等がございましたらご記入ください。

1. (健康づくりのメタボの有病者の介護予防の)運動指導に長けている
2. (健康づくりのメタボの有病者の介護予防の)運動プログラムを作成できる
3. ほかの資格と比べて運動に関する知識が豊富である
4. 医学・生理学の知識がたしかである
5. 運動も栄養も指導できる
6. 特に理由はない
7. その他 ( )
【具体的な成果・メリット】

問 4-4 健康運動指導士の資格保有者に、待遇面でのメリットを付与することや職場のバックアップはありますか。

1. ない 2. ある → 具体的に	}
-----------------------	---

問 4-5 健康運動指導士に、さらに、どのような能力があったらよいと思いますか。あてはまるものを二つまで選んで○をつけ、ほかにもありましたら下の記述欄にご記入ください。

1. より高い運動指導能力（具体的に 集団・パーソナル・ハイリスク者 等 ) 2. より高い運動プログラム作成能力 3. より高い医学・生理学知識 4. 教室・運動事業企画・実施能力 5. (自治体、企業内の)健康施策立案能力	6. 危機管理能力 7. 経営・マーケティング能力 8. コミュニケーション能力
【欲しい能力】	

問 5 健康運動指導士に業務委託・外注していますか。具体的な内容について、主なものを三つまで選んで○をつけてください。

1. していない 2. 運動実技指導 3. 運動プログラム作成 4. 健康相談・体力チェック 5. 指導者派遣	6. 講演・講義 7. 健康づくり事業・教室等の企画・実施 8. 健康づくり事業・施策のコンサルティング 9. その他 ( )
---	--

問 5-2 業務委託・外注事業している場合、その対象者について、あてはまるものすべてに○をつけてください。

1. 健康な中・高齢者 2. 障害、怪我等のリハビリ者 3. メタボリックシンドローム該当者 4. 有病者	5. 要介護（予備群）高齢者 6. アスリート（競技力向上） 7. 子ども、青年 8. その他 ( )
--	--

問 5-3 なぜ、健康運動指導士に委託しましたか。あてはまるものすべてに○をつけ、委託したことによる具体的な成果、メリット等がございましたらご記入ください。

1. (健康づくりの メタボの 有病者の 介護予防の ) 運動指導に長けているから 2. (健康づくりの メタボの 有病者の 介護予防の ) 運動プログラムを作成できるから 3. ほかの資格と比べて運動に関する知識が豊富であるから 4. 医学・生理学の知識がたしかであるから 5. 運動も栄養も指導できるから 6. 特に理由はない 7. その他 ( )
【具体的な成果・メリット】

問3で [ 3 健康運動実践指導者 ] に○をつけた方は、問6・7にお答えください。

問6-1 健康運動実践指導者は何名在籍していますか。また、どの仕事を想定して雇用しましたか。( )  
に数字を入れ、あてはまるものを二つまで選んで○をつけてください。

a. 正社員・職員 ( ) 名	
1. 運動プログラム作成者として	5. 施設管理者として
2. 運動実技指導者として	6. 経営管理者として
3. 健康や運動の相談者として	7. 事務
4. 健康や運動専門の施策・事業企画者として	8. その他 ( )
a-2. そのうちの	
1. 医師 ( ) 名	2. 保健師 ( ) 名
3. 管理栄養士 ( ) 名	
b. 非常勤職員 ( ) 名	
1. 運動プログラム作成者として	5. 施設管理者として
2. 運動実技指導者として	6. 経営管理者として
3. 健康や運動の相談者として	7. 事務
4. 健康や運動専門の施策・事業企画者として	8. その他 ( )
b-2. そのうちの	
1. 医師 ( ) 名	2. 保健師 ( ) 名
3. 管理栄養士 ( ) 名	

問6-2 問6-1で[ 運動プログラム作成者 ]または[ 運動実技指導者 ]に○をつけた方のみ  
運動指導、プログラム提供の対象について、あてはまるものすべてに○をつけてください。

1. 健康な中・高齢者	5. 要介護(予備群)高齢者
2. 障害、怪我等のリハビリ者	6. アスリート(競技力向上)
3. メタボリックシンドローム該当者	7. 子ども、青年
4. 有病者	8. その他 ( )

問6-3 なぜ、健康運動実践指導者を雇用しましたか。あてはまるものすべてに○をつけ、雇用したこと  
による具体的な成果、メリット等がございましたらご記入ください。

1. ( 健康づくりの メタボの 有病者の 介護予防の ) 運動指導に長けている
2. ( 健康づくりの メタボの 有病者の 介護予防の ) 運動プログラムを作成できる
3. ほかの資格と比べて運動に関する知識が豊富である
4. 医学・生理学の知識がたしかである
5. 運動も栄養も指導できる
6. 特に理由はない
7. その他 ( )
【具体的な成果・メリット】

問 6-4 健康運動実践指導者の資格保有者に、待遇面でのメリットを付与することや職場のバックアップはありますか。

1. ない	→ 具体的に	]
2. ある		

問 6-5 健康運動実践指導者に、さらに、どのような能力があったらよいと思いますか。あてはまるものを二つまで選んで○をつけ、ほかにもありましたら下の記述欄にご記入ください。

1. より高い運動指導能力 (具体的に 集団・パーソナル・ハイリスク者 等 )	
2. より高い運動プログラム作成能力	
3. より高い医学・生理学知識	6. 危機管理能力
4. 教室・運動事業企画・実施能力	7. 経営・マーケティング能力
5. (自治体、企業内の)健康施策立案能力	8. コミュニケーション能力
【欲しい能力】	

問 7 健康運動実践指導者に業務委託・外注していますか。具体的な内容について、主なものを三つまで選んで○をつけてください。

1. していない	6. 講演・講義
2. 運動実技指導	7. 健康づくり事業・教室等の企画・実施
3. 運動プログラム作成	8. 健康づくり事業・施策のコンサルティング
4. 健康相談・体力チェック	9. その他 ( )
5. 指導者派遣	

問 7-2 業務委託・外注事業している場合、その対象者について、あてはまるものすべてに○をつけてください。

1. 健康な中・高齢者	5. 要介護(予備群)高齢者
2. 障害、怪我等のリハビリ者	6. アスリート(競技力向上)
3. メタボリックシンドローム該当者	7. 子ども、青年
4. 有病者	8. その他 ( )

問 7-3 なぜ、健康運動実践指導者に委託しましたか。あてはまるものすべてに○をつけ、委託したことによる具体的な成果、メリット等がございましたらご記入ください。

1. (健康づくりの メタボの 有病者の 介護予防の ) 運動指導に長けているから
2. (健康づくりの メタボの 有病者の 介護予防の ) 運動プログラムを作成できるから
3. ほかの資格と比べて運動に関する知識が豊富であるから
4. 医学・生理学の知識がたしかであるから
5. 運動も栄養も指導できるから
6. 特に理由はない
7. その他 ( )
【具体的な成果・メリット】

全員の方におうかがいいたします。

問8 貴組織では、業務として特定保健指導を実施するにあたり、新たに健康運動指導士、健康運動実践指導者を雇用・業務委託しましたか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

1. 特定保健指導を実施していない
2. 実施している・業務委託している・受託（一部含む）している

下記のa～fであてはまるものがありましたら、○をつけてください。

- a. 健康運動指導士を雇用した
- b. 健康運動実践指導者を雇用した
- c. 健康運動指導士へ業務委託した
- d. 健康運動実践指導者へ業務委託した
- e. 健康運動指導士、健康運動実践指導者以外の資格所持者を雇用・業務委託した
- f. 従来スタッフで行っている

スポーツ・運動指導者の雇用や社会的意義について、ご意見などございましたらご記入ください。

ご意見など

以上で、すべての質問は終了です。お忙しい中、ご協力いただきありがとうございました。  
同封の返信用封筒をご利用いただき、11月20日（金）までに投函していただきますようお願い申し上げます。  
また、お礼を送付いたしたく、送付先を下記へご記入ください。

ご担当者名	ご住所 〒
TEL	

※回答の内容について確認等の連絡をさせていただいてもよろしければTELもご記入ください。



【スポーツ・運動指導者に対するニーズ調査研究メンバー】（敬称略・50音順／委員長○）

委員

曹 振波 早稲田大学スポーツ科学学術院グローバルCOE次席研究員  
高崎 尚樹 (株)ルネサンスヘルスケア事業本部長  
○田畑 泉 (独)国立健康・栄養研究所健康増進プログラムリーダー  
増田 和茂 (財)健康・体力づくり事業財団常務理事

ワーキングメンバー

飯塚 裕三 (財)健康・体力づくり事業財団調査情報部長  
永岡 裕昭 (財)健康・体力づくり事業財団指導者養成部長  
石井 荘一 (財)健康・体力づくり事業財団指導者養成部調査役  
柳川 尚子 (財)健康・体力づくり事業財団調査情報部調査役  
中村 容一 (財)健康・体力づくり事業財団調査情報部研究員

この調査研究は、スポーツ振興くじ助成金を受けて実施しています

**平成 21 年度スポーツ振興くじ助成事業  
スポーツ・運動指導者に対するニーズ調査**

平成 22 年 3 月

財団法人 健康・体力づくり事業財団  
東京都港区東新橋 2-6-10 大東京ビル  
〒105-0021 TEL03-6430-9111  
URL <http://www.health-net.or.jp>

